



第3次
新見市
環境基本計画

令和5年3月
新見市



はじめに

私たちのまち新見市は、高梁川の源流域に位置し、美しい森林や清流などの豊かな自然と先人が培ってきた素晴らしい伝統や文化が息づいています。

この豊かな自然と文化を受け継いでいくため、平成13年度に旧新見市において環境基本計画を策定以来、新市合併以降も定期的に改訂しながら、環境の保全と創造に関する各種施策を進めてまいりました。

環境を取り巻く状況は、社会・経済情勢とともに変化しており、近年では、地球温暖化が一因とされる猛暑や豪雨災害等の頻発化、海洋プラスチックごみや食品ロスなど地球規模の環境問題が発生しています。

こうした中、国では、令和2年10月に令和32年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを表明しました。本市においても、令和4年2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、中長期的な脱炭素化への取組を進めることとしております。

このような背景のもと、10年先の将来を見据えた「第3次新見市環境基本計画」を策定いたしました。本市の現状と課題を明らかにしながら、5つの基本目標を掲げ、まちの将来像である「人と地域が輝き 未来につながる 源流共生のまち・にいみ」の実現に向け、各種施策を推進してまいります。

つきましては、市民、事業者、各種団体、行政機関など各主体のパートナーシップにより、環境を守り、育て、将来にわたって持続可能な新見市を築いてまいりたいと考えておりますので、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました新見市環境保全審議会委員及び関係各位の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメントを通じて貴重なご意見をいただいた市民の皆様に対しまして、厚くお礼申し上げます。

令和5年3月



新見市長 戒 育

目次

第1章	計画の基本的事項	1
1	計画策定の背景・目的	2
2	計画の位置づけ	7
3	計画の期間	8
4	計画の対象範囲	8
第2章	新見市の現状と課題	9
1	地域の概況	10
2	環境の現状と課題	17
第3章	計画の目指すもの	41
1	まちの将来像	42
2	基本目標	42
3	計画の体系	45
第4章	基本施策の展開	47
	基本目標1【地球環境】	48
	基本目標2【自然環境】	58
	基本目標3【資源循環】	64
	基本目標4【生活環境】	69
	基本目標5【環境学習・環境保全活動】	74
第5章	計画の推進体制と進行管理	77
1	計画の推進体制	78
2	計画の進行管理	79
資料編	81
資料1	市民アンケート調査結果	82
資料2	事業所アンケート調査結果	94
資料3	策定経過	104
資料4	新見市環境保全審議会（委員名簿）	104
資料5	新見市環境保全審議会（諮問書）	105
資料6	新見市環境保全審議会（答申書）	106
資料7	環境基準等	107
資料8	用語説明	117



第 1 章

計画の基本的事項

1 計画策定の背景・目的

本市では、平成 13 年度に策定された旧新見市の環境基本計画を踏まえて、平成 19 年度に「新見市環境基本計画」を策定しました。その後、平成 24 年度に、新たな「新見市環境基本計画」に改定、平成 29 年度に中間見直しを行いながら、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

このような中、平成 30 年 4 月には、国の「第五次環境基本計画」が策定され、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を活用しながら、環境政策により、経済・社会的課題の同時解決を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす新たな成長につなげていくことや、地域の活力を最大限に発揮する地域循環共生圏の創造など、環境に対する新たな視点が示されました。

また、近年、環境を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。特に、地球温暖化に伴う気候変動の影響が顕在化してきており、記録的な猛暑や豪雨の発生による自然災害が各地で頻発しています。本市においても、平成 30 年 7 月の豪雨、令和元年 9 月の局地的豪雨などにより自然災害が発生し、各所で家屋への浸水や土砂流入などの大きな被害が発生しました。国では、地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、令和 2 年 10 月に、令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを表明しました。これを受けて、本市においても、地域全体でカーボンニュートラルの実現を目指すため、令和 4 年 2 月に「ゼロカーボンシティ」にチャレンジしていくことを表明しました。

さらに、気候変動問題の他にも、食品ロス問題や海洋プラスチックごみ問題といった新たな課題について解決を図っていくことも求められています。

このような背景のもと、「新見市環境基本計画」の計画期間が令和 4 年度末をもって終了することから、本市が抱える環境課題を見つめ直し、環境を取り巻く社会情勢の変化や、国・岡山県、高梁川流域連携中枢都市圏をともに形成している 6 市 3 町（高梁市・総社市・早島町・倉敷市・矢掛町・井原市・浅口市・里庄町・笠岡市）などの周辺自治体の環境政策の動向を踏まえて、今後 10 年間で市・市民・事業者・市民団体の連携・協働により推進すべき環境施策を掲げる新たな「第 3 次新見市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

1.1 国際的な動向

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) は、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた平成 28 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標で、17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されています。SDGs には、エネルギー、気候変動対策、循環型社会、生物多様性、森林・海洋の環境保全などの環境分野に関する目標が含まれており、環境分野のみならず、環境・社会・経済の 3 つの側面から 17 の目標を統合的に解決しながら持続可能な未来を築くことが求められています。

■ 持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 の目標



出典：国際連合広報センター

(2) 気候変動対策

平成 27 年 11 月末から 12 月にかけてフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) で採択された「パリ協定」において、令和 2 年以降の地球温暖化対策のための新たな国際的枠組みとして、気温上昇を 2°C 未満に抑制する全体目標に加えて、1.5°C に抑える努力を継続すること、そのために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ (排出量と吸収量を均衡させること)、すなわちカーボンニュートラルを達成することが掲げられました。

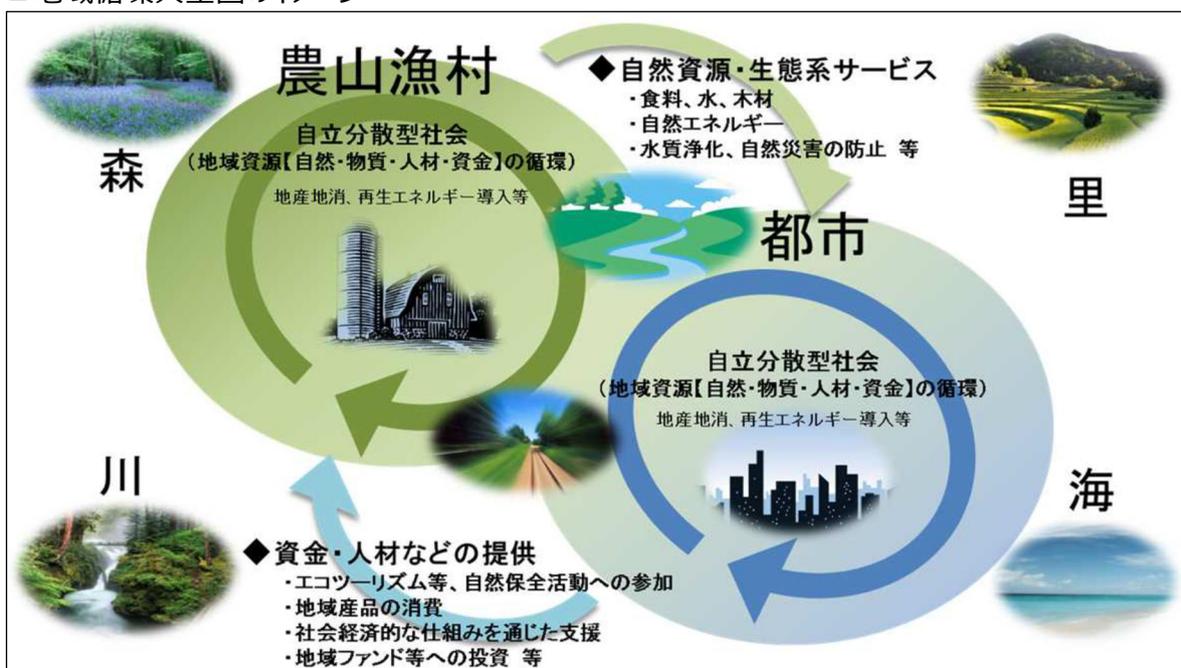
また、令和 3 年 10 月末から 11 月にかけてイギリス・グラスゴーで開催された気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 (COP26) で採択された「グラスゴー気候合意」において、「パリ協定」の 1.5°C 努力目標達成に向け、今世紀半ばのカーボンニュートラルの達成及びその経過点である令和 12 (2030) 年に向けて野心的な気候変動対策に取り組んでいくことが合意されました。

1.2 国の動向

(1) 第五次環境基本計画

国の「第五次環境基本計画」が、平成30年4月に閣議決定されました。同計画では、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方も活用しながら、分野横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現することで、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。また、その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととしています。

■地域循環共生圏のイメージ



出典：第五次環境基本計画の概要（環境省）

(2) 気候変動対策

国では、令和2年10月に、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを表明しました。その後、令和3年4月に、温室効果ガス排出量の新たな中期目標として、「平成25(2013)年度比で令和12(2030)年度に46%削減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける」ことを表明しました。この野心的な目標の達成に向けた緩和策のさらなる推進を図るため、令和3年10月に「地球温暖化対策計画」の改訂を行うとともに、気候変動対策の両輪である適応策についてもさらなる推進を図るため、「気候変動適応計画」の改訂を行いました。

■緩和策と適応策のイメージ

緩和とは？

原因を少なく

2つの

気候変動対策

適応とは？

影響に備える

緩和策の例



温室効果ガスを減らす

適応策の例



気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること(緩和)が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと(適応)が重要です。

出典：気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト

(3) 海洋プラスチックごみ問題

海洋に漂流したプラスチックは自然界では分解されにくく、波や紫外線により砕かれた5mm以下の微細なプラスチック(マイクロプラスチック)は、有害化学物質を吸着しやすく、海洋生物の誤食と食物連鎖により生態系や社会への影響が懸念されています。

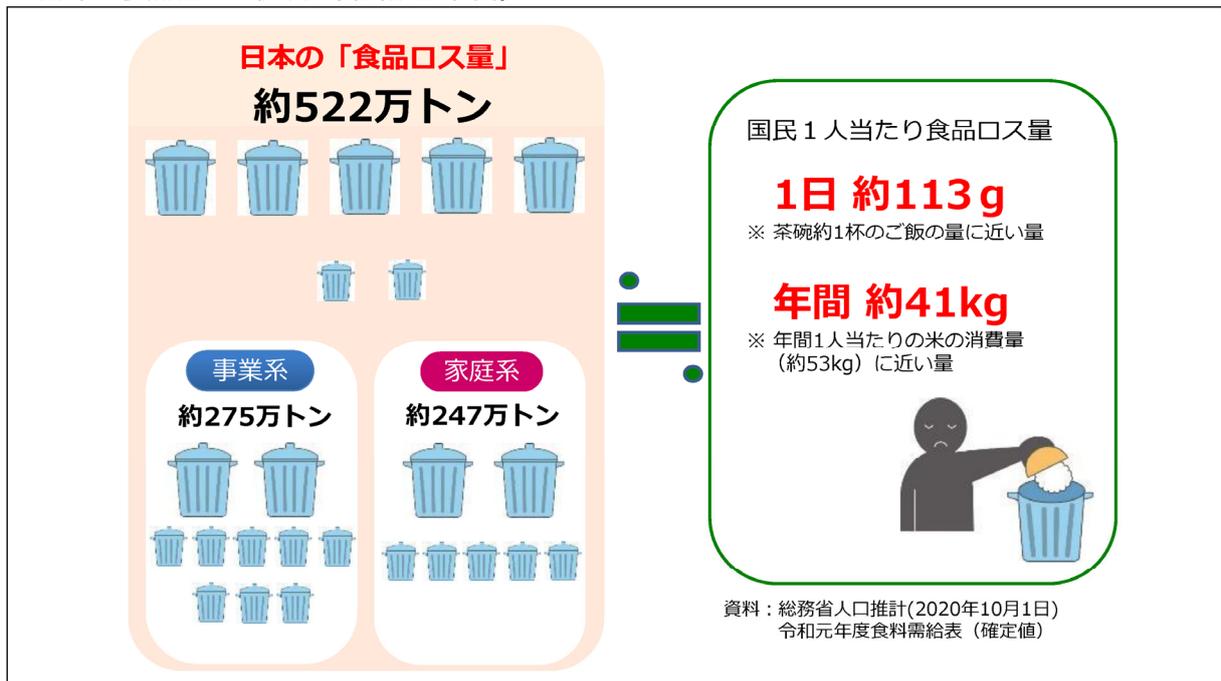
国では、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進していくこととしています。

(4) 食品ロス問題

食品ロス（本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品）は、食料生産時のエネルギーを無駄に消費していることや、運搬や廃棄等で余分な二酸化炭素を排出することから、食料問題だけではなく、環境にも悪影響を及ぼす問題となっています。令和2年度における国内の食品ロス量推計値は約522万トンで、国民1人1日当たりに換算すると約113g（茶碗約1杯のご飯の量に近い量）となっています。

国では、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行し、食品ロス削減を総合的に推進していくこととしています。

■日本の食品ロスの状況（令和2年度）



出典：日本の食品ロスの状況（農林水産省）

1.3 岡山県の動向

岡山県の「岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）」が、令和3年3月に策定されました。同計画では、岡山県が目指す将来の姿を「より良い環境に恵まれた持続可能な社会～山から海まで 豊かな岡山を 次世代へ～」とし、それを実現するため、4つの「基本目標」と2つの「横断的な視点」により、それぞれ「重点プログラム」と努力目標としての「指標」を位置づけています。

■基本目標

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1. 気候変動対策（緩和・適応）の推進 | 2. 循環型社会の形成 |
| 3. 安全・安心な生活環境の保全と創出 | 4. 自然と共生した社会の形成 |

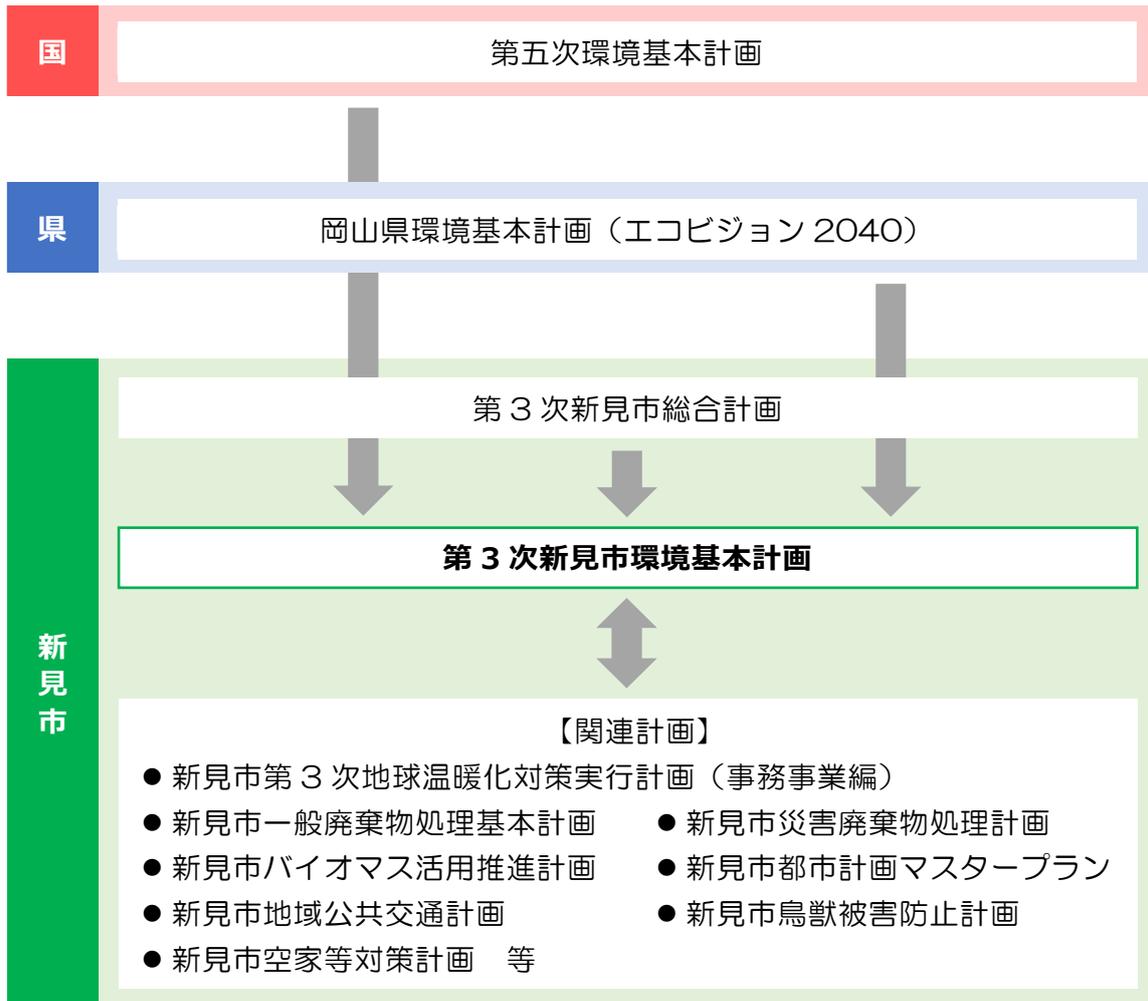
■横断的な視点

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1. 環境の未来を支える担い手づくり | 2. 環境の未来を創る経済振興 |
|--------------------|-----------------|

2 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「第3次新見市総合計画」を、環境面から総合的かつ計画的に推進するための計画です。

また、上位計画となる国の「第五次環境基本計画」や「岡山県環境基本計画（エコビジョン 2040）」の内容を踏まえるとともに、本市の関連計画との整合を図りつつ、本市が推進する環境施策や、市民・事業者・市民団体の環境に配慮した取組に対して基本的な方向性を示す計画です。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間とします。

ただし、今後の環境問題や環境を取り巻く社会情勢の変化等に的確に対応していくため、中間年度である令和 9 年度を目処に計画の見直しを行います。

4 計画の対象範囲

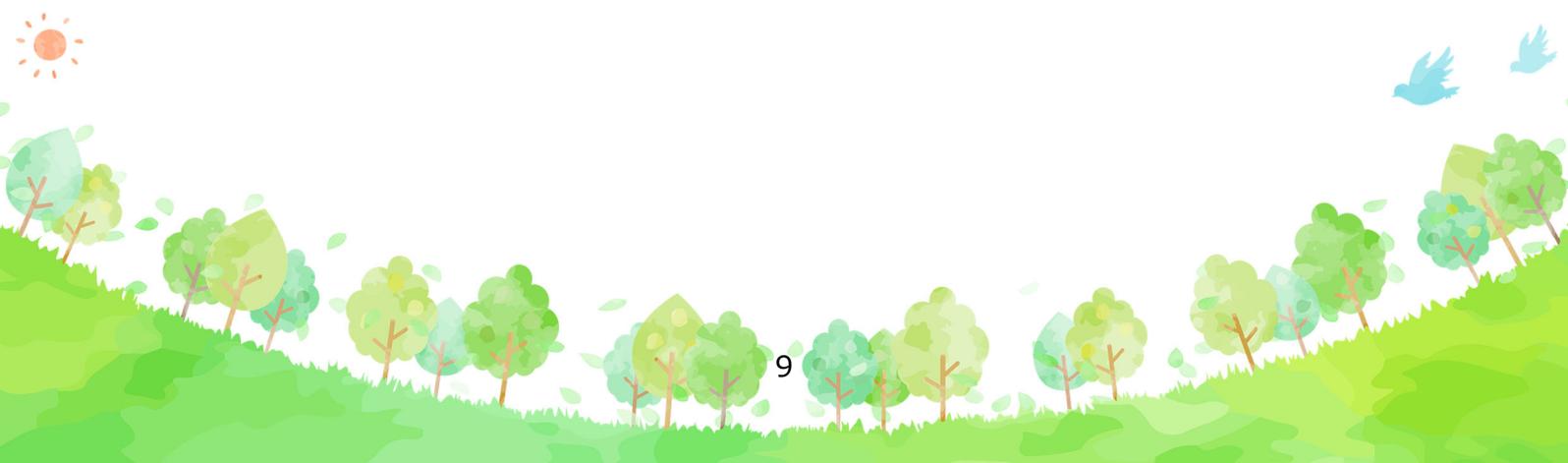
本計画で対象とする環境の範囲は、下表に示すとおりです。

■計画で対象とする環境の範囲

分野	環境の範囲	
地球環境	● 省エネルギー ● 気候変動 等	● 再生可能エネルギー
自然環境	● 森林 ● 水辺 ● 自然とのふれあい 等	● 農地 ● 動植物
資源循環	● ごみの 3R	● ごみの適正処理 等
生活環境	● 大気汚染 ● 騒音・振動・悪臭 ● 有害化学物質 ● 景観	● 水質汚濁 ● 土壌・地下水汚染 ● 公園・緑地 ● 歴史・文化 等
環境学習・ 環境保全活動	● 環境学習・環境教育	● 環境保全活動 等



第 2 章
新見市の現状と課題



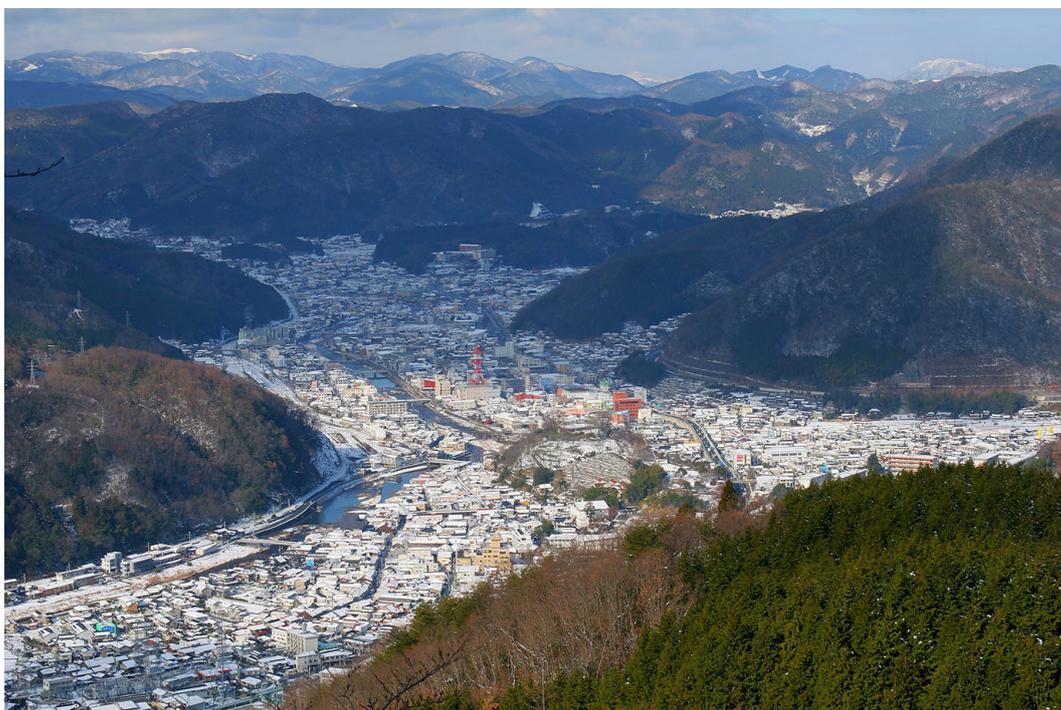
1 地域の概況

(1) 位置・地勢

本市は、岡山県の西北端に位置し、南は高梁市、東は真庭市、北は鳥取県日野郡、西は広島県庄原市に接しています。

市域は、岡山県の総面積の 11.2% にあたる 793.29km² と広大な面積を有しています。全域が中国山地の脊梁地帯に属するため、起伏の多い地形となっており、総面積の 86.3% を森林が占めています。

また、市北部を源流域とする高梁川が、いくつもの支流を集めながら、市域のほぼ中央を北から南へと貫流しています。



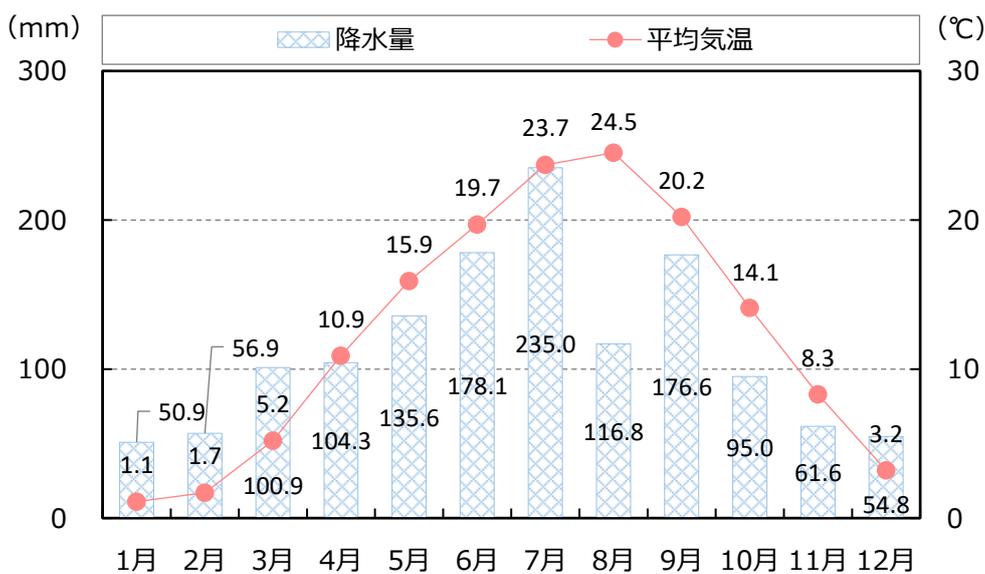
新見市街地の様子

(2) 気象

新見地域気象観測所における市内の年平均気温及び年間降水量の平年値（1991年から2020年の30年間の平均値）は、それぞれ12.4℃、1,361mmとなっています。月平均気温の平年値は8月が24.5℃と最も高く、月間降水量の平年値は7月が235.0mmと最も多くなっています。

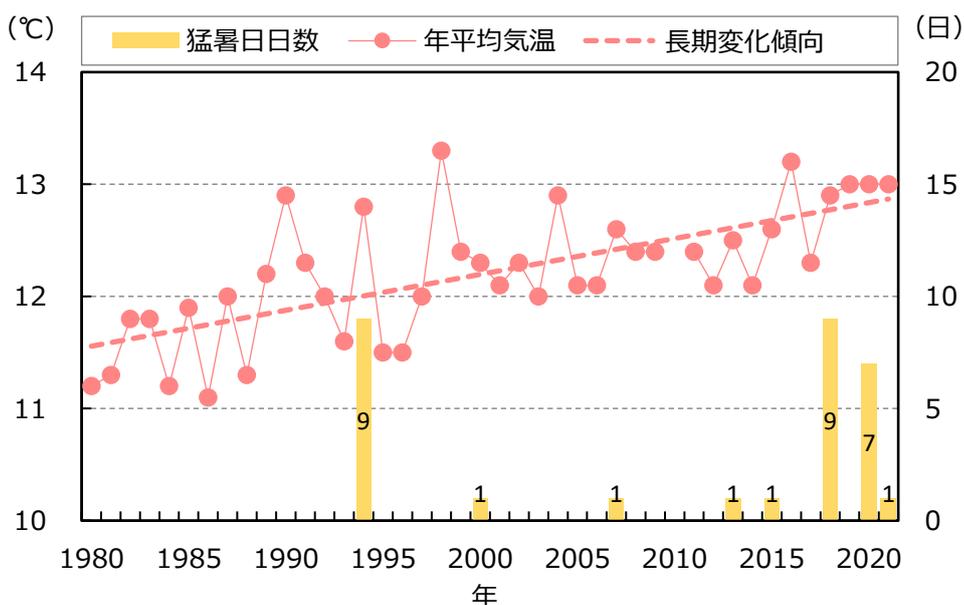
また、ここ40年間で、年平均気温は上昇傾向、猛暑日日数は増加傾向で推移しています。

月平均気温及び月間降水量の平年値



資料：気象庁統計資料

年平均気温及び猛暑日日数



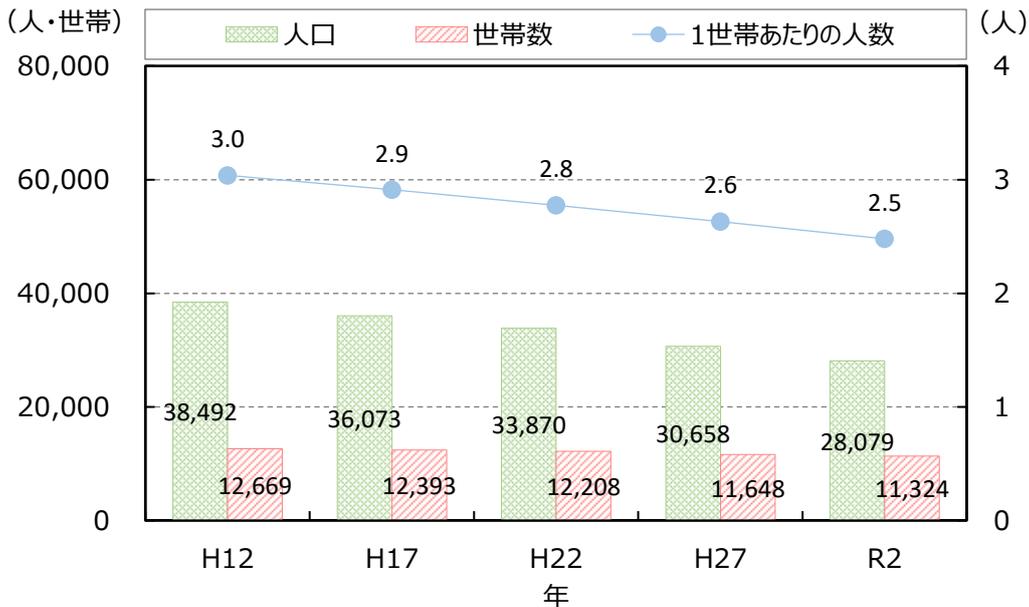
資料：気象庁統計資料

(3) 人口・世帯数

本市の人口及び世帯数は、令和2年でそれぞれ28,079人、11,324世帯となっており、ともに減少傾向で推移しています。1世帯あたりの人数も、令和2年で2.5人と、減少傾向で推移しており、核家族化や単身世帯の増加が進行しています。

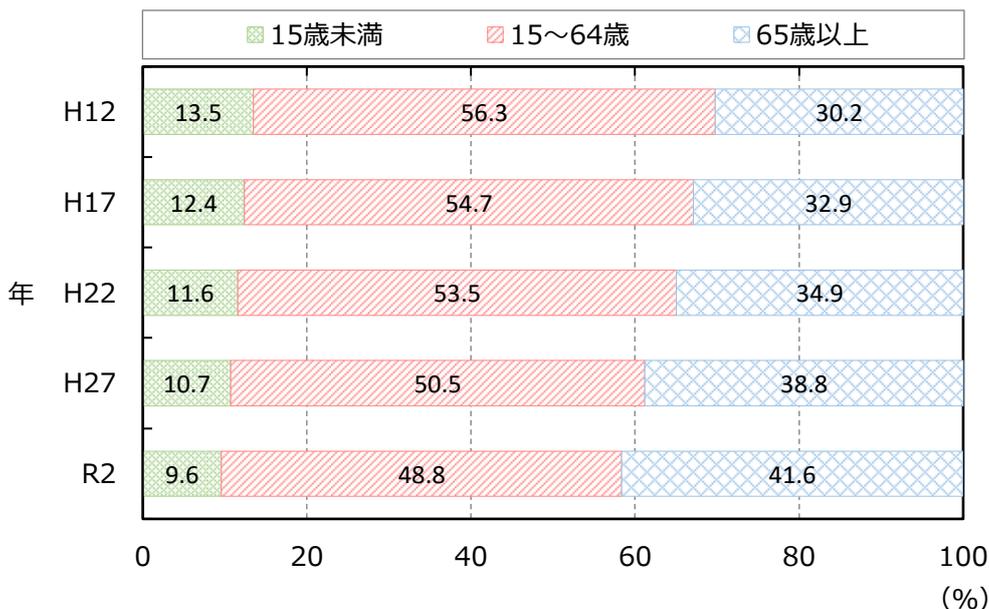
また、年齢階級別構成比は、15歳未満及び15～64歳が減少傾向、65歳以上が増加傾向で推移していることから、少子高齢化も進行しています。

人口、世帯数及び1世帯あたりの人数



資料：国勢調査

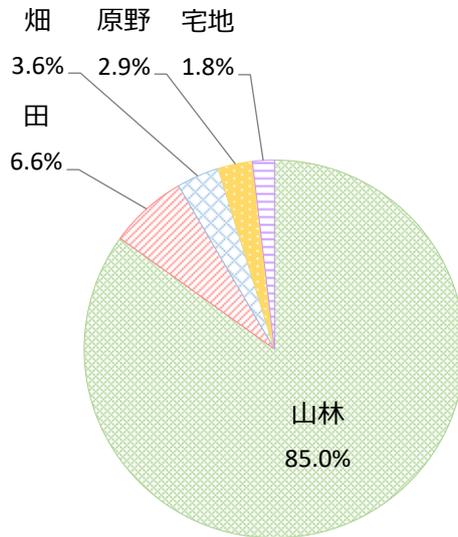
年齢階級別構成比



資料：国勢調査

(4) 土地利用

本市の令和3年1月1日現在における私有地面積の構成比は、山林が85.0%で最も高く、次いで田が6.6%、畑が3.6%、原野が2.9%、宅地が1.8%となっています。

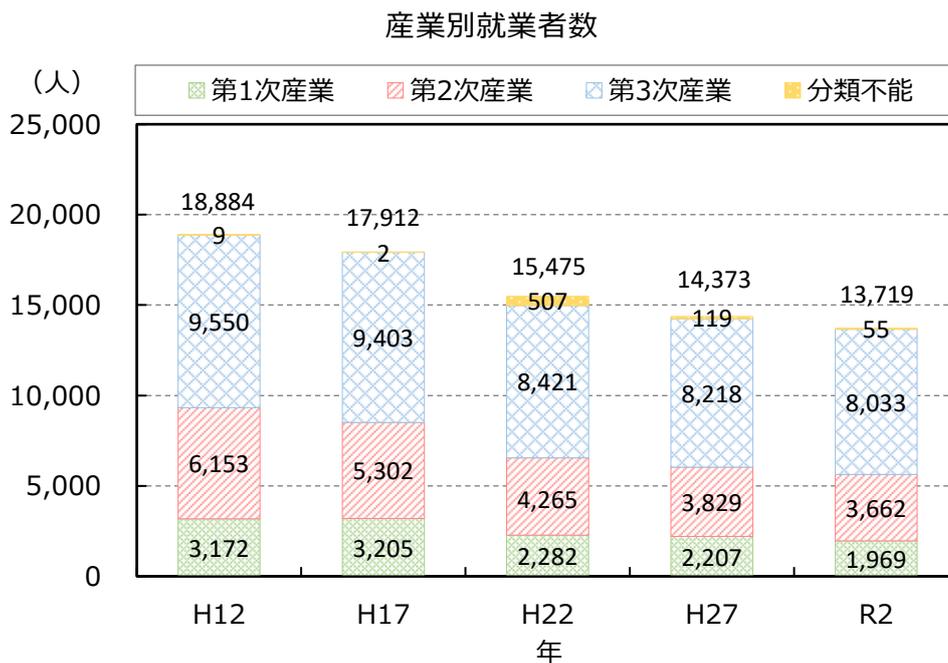


資料：岡山県統計年報
私有地面積の構成比（令和3年1月1日現在）

(5) 産業

① 産業別就業者数

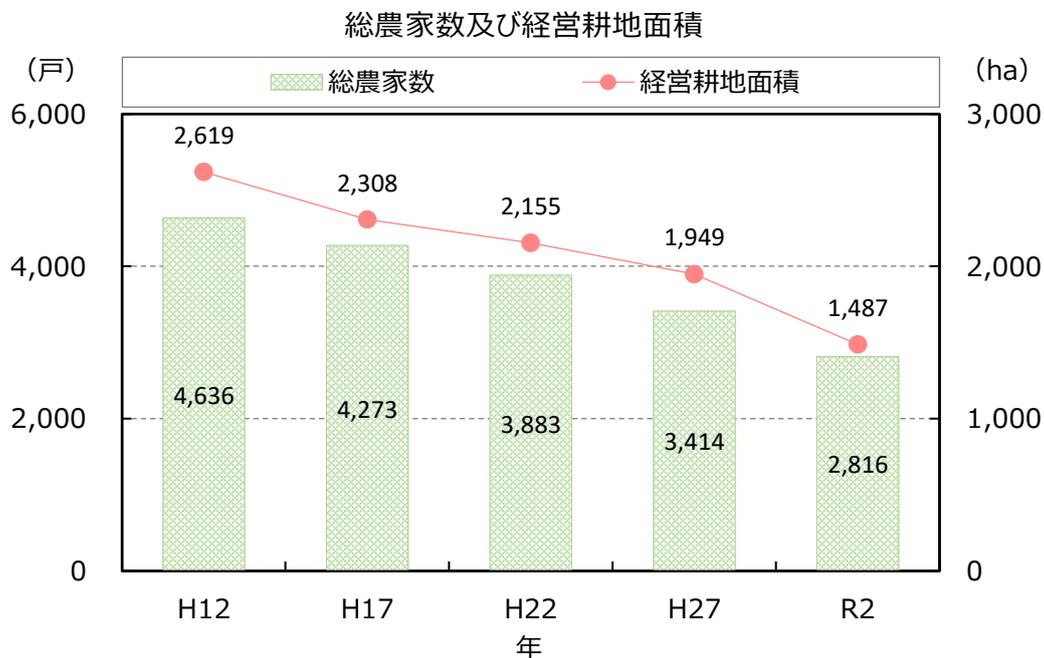
本市の総就業者数は、令和2年で13,719人となっており、減少傾向で推移しています。産業別就業者数は、第3次産業が8,033人で最も多く、次いで第2次産業が3,662人、第1次産業が1,969人などとなっています。



資料：国勢調査

②農業

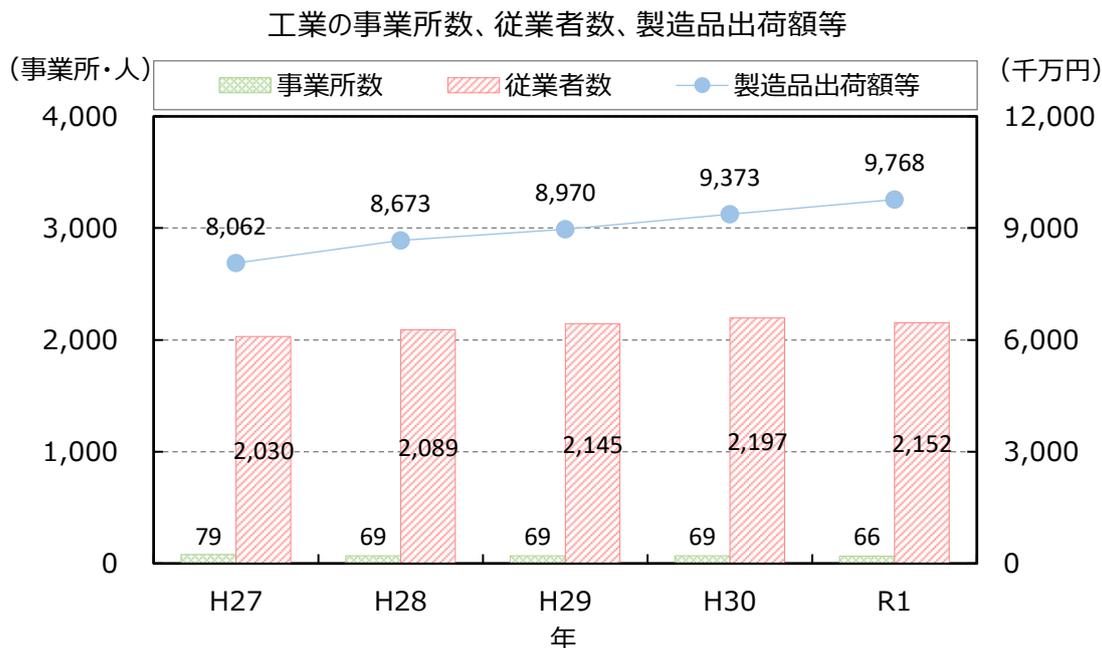
本市の総農家数及び経営耕地面積は、令和2年でそれぞれ2,816戸、1,487haとなっており、ともに減少傾向で推移しています。



資料：農林業センサス

③工業

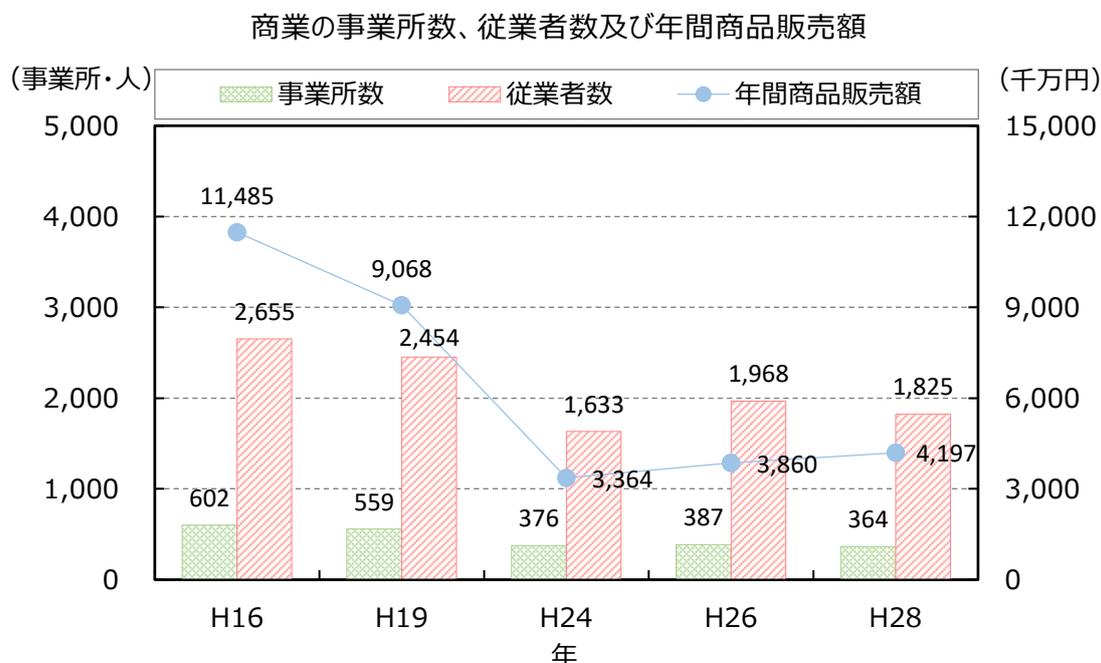
本市の工業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は、令和元年でそれぞれ66事業所、2,152人、9,768千万円となっています。事業所数は減少傾向、従業者数は平成30年まで増加傾向で推移した後、減少に転じています。また、製造品出荷額等は増加傾向で推移しています。



資料：工業統計調査、平成28年経済センサス-活動調査

④商業

本市の商業の事業所数、従業者数及び年間商品販売額は、平成 28 年でそれぞれ 364 事業所、1,825 人、4,197 千万円となっています。全てが平成 24 年に大きく減少した後、年間商品販売額は増加傾向、事業所数及び従業者数は概ね横ばいで推移しています。



資料：商業統計調査、平成 24・28 年経済センサス-活動調査

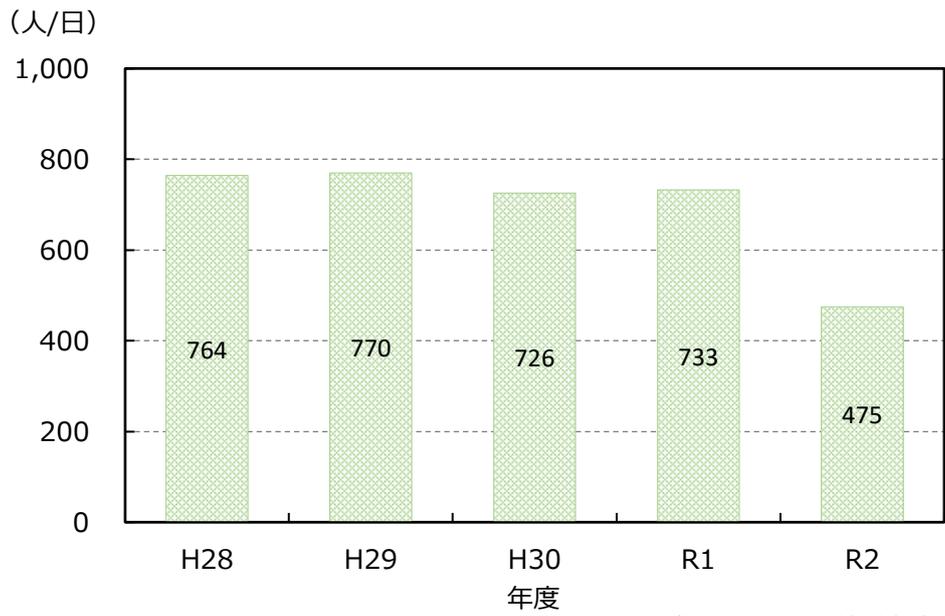
⑤公共交通

本市の公共交通は、鉄道交通及びバス交通が中心となっています。

鉄道交通については、伯備線・姫新線・芸備線の JR3 線が新見駅を結節点として東西南北へのアクセスが確保されています。新見駅の 1 日平均乗車人数は、令和 2 年度で 475 人となっています。令和元年度までは概ね横ばいで推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和 2 年度に大きく減少しています。

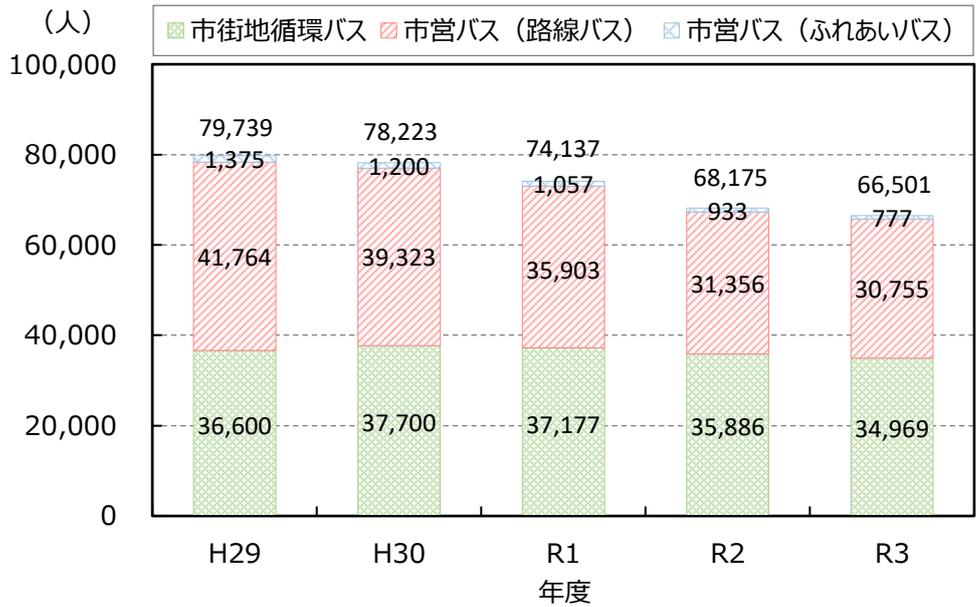
また、バス交通については、市営バスや民間事業者が運行する市街地循環バスなどによって市内の主要な拠点施設へのアクセスが確保されています。バス交通の年間利用者数は、令和 3 年度で 66,501 人となっており、新型コロナウイルス感染症による影響も受けて、減少傾向で推移しています。

新見駅の1日平均乗車人数



資料：岡山県統計年報

市街地循環バス及び市営バスの年間利用者数



資料：新見市資料

2 環境の現状と課題

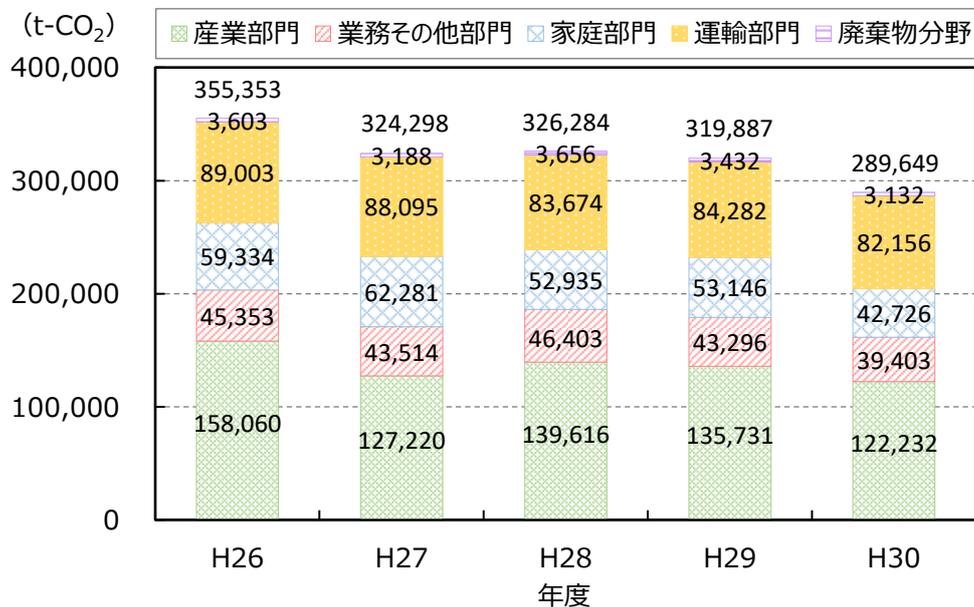
2.1 地球環境

(1) 現状

①市域の温室効果ガス排出量

市域の温室効果ガス（CO₂）排出量は、平成 30 年度で 289,649t-CO₂ となっています。多少の増減はあるものの減少傾向で推移し、平成 26 年度と比較すると 18.5% 減となっています。部門別に見ると、産業部門が 22.7% 減、業務その他部門が 13.1% 減、家庭部門が 28.0% 減、運輸部門が 7.7% 減、廃棄物分野が 13.1% 減となっています。

市域の温室効果ガス（CO₂）排出量



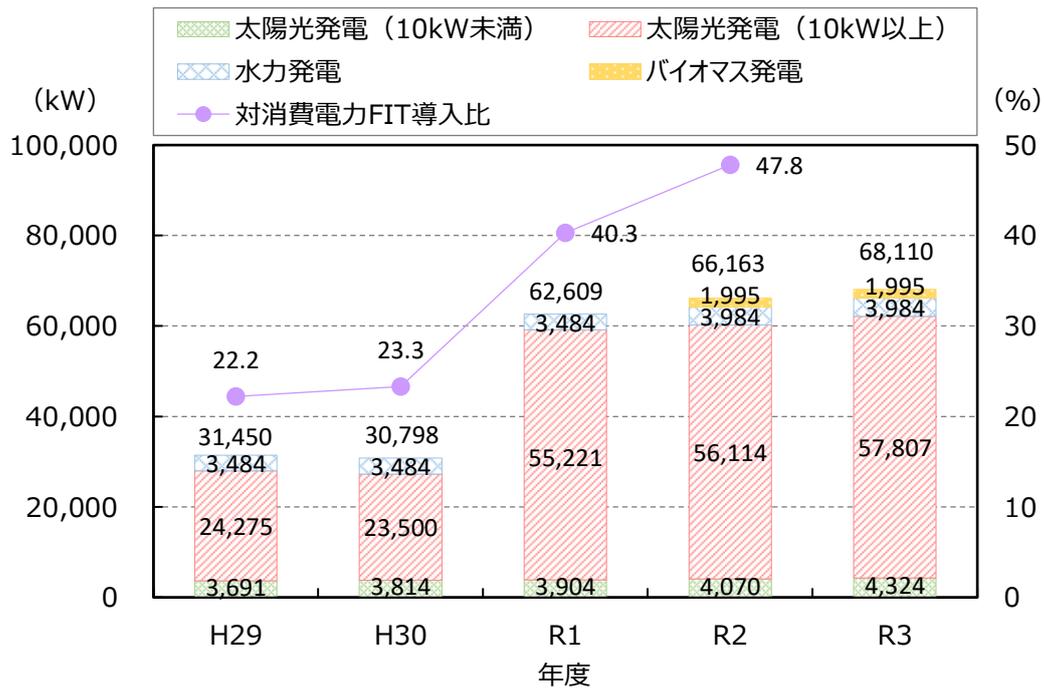
資料：新見市資料

②再生可能エネルギー

市内の固定価格買取制度（FIT）による再生可能エネルギー設備の累計導入容量は、令和 3 年度で 68,110kW となっており、令和元年度に大きく増加しています。構成比は、太陽光発電（10kW 以上）が 84.9% で最も高く、次いで太陽光発電（10kW 未満）が 6.3%、水力発電が 5.8%、バイオマス発電が 2.9% となっています。対消費電力 FIT 導入比（固定価格買取制度による再生可能エネルギー発電電力量を市内電気使用量で除した値）は、令和 2 年度で 47.8% となっています。

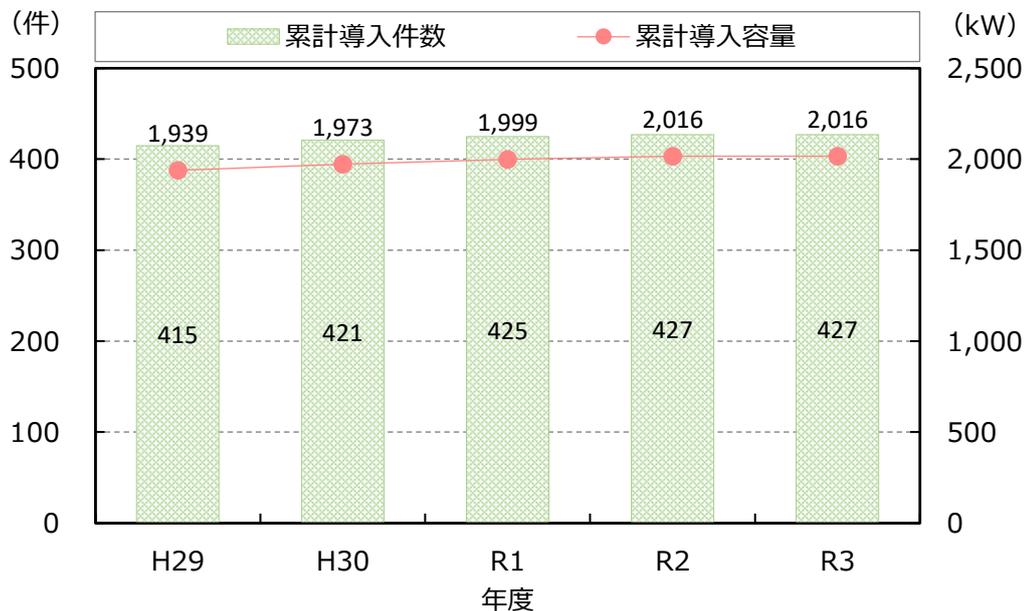
また、本市では、再生可能エネルギーの導入促進を図るため、平成 21 年 1 月 1 日から太陽光発電設備などの設置に対して補助金の交付を行っています。同補助金の活用による太陽光発電設備の累計導入件数及び累計導入容量は、令和 3 年度まででそれぞれ 427 件、2,016kW となっています。

固定価格買取制度（FIT）による再生可能エネルギー設備の累計導入容量



資料：自治体排出量カルテ（環境省）

補助金の活用による太陽光発電設備の累計導入件数及び累計導入容量



資料：新見市資料

③気候変動

気象庁の解析によると、21世紀末（2081～2100年平均）の本市の年平均気温は、20世紀末（1981～2000年平均）と比べ、現状を上回る温暖化対策をとらなかった場合は4℃前後、厳しい温暖化対策をとった場合でも1℃前後上昇する可能性が高いとされています。

(2) 課題

- 市域の温室効果ガス（CO₂）排出量は減少傾向で推移していますが、アンケート調査結果によると市民・事業者の「新見市ゼロカーボンシティ表明」の認知度は低くなっています。そのため、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた情報発信を積極的に行うことで、地域全体の機運醸成を図りながら、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入を促進していく必要があります。
- アンケート調査結果によると、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入などハード面の対策は実行度が低くなっています。そのため、市民・事業者のエネルギーに対する意識を高め、エネルギー消費量を可能な限り抑えること、自分たちが消費するエネルギーを自ら創り出すこと、創り出したエネルギーを無駄なく効率的に使うことなど、脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換の促進に向けた情報提供や支援体制を検討していく必要があります。
- 補助金の活用による太陽光発電設備の導入容量は微増傾向で推移していますが、アンケート調査結果によると、補助金の活用意向を持っている市民の割合が4割程度となっていることから、補助金制度等の継続的な情報発信により活用促進を図っていく必要があります。
- エネルギー供給の多様性の観点から、木質バイオマスなどの地域資源を活用した多様な再生可能エネルギーの最大限の導入可能性について、市内事業者や他自治体との連携・協働によって調査研究を行っていく必要があります。
- アンケート調査結果によると、「環境保全のための設備投資に対する補助金制度の創設」を期待する事業者の割合は高くなっていることから、活用できる補助金等についての情報発信や補助金制度の創設などを検討していく必要があります。
- アンケート調査結果によると、「電気自動車」及び「プラグインハイブリッド自動車」に関心を持っている市民・事業者の割合は4~6割と高くなっていることから、活用できる補助金等について情報発信を行うとともに、充電設備等のインフラ整備を推進していく必要があります。
- アンケート調査結果によると、市民の「公共交通機関の便利さ」に対する満足度は低く、「公共交通機関の利便性向上・利用促進」の推進を期待する市民の割合は高くなっており、利用者数が減少傾向で推移している市内の公共交通の利便性向上に努めることで、利用促進を図っていく必要があります。
- 温室効果ガスの排出を抑制する緩和策に加えて、集中豪雨の頻度の増加、熱中症リスクの増加など、地球温暖化の進行がもたらす気候変動の影響への適応策を検討していく必要があります。

2.2 自然環境

(1) 現状

①自然の多様性

本市南部には、「阿哲台」と呼ばれる石灰岩台地が広がっており、カルスト地形や鍾乳洞が点在する特有の自然環境を有しています。また、「鯉が窪湿原」や「おもつぼ湿原」と呼ばれる湿原、森林や溪流等の豊かな自然に恵まれた「大佐山」など、市内に多種多様な魅力ある自然環境を有しており、貴重な生態系が形成・維持されています。

②希少野生動植物

岡山県内での絶滅種や絶滅危惧種を掲載した「岡山県版レッドデータブック 2020」では、鳥類、昆虫類、維管束植物及びコケ植物についてのみ、掲載種の生息・生育地域が公表されています。(哺乳類、爬虫類、両生類、魚類などについては非公表)

市内には、ヤイロチョウをはじめとする鳥類が30種、ヒメヒカゲをはじめとする昆虫類が77種、ナツエビネをはじめとする維管束植物が219種、レイシゴケをはじめとするコケ植物が22種など、様々な希少野生動植物が生息・生育しています。

③外来生物

市内では、ヌートリアやアライグマ、オオキンケイギクやオオカワヂシャなど、特定外来生物の生息・生育が確認されています。



ヌートリア



アライグマ



オオキンケイギク



オオカワヂシャ

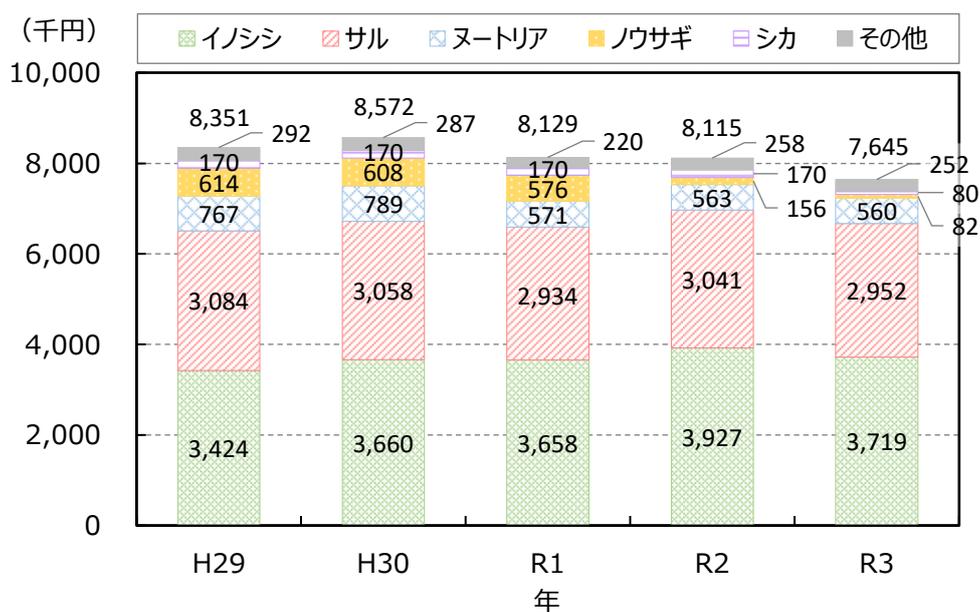
資料：環境省ホームページ

④有害鳥獣

市内では、イノシシやサルをはじめとする獣類、カラス類やサギ類をはじめとする鳥類など、有害鳥獣による農林水産物への被害が発生しています。

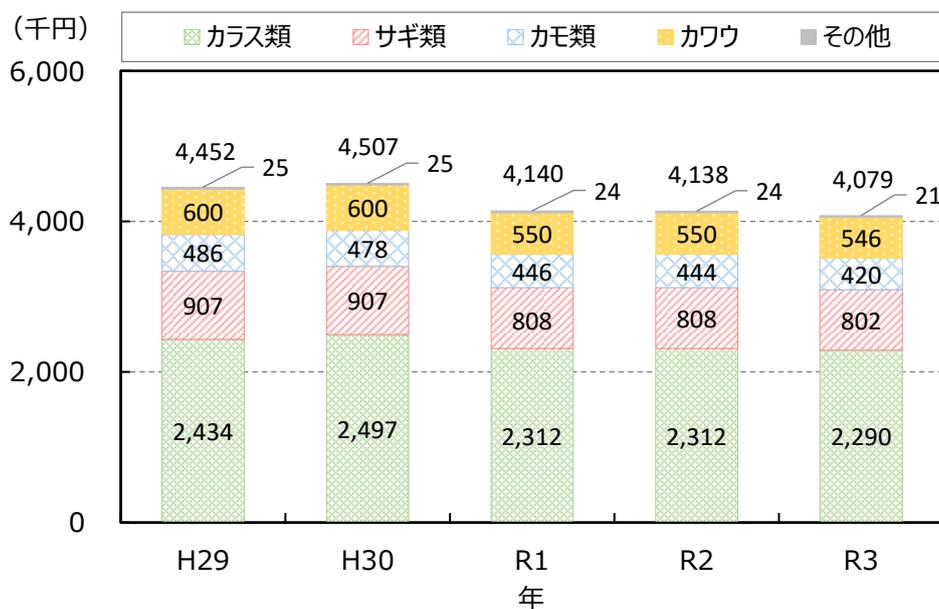
獣類及び鳥類の被害金額は、令和3年でそれぞれ7,645千円、4,079千円となっており、ともに多少の増減はあるものの減少傾向で推移しています。内訳を見ると、獣類ではイノシシが3,719千円で最も多く、次いでサルが2,952千円、鳥類ではカラス類が2,290千円などとなっています。

有害鳥獣（獣類）による農林水産物への被害金額



資料：新見市資料

有害鳥獣（鳥類）による農林水産物への被害金額



資料：新見市資料

(2) 課題

- アンケート調査結果によると、「動物の種類の数」及び「植物の種類の数」に対する重要度は低くなっていることから、生息・生育状況の現状把握や情報発信を行うとともに、市内に生息・生育する様々な希少野生動植物の保全を推進することで、市民の生物多様性保全に対する意識や関心の向上に努めていく必要があります。
- 市内で生息・生育が確認されている特定外来生物の特徴や駆除方法について情報発信を行うことで、生態系被害の拡大防止に努めていく必要があります。また、岡山県や周辺自治体と連携し、新たな特定外来生物の侵入防止に努めていく必要があります。
- 市内における有害鳥獣による農林水産物への被害金額は減少傾向で推移しているものの、毎年大きな被害が発生している状況であり、アンケート調査結果によると、「有害鳥獣による農作物被害の防止対策」の推進を期待する市民の割合は高くなっています。そのため、補助金の交付による防護柵の設置や捕獲活動の推進など、被害の拡大防止に努めていく必要があります。
- 森林は、水源かん養機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能、土砂災害防止機能など、多面的な機能を有しています。本市は総面積の約9割を森林が占めており、森林の適正管理や担い手の確保を行うことで、機能の維持・向上を図っていく必要があります。
- 「新見市内の公共建築物における新見産材等の利用促進に関する方針」に基づき、公共建築物への新見産材等の利用促進を図っていく必要があります。また、アンケート調査結果によると、新見産材を使用した木造住宅の新築・増改築に対する補助金の活用意向を持っている市民の割合が4割程度となっていることから、活用促進に向けた情報発信を行っていく必要があります。
- 総農家数は減少傾向で推移していることから、新規就農者の確保や担い手の育成などによって、地域農業の維持・発展を図っていく必要があります。
- 経営耕地面積は減少傾向で推移していることから、農地パトロールや農地利用意向調査などを行うことで、遊休農地の発生防止・解消に努めていく必要があります。

2.3 資源循環

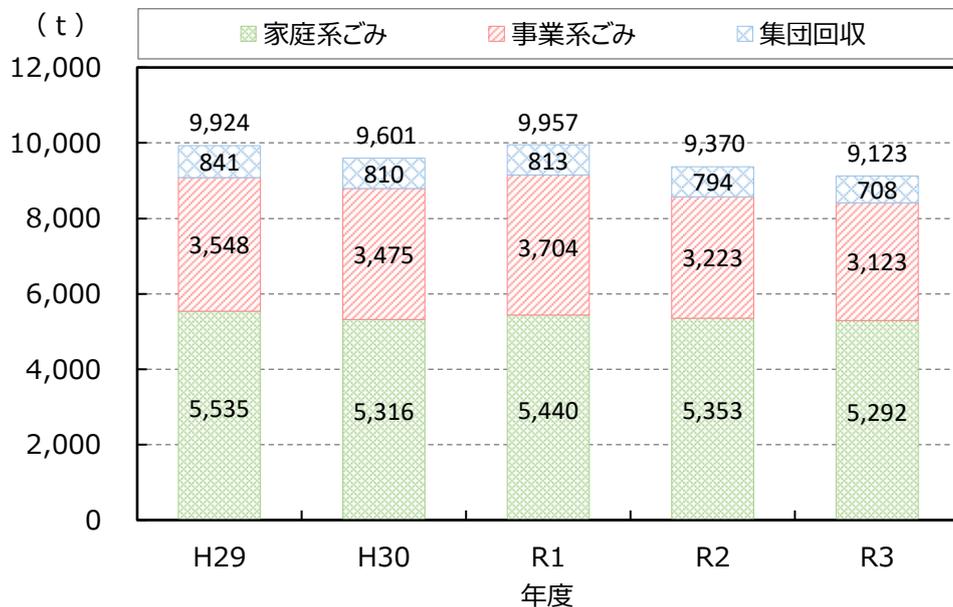
(1) 現状

①ごみ排出量

本市のごみ排出量は、令和3年度で9,123tとなっています。多少の増減はあるものの減少傾向で推移し、平成29年度と比較すると8.1%減となっています。種類別に見ると、家庭系ごみが4.4%減、事業系ごみが12.0%減、集団回収が15.8%減となっています。

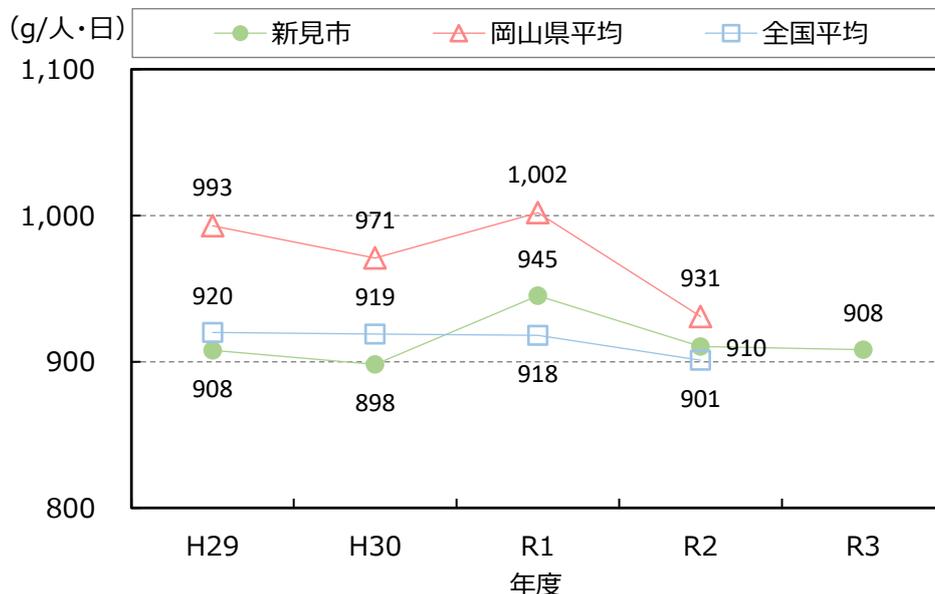
また、1人1日あたりのごみ排出量は、令和3年度で908g/人・日となっています。災害廃棄物処理の影響を受けた令和元年度を除けば概ね横ばいで推移しており、岡山県平均よりも低く、全国平均と同水準となっています。

ごみ排出量



資料：新見市資料

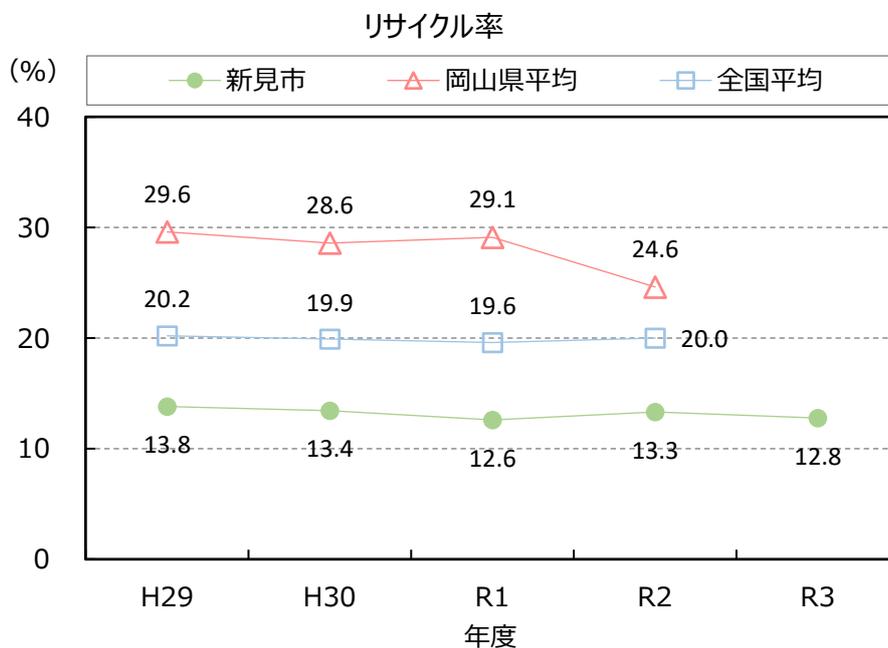
1人1日あたりのごみ排出量



資料：新見市資料、岡山県環境白書、一般廃棄物処理事業実態調査結果

②リサイクル率

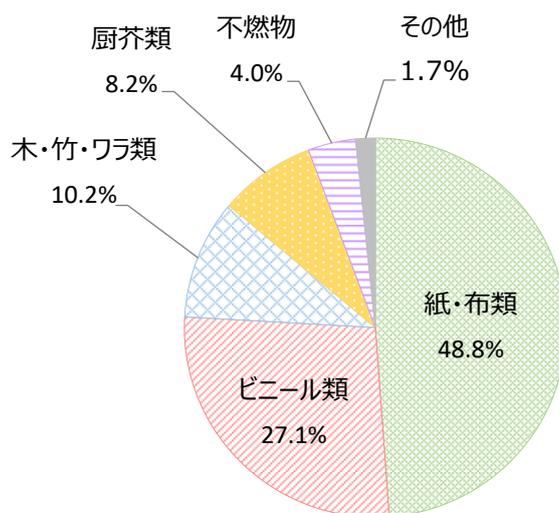
本市のリサイクル率は、令和3年度で12.8%となっています。概ね横ばいで推移しており、岡山県平均及び全国平均よりも低い水準となっています。



資料：新見市資料、岡山県環境白書、一般廃棄物処理事業実態調査結果

③ごみ組成

本市の令和3年度における可燃ごみの組成比は、紙・布類が48.8%で最も高く、次いでビニール類が27.1%、木・竹・ワラ類が10.2%、厨芥類が8.2%、不燃物が4.0%などとなっています。

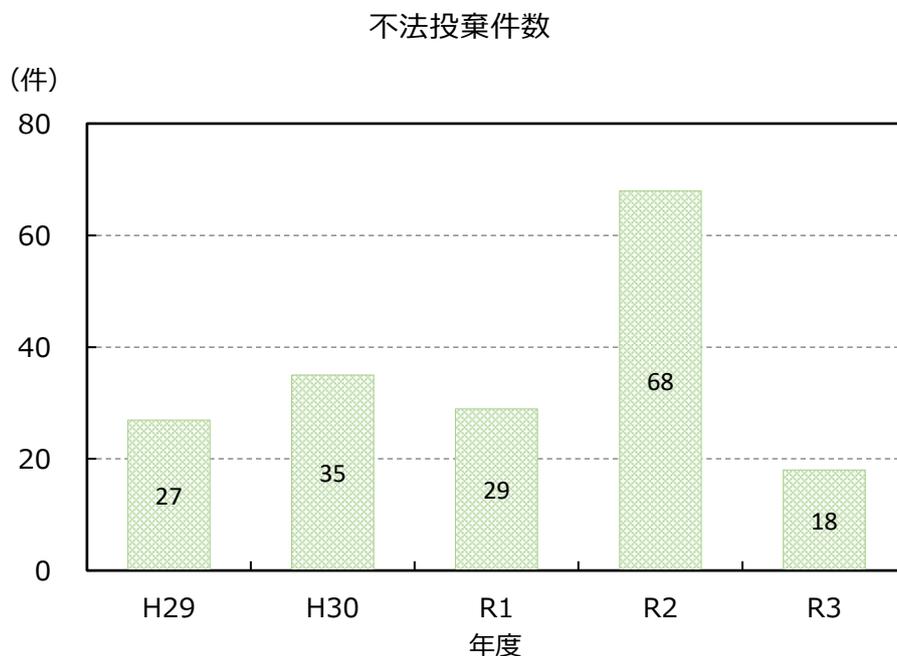


資料：新見市資料

可燃ごみの組成比（令和3年度）

④不法投棄

市内の不法投棄件数は、令和3年度で18件となっています。令和2年度の68件から大きく減少し、令和3年度はここ5年間で最も少なくなっています。



資料：新見市資料

(2) 課題

- ごみ排出量は減少傾向で推移していますが、1人1日当たりのごみ排出量は概ね横ばいで推移しています。また、アンケート調査結果によると、市民の「食品ロスの削減」及び「生ごみの水切り」の実行度は比較的高くなっていますが、「生ごみの堆肥化」及び「不用品の再利用」の実行度は低くなっていることから、今後も3Rのうち優先されるべきごみの排出抑制（リデュース）と再使用（リユース）に重点を置いた取組のさらなる促進を図っていく必要があります。
- アンケート調査結果によると、市民の「資源物の分別排出」の実行度は高くなっていますが、リサイクル率は概ね横ばいで推移しているとともに、可燃ごみには紙・布類が約5割、ビニール類が約3割含まれており、資源化可能物が混在していることも見受けられます。そのため、出前講座の開催、広報紙や市ホームページを通じた情報発信によって、ごみの分別方法やごみ出しルール等の浸透・定着を図ることで、さらなる分別の徹底を促していく必要があります。



- 資源集団回収量は減少傾向で推移していますが、アンケート調査結果によると、「地域におけるリサイクル活動」に参加意向を持っている市民の割合が4割程度となっていることから、参加する契機となる機会の創出や情報発信、回収団体への報奨金の交付を継続することで、活動の活性化を図っていく必要があります。
- アンケート調査結果によると、市民の「マイバッグの持参」の実行度は高くなっていますが、「使い捨てプラスチック製品の使用抑制」の実行度は低くなっていることから、プラスチックごみの削減や使い捨てプラスチック製品を使用しないライフスタイルへの転換を図っていく必要があります。また、国や岡山県の動向を見据えつつ、現在のプラスチック製容器包装に加えて、家庭から排出される様々なプラスチックごみの回収・リサイクルの実施に向けた新たな収集体制の検討を行っていく必要があります。
- 不法投棄件数は減少傾向で推移していますが、アンケート調査結果によると、市民の「ごみの不法投棄の少なさ」及び「まちの清潔さ」に対する重要度は高くなっています。そのため、監視活動の強化等によって、ごみの不法投棄やポイ捨てをしにくい環境づくりを推進するとともに、ごみの不法投棄やポイ捨ての禁止に関する意識啓発に努め、マナーやモラルの向上を図っていく必要があります。
- 進行している少子高齢化に対応していくため、高齢になっても誰もが安心してごみ出しができる仕組みづくりを検討していく必要があります。
- 大規模災害の発生に備えて、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理する体制づくりを推進していく必要があります。



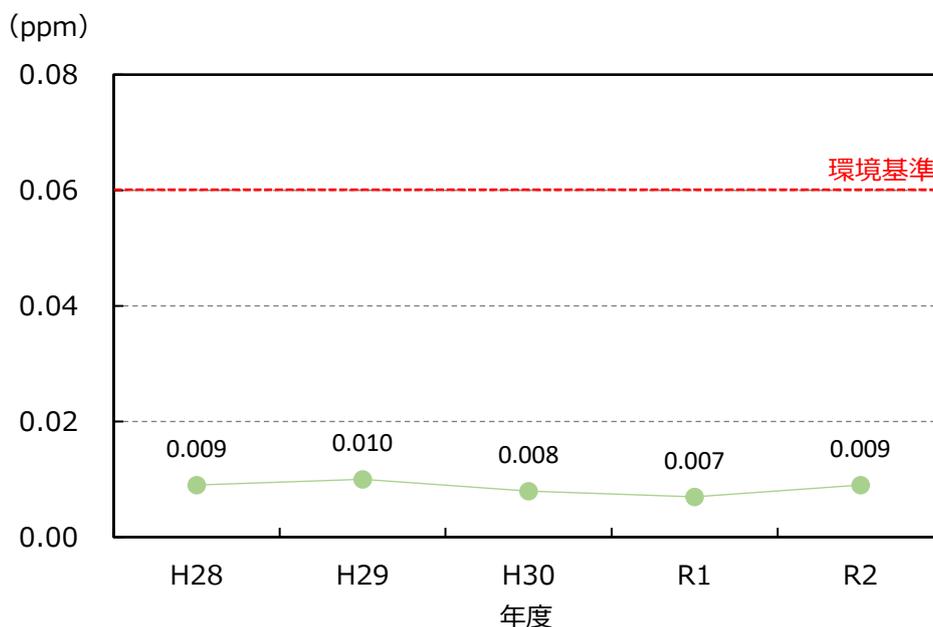
2.4 生活環境

(1) 現状

①大気汚染

市内の一般環境大気測定局（新見測定局）では、岡山県による二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM2.5）などの常時監視が行われています。二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質（PM2.5）については環境基準を達成していますが、光化学オキシダントについては県内の他局と同様に環境基準を超過しています。

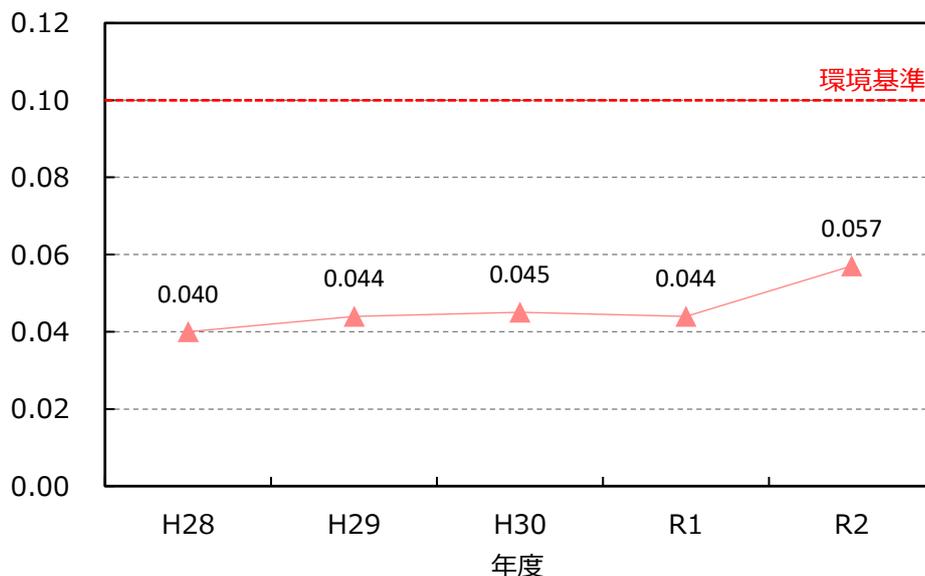
二酸化窒素濃度（日平均値の年間 98%値）の測定結果



資料：岡山県の環境大気概況、岡山県環境白書

浮遊粒子状物質濃度（日平均値の年間 2%除外値）の測定結果

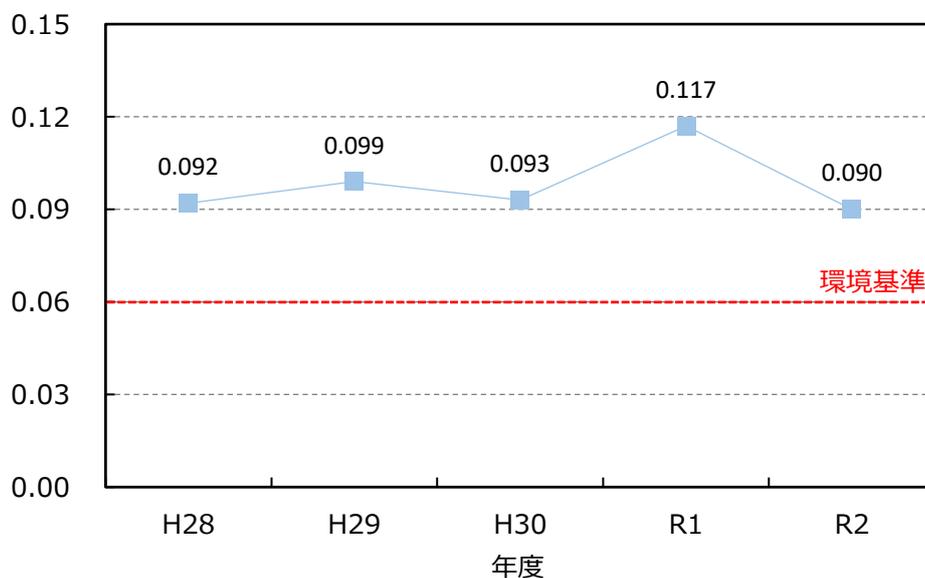
(mg/m³)



資料：岡山県の環境大気概況、岡山県環境白書

光化学オキシダント濃度（昼間の 1 時間値の最高値）の測定結果

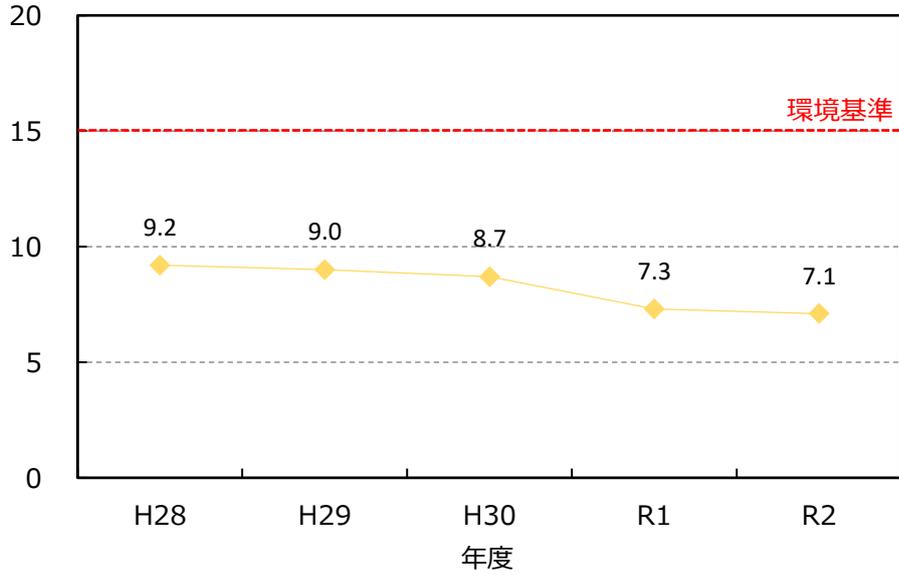
(ppm)



資料：岡山県の環境大気概況、岡山県環境白書

微小粒子状物質濃度（年平均値）の測定結果

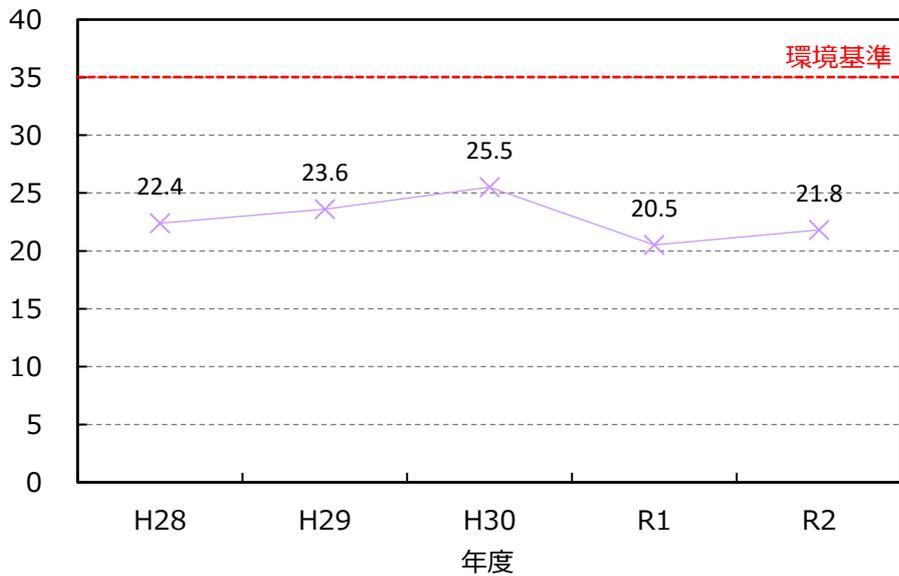
($\mu\text{g}/\text{m}^3$)



資料：岡山県の環境大気概況、岡山県環境白書

微小粒子状物質濃度（日平均値の年間 98%値）の測定結果

($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

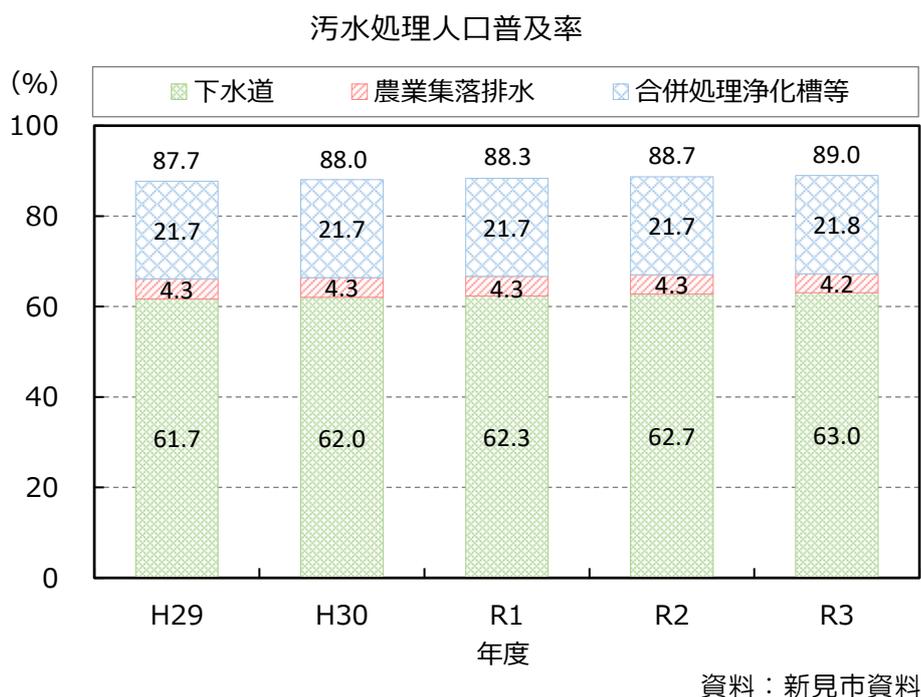
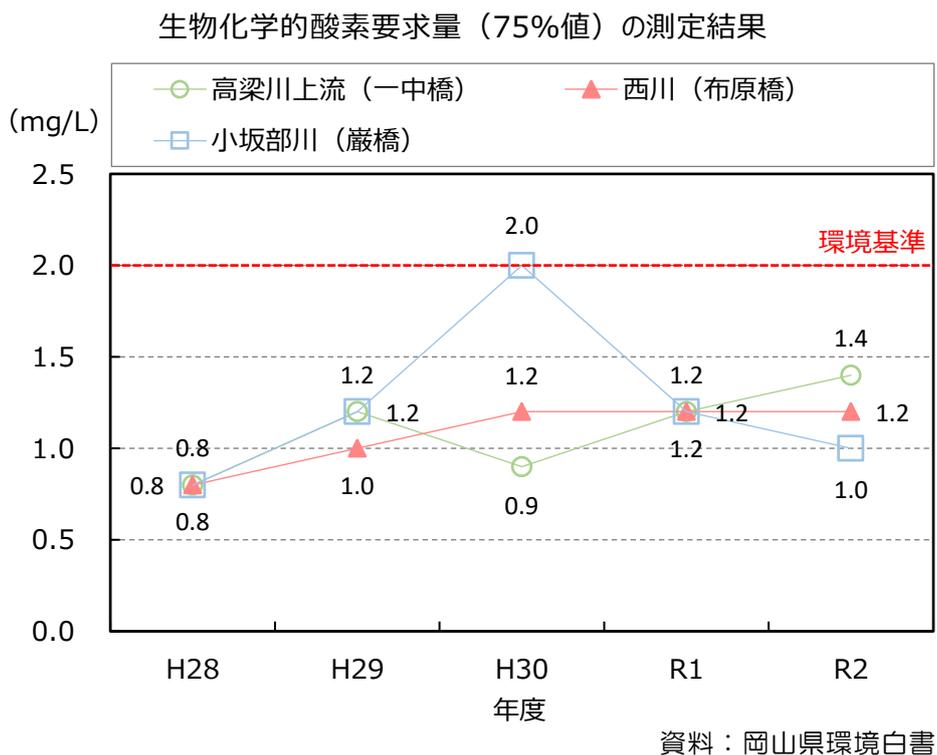


資料：岡山県の環境大気概況、岡山県環境白書

②水質汚濁

市内を流れる高梁川水域の河川を対象に、岡山県による水質測定が毎年度行われています。河川の水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量(BOD)については、全地点で環境基準を達成しています。

また、本市の汚水処理人口普及率は、令和3年度で89.0%となっており、増加傾向で推移しています。内訳を見ると、下水道が63.0%で最も高く、次いで合併処理浄化槽等が21.8%、農業集落排水が4.2%となっています。



③騒音

市内の主要道路を対象に、自動車騒音の測定を毎年度行っています。令和2年度に中国自動車道で夜間に環境基準を超過していますが、その他の年度については全地点で環境基準を達成しています。

自動車騒音の測定結果

測定年度	道路	測定地点	時間区分	測定結果 (dB)	環境基準 (dB)
H28	—	—	昼間	—	昼間：70 夜間：65
			夜間	—	
H29	一般国道 180 号	新見	昼間	66	
			夜間	62	
		長屋	昼間	61	
			夜間	58	
		正田	昼間	62	
			夜間	59	
H30	一般国道 182 号	神郷下神代	昼間	66	
			夜間	60	
	新見日南線	新見	昼間	64	
			夜間	54	
		足立	昼間	63	
			夜間	56	
R1	一般国道 180 号	高尾	昼間	68	
			夜間	63	
		菅生	昼間	62	
			夜間	59	
		千屋	昼間	67	
			夜間	64	
R2	中国自動車道	上熊谷	昼間	54	
			夜間	54	
		神郷下神代	昼間	69	
			夜間	72	

注 1) 表中の黄色着色箇所は、環境基準を超過していることを示します。

注 2) 表中の「—」は、測定が行われていないことを示します。

資料：岡山県環境白書

④有害化学物質

市内では、岡山県による大気・水質・地下水質・土壌のダイオキシン類の測定が毎年度行われていますが、全地点で環境基準を達成しています。

ダイオキシン類濃度（大気）の測定結果

測定地点	H28	H29	H30	R1	R2	環境基準
新見測定局	0.0120	0.0200	0.0049	0.0073	0.0040	0.6

資料：岡山県環境白書

ダイオキシン類濃度（水質）の測定結果

測定地点	H28	H29	H30	R1	R2	環境基準
高梁川上流 （一中橋）	0.030	0.017	0.024	0.050	0.019	1
西川 （布原橋）	0.040	0.016	0.021	0.049	0.016	
小坂部川 （巖橋）	0.028	0.018	0.029	0.056	0.018	

資料：岡山県環境白書

ダイオキシン類濃度（地下水質）の測定結果

測定地点	H28	H29	H30	R1	R2	環境基準
大佐小阪部	—	—	—	0.048	—	1
上市舞尾	—	0.017	—	—	—	

注）表中の「—」は、測定が行われていないことを示します。

資料：岡山県環境白書

ダイオキシン類濃度（土壌）の測定結果

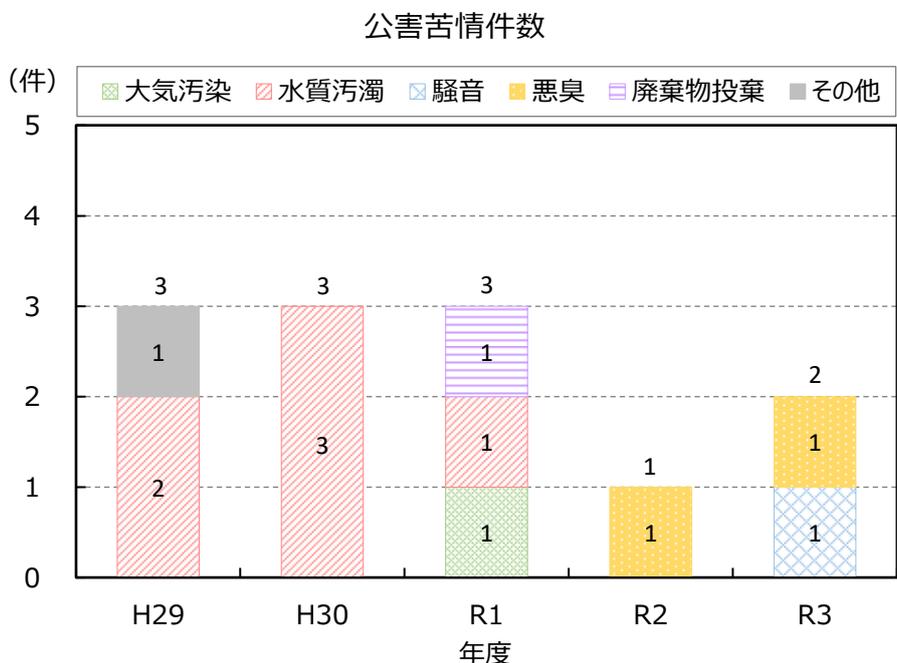
測定地点	H28	H29	H30	R1	R2	環境基準
大佐公民館 上刑部分館	—	—	—	0.016	—	1,000
旧新見市立 神郷中学校	—	0.001	—	—	—	

注）表中の「—」は、測定が行われていないことを示します。

資料：岡山県環境白書

⑤公害苦情

本市の公害苦情件数は、令和3年度で2件となっており、概ね横ばいで推移しています。



資料：新見市資料

⑥都市公園

市内では、令和4年4月1日現在で、都市公園を17箇所、28.65ha整備しています。

都市公園【1/2】

No	区分	名称	所在地	面積 (ha)
1	総合	新見市防災公園	石蟹 157	5.43
2	運動	新見市民公園	下熊谷 23	11.29
3		新見市憩いとふれあいの公園	正田 330	6.43
4	近隣	城山公園	新見 1077	3.46
5	街区	小川公園	高尾 2473-3	0.18
6		昭和町公園	高尾 2483-7	0.18
7		西方公園	西方 2173-1	0.24
8		栄町公園	新見 72-1	0.14
9		文化町公園	新見 2129	0.14
10		太田公園	西方 405-1	0.11
11		石蟹公園	石蟹 666-4	0.10
12		高尾公園	高尾 941-1	0.12

都市公園【2/2】

No	区分	名称	所在地	面積 (ha)
13	街区	金谷公園	金谷 932-1	0.13
14		元町公園	高尾 2410-1	0.11
15		上市公園	上市 440	0.27
16		桜ヶ丘公園	新見 1664	0.15
17		水舟小岸公園	新見 358-1	0.17



新見市憩いとふれあいの公園



城山公園

⑦自然公園等

市内には、「備作山地県立自然公園」及び「高梁川上流県立自然公園」が存在します。また、岡山県の自然環境保全地域に指定されている「鯉が窪地域」、郷土自然保護地域に指定されている「荒戸山地域」、郷土記念物に指定されている「野原の松並木」及び「龍頭のアテツマンサク」が存在します。

県立自然公園

名称	概要
備作山地 県立自然公園	岡山県北西部の鳥取県境に位置する標高1,000m級の中国山地の連山と、南へ延びる山並みの間を縫うように流れる高梁川源流の渓谷を主体とする自然豊かな地域です。また、公園内にはパラグライダーのメッカである大佐山があり、付近にはスキー場もあります。 
高梁川上流 県立自然公園	高梁川上流部の阿哲台地一帯と、高梁川支流の成羽川流域に広がるカルスト地形を中心とする地域及び学術参考保護林に指定されている臥牛山等からなっています。この公園の主要な地点としては、井倉溪、井倉洞、満奇洞、羅生門、絹掛の滝などがあります。 

大佐山

井倉峡

自然環境保全地域

名称	概要
鯉が窪地域	<p>鯉が窪地域は、吉備高原の北西部に位置する海拔 540m の鯉が窪池を中心とした地域であり、本州西部の湿原を代表する鯉が窪池周辺に発達した湿原及びその周辺の森林からなる地域です。地域内の湿原には、オグラセンノウなどの希少かつ植物地理学上貴重な植物をはじめ多数の湿生植物が自生しています。</p>



鯉が窪池

郷土自然保護地域

名称	概要
荒戸山地域	<p>吉備高原のなだらかな山並みのなかに、鍋を伏せたような特異な形でそびえる荒戸山は阿哲富士と呼ばれ、玄武岩の噴火口付近が準平原形成時に残丘として取り残されたものです。南山麓には水の神をまつる荒戸神社があり、その参道には樹令 150 年以上の杉並木が続いており、周囲の景観を特徴づけています。</p>



荒戸神社

郷土記念物

名称	概要
野原の松並木	<p>開拓地の丘の上にあるこの松並木は、自然に生えていたアカマツを、戦後この地域に入植した人たちが、防風林として残し、手入れしてきたものといわれています。何本かが松くい虫の被害に遭い、伐採されましたが、現在は補植されています。</p>
龍頭のアテツマンサク	<p>マンサク科の落葉小高木で、早春 3 月上旬、葉が開く前に黄色の細長い 4 弁の黄色の花が咲き、10 日間ほど山一面を黄色く染めます。9 月頃、15mm ぐらいの楕円形の果実が熟れます。</p>



⑧文化財

市内には、国指定文化財が6件、県指定文化財が18件、市指定文化財が142件、国登録有形文化財が3件存在し、適正な保護・管理を行っています。

国指定文化財

No	区分	名称
1	彫刻	木造千手観音両脇土像（木造千手観音坐像、毘沙門天立像、不動明王立像）
2	重要無形民俗文化財	備中神楽
3	特別天然記念物	オオサンショウウオ
4	天然記念物	羅生門
5		草間の間歇冷泉
6		鯉ヶ窪湿生植物群落

県指定文化財

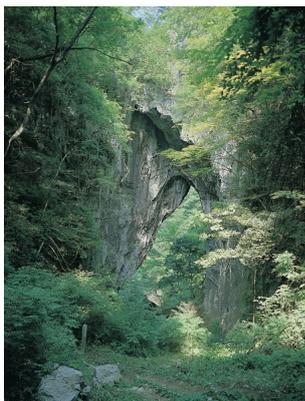
No	区分	名称	
1	建造物	三尾寺本堂	
2		荒戸神社本殿	
3	建造物（石造物）	矢田石仏	
4		石造薬師三尊像（石堂薬師三尊像）	
5		石造宝台寺五輪塔	
6		石造延命地蔵（朝間地蔵）	
7		石造延命地蔵（昼間地蔵）	
8		石造延命地蔵（段の腰折地蔵）	
9		石造延命地蔵菩薩立像（夕間地蔵）	
10		石造延命地蔵菩薩坐像	
11		六角石幢	
12		無形文化財	木工芸（森田翠玉）
13	重要無形民俗文化財	太鼓田植	
14		矢戸の蛇神楽	
15	史跡	野田山遺跡	
16		方谷庵	
17	天然記念物	金螢発生地	
18		「阿哲台」 として指定	満奇洞
			秘坂鐘乳穴（日咩坂鐘乳穴）
			宇山洞
			縞嶽
		井倉洞	

市指定文化財

区分	名称	件数
建造物	青龍寺観音堂、法華山観音堂、円通寺山門など	7
石造物	舍利宝塔、宝篋印塔、守恩塔など	18
絵画	両界曼荼羅図、涅槃図、絵馬「三十六歌仙」	3
彫刻	木造阿弥陀如来座像（善成寺公園内）、木造阿弥陀如来座像（金光寺）など	12
工芸品	神額、鶯籠、薙刀国重など	9
典籍	高札（制札）	1
古文書	元禄検地帳、渡邊家文書、梶並家文書など	4
考古資料	横見墳墓群出土品一括、横見古墳群出土品一括など	3
無形文化財	木工芸（川野正毅）	1
重要有形民俗文化財	袖切地藏、町恵比寿	2
重要無形民俗文化財	宮座、御神幸武器行列（船川八幡秋季大祭）など	12
史跡	狼穴住居跡、大山古墳群、大迫横穴墓群など	19
名勝	絹掛の滝	1
天然記念物	おもつぼ湿原、荒戸山、草月洞など	50
合計		142

国登録有形文化財

No	区分	名称
1	建造物	竹本住宅 主屋、長屋及び米蔵
2		
3		戸田家住宅主屋



羅生門
(国指定文化財
：天然記念物)



満奇洞
(県指定文化財：天然記念物)

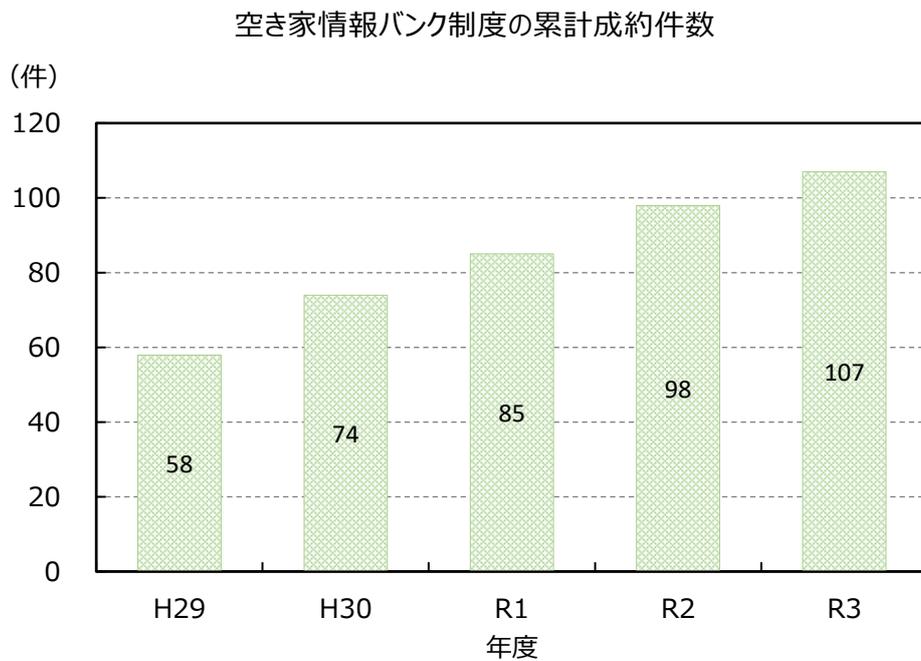
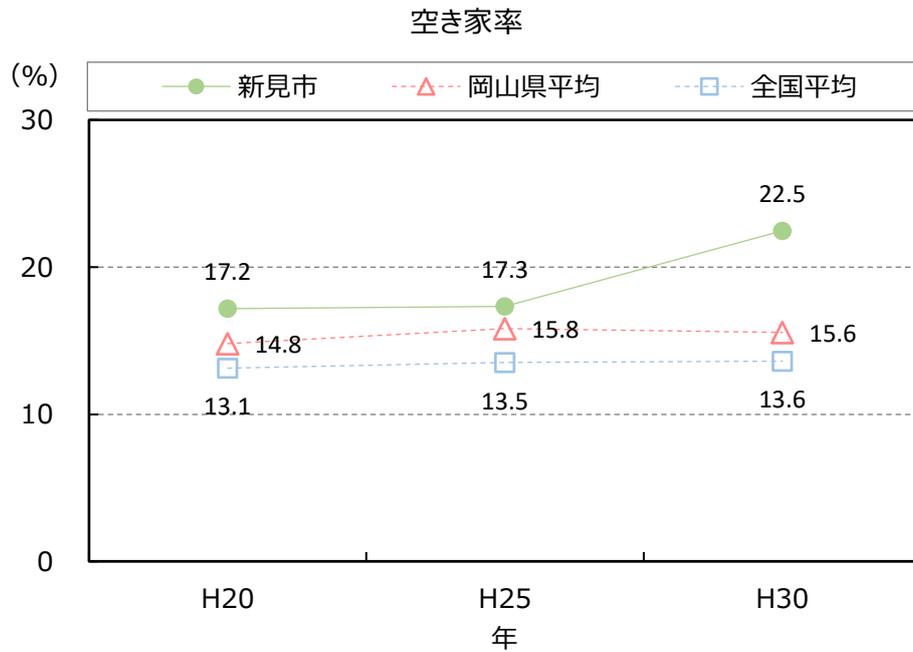


絹掛の滝
(市指定文化財：名勝)

⑨空き家

本市の空き家率は、平成 30 年で 22.5%となっており、増加傾向で推移しています。岡山県平均及び全国平均よりも高い水準で推移しています。

また、本市では、市内の空き家の有効活用を図るため、平成 24 年度から空き家情報バンク制度の運用を行っています。同制度の活用による空き家の売買・賃貸の累計成約件数は、令和 3 年度までで 107 件となっています。



(2) 課題

- 光化学オキシダントについては県内の他局と同様に環境基準を超過しており、アンケート調査結果によると、市民の「空気のきれいさ」に対する満足度・重要度はともに高くなっています。そのため、岡山県が実施する調査の結果を注視し、注意報等の発令時には市民への迅速な情報発信を行うことで、健康被害の未然防止に努めていく必要があります。
- 河川の生物化学的酸素要求量（BOD）については環境基準を達成していますが、下水道の接続に向けた啓発、合併処理浄化槽の設置促進など、水環境の改善に向けた生活排水対策の推進を図っていく必要があります。
- アンケート調査結果によると、市民の「家のまわりの静かさ」に対する満足度は高くなっていますが、自動車騒音については一部の地域で環境基準の超過が見られることから、モニタリングを継続するとともに、地域の実情に応じて必要な対策を検討していく必要があります。
- 空き家率は増加傾向で推移しており、アンケート調査結果においても、「空き家や空き地の適正管理」の推進を期待する市民の割合は高くなっています。そのため、倒壊など周辺環境に影響を及ぼす恐れのある空き家の除去に対する補助金の交付や、空き家情報バンク制度の周知啓発による利活用の拡大を図っていく必要があります。

2.5 環境学習・環境保全活動

(1) 現状

①環境学習

本市では、小学4年生を対象に、ごみ処理施設の見学や現状を学習する「ごみの行方」などの環境学習事業を毎年度実施しています。令和3年度の実施校数及び参加人数は、それぞれ13校、約200人となっています。

②環境保全活動

本市では、市民との連携・協働による清掃活動である「クリーン作戦」や「不法投棄ごみ一斉清掃」などの環境保全活動を毎年度実施しています。令和3年度の「クリーン作戦」及び「不法投棄ごみ一斉清掃」の総参加者数は、約3,000人となっています。



クリーン作戦の実施状況



不法投棄ごみ一斉清掃の実施状況

(2) 課題

- アンケート調査結果によると、市民の「環境に関する学習の機会や情報の多さ」に対する満足度・重要度はともに低くなっていることから、次世代を担う子どもたちをはじめとする幅広い世代を対象とした魅力ある環境学習の推進を図っていく必要があります。また、環境情報の有効な発信方法として回答した市民の割合が高かった広報紙を中心として、ケーブルテレビやラジオ、ホームページ、SNS など、各種の情報発信媒体を活用し、役立つ・分かりやすい環境情報を発信していく必要があります。



- アンケート調査結果によると、地域の環境学習や環境保全活動に参加意向を持っている市民が比較的多く見られることから、参加する契機となる機会の創出や情報発信を行っていくことで、環境学習や環境保全活動の活性化を図っていく必要があります。
- アンケート調査結果によると、市民・事業者の「新見市環境基本計画」の認知度は低くなっています。そのため、新たな計画の策定を契機とした積極的な情報発信を行い、環境保全に関する理解促進や環境意識の向上を図っていく必要があります。
- アンケート調査結果によると、市民・事業者の「SDGs」の認知度は比較的高くなっていますが、市民一人ひとりがSDGsを理解・認識して行動を実践するよう、内容の周知・啓発を図っていく必要があります。



第 3 章
計画の目指すもの

1 まちの将来像

本計画の上位計画である「第3次新見市総合計画」では、目指すまちの将来像として、「人と地域が輝き 未来につながる 源流共生のまち・にいみ」を掲げています。

本計画では、このまちの将来像を環境面から実現するため、5つの基本目標を掲げて、各種施策の展開を図っていくとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献していきます。

2 基本目標

「地球環境」、「自然環境」、「資源循環」、「生活環境」、「環境学習・環境保全活動」の環境分野ごとに、以下に示すとおり5つの基本目標を掲げます。

基本目標1【地球環境】

ゼロカーボンシティの実現に挑戦するまち

【主に関連するSDGsの目標】



近年、各地で猛暑や集中豪雨など、地球温暖化の進行に伴う様々な影響が顕在化・深刻化しています。本市においても、平成30年7月の豪雨や令和元年9月の局地的豪雨等による大きな被害が発生しており、自然災害の発生リスクは今後も高まっていくものと考えられます。そのため、私たち一人ひとりが2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すゼロカーボンシティの実現に挑戦することで、未来へつながる持続可能なまちづくりを目指します。

基本目標 2【自然環境】

誇れる豊かな自然と人が共存できるまち

【主に関連する SDGs の目標】



本市には、岡山県三大河川の 1 つである高梁川とその源流を育てている広大な森林など、豊かで誇れる自然資源が多くあります。この自然資源は、本市のまちづくりを進める上で大きな強みであるため、私たち一人ひとりがその重要性を改めて認識し、地域一体となって守り育てていくことで、人と自然が将来にわたって共存できるまちづくりを目指します。

基本目標 3【資源循環】

環境負荷の少ない循環型社会への転換を目指すまち

【主に関連する SDGs の目標】



本市の 1 人 1 日あたりのごみ排出量は概ね横ばいで推移していることから、さらなるごみ減量化に向けた取組が求められています。特に、近年では、食品ロスやプラスチックごみを削減することが急務となっています。そのため、「もったいない」の精神を地域に根付かせ、私たち一人ひとりが限りある資源を大切にすることで、環境負荷の少ない循環型社会への転換を推進できるまちづくりを目指します。

基本目標 4【生活環境】

地域の特色を活かした安全・安心で美しいまち

【主に関連する SDGs の目標】



私たちが健康な生活をおくるためには、公害の未然防止に努め、生活環境を健全に保つことが必要不可欠です。そのため、私たち一人ひとりが大気質や水質等を良好な状態に保全できるよう取り組むことで、安全・安心に住み続けられる環境を確保します。また、豊かな水と美しい緑にあふれ、誇るべき歴史・文化が感じられる、地域の特色を活かした美しいまちづくりを目指します。

基本目標 5【環境学習・環境保全活動】

みんなが環境を考え行動するまち

【主に関連する SDGs の目標】



地球温暖化をはじめとする今日の環境問題は、私たち一人ひとりがライフスタイルやビジネススタイルを見直すだけでも、その解決につなげることができます。そのため、家庭や職場、学校をはじめとする様々な場で、みんなが環境問題を自らの問題として主体的に考え、学び、連携・協力しながら解決に向けて行動するまちづくりを目指します。

3 計画の体系

5つの基本目標を柱として、以下に示す体系に沿って14の基本施策の展開を図ります。





第4章
基本施策の展開

基本目標 1【地球環境】

ゼロカーボンシティの実現に挑戦するまち

【主に関連する SDGs の目標】



7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



11 住み続けられる
まちづくりを



13 気候変動に
具体的な対策を



15 陸の豊かさも
守ろう

基本施策 1 省エネルギーの推進

市の取組

① 公共施設の省エネルギー対策の推進

- 公共施設の新築・改築や改修の際には、高効率機器・再生可能エネルギー設備の導入や断熱化など、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）水準の省エネルギー性能の確保を目指します。
- 公共施設の電灯や防犯灯等の LED 化を推進します。
- 公用車の更新の際には、ハイブリッド自動車や電気自動車等の次世代自動車の計画的な導入を推進します。
- 公共施設における物品購入の際には、可能な限り環境に配慮した物品の購入に努めることで、地域への波及を図ります。



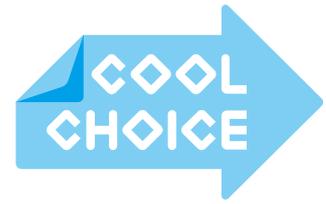
公用車（電気自動車）

② 家庭・事業所の省エネルギー対策の促進

- 節電等によるエネルギー使用量の抑制やエネルギー効率の高い設備の導入など、家庭や事業所で実行可能な省エネルギー対策の内容やその効果について情報発信を行います。
- 家庭用エネルギー監視システム（HEMS）やビル用エネルギー監視システム（BEMS）等を活用したエネルギー使用量の「見える化」や、年間のエネルギー消費ゼロを目指したネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）やネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の普及促進に向けて、活用できる補助制度等について情報発信を行います。
- 「省エネ最適化診断サービス」や「うちエコ診断」等について、市ホームページや広報紙で情報発信を行うことで、省エネルギー対策の促進を図ります。

③脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換促進

- 脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」に賛同し、電気等のエネルギーの節約・転換をはじめとする「ゼロカーボンアクション 30」など、市職員が率先してゼロカーボンシティの実現に向けた行動を実践することで、地域への波及を図ります。
- 「ゼロカーボンアクション 30」の普及啓発を行い、市民や事業者による自発的・積極的な行動の促進を図ります。
- 市ホームページや広報紙等を活用し、「新見市ゼロカーボンシティ表明」の内容の周知・啓発を行うとともに、市民や事業者に対してゼロカーボンシティの実現に向けた取組への協力を呼びかけます。



未来のために、いま選ぼう。

COOL CHOICE（クールチョイス）

温室効果ガス排出量の削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組です。

脱炭素社会の実現には、社会の仕組みを大きく変えていくことに加えて、一人ひとりのライフスタイル・ビジネススタイルの転換を進めていくことが必要不可欠です。

以下に示す「ゼロカーボンアクション 30」を参考にできるところから取り組んでみましょう。



<p>エネルギーを節約・転換しよう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再エネ電気への切り替え 2 クールビズ・ウォームビズ 3 節電 4 節水 5 省エネ家電の導入 6 宅配サービスをできるだけ一回で受け取ろう 7 消費エネルギーの見える化 	<p>太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 8 太陽光パネルの設置 9 ZEH（ゼッチ） 10 省エネリフォーム 窓や壁等の断熱リフォーム 11 蓄電池（車載の蓄電池） ・省エネ給湯器の導入・設置 12 暮らしに木を取り入れる 13 分譲も賃貸も省エネ物件を選択 14 働き方の工夫 	<p>CO2の少ない交通手段を選ぼう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 15 スマートムーブ 16 ゼロカーボン・ドライブ 	<p>食ロスをなくそう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 17 食事を食べ残さない 18 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫 19 旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活 20 自宅でコンポスト
<p>環境保全活動に積極的に参加しよう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 30 植林やゴミ拾い等の活動 	<p>CO2の少ない製品・サービス等を選ぼう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 28 脱炭素型の製品・サービスの選択 29 個人のESG投資 	<p>3R（リデュース、リユース、リサイクル）</p> <ol style="list-style-type: none"> 24 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う 25 修理や修繕をする 26 フリマ・シェアリング 27 ゴミの分別処理 	<p>サステナブルなファッションを!</p> <ol style="list-style-type: none"> 21 今持っている服を長く大切に着る 22 長く着られる服をじっくり選ぶ 23 環境に配慮した服を選ぶ

出典：環境省資料

市民・事業者に期待される取組（例示）

冷暖房温度の適正管理やこまめな消灯など、省エネルギー行動を実践しましょう。



電気やガス等の使用量をチェックし、無駄なエネルギーを使わないようにしましょう。



クールビズやウォームビズを実践しましょう。



自動車を運転する際は、エコドライブを実践しましょう。



家電や設備機器を更新する際は、省エネ性能の高い製品を選択しましょう。



住宅や事業所を新築・改築する際は、ZEHやZEBを選択するなど、省エネルギー化の推進に努めましょう。



基本施策 2 再生可能エネルギーの導入

市の取組

① 公共施設への再生可能エネルギーの導入推進

- 公共施設の新築・改築や改修の際には、PPA モデル等を活用した太陽光発電設備の率先的な導入を推進するとともに、その成果や技術・ノウハウを市民や事業者に対して情報発信を行うことで、地域への波及を図ります。
- 防災拠点となる公共施設等を中心に、太陽光発電設備や蓄電池等を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入を検討します。
- 公共施設への中小規模の木質バイオマスボイラーの導入を推進するとともに、薪・ペレットストーブについても普及促進を図っていくことで、木質バイオマスのさらなる利用促進を図ります。
- 公共施設における再生可能エネルギー比率の高い電力の調達を検討するとともに、その成果を市民や事業者に対して情報発信を行うことで、地域への波及を図ります。

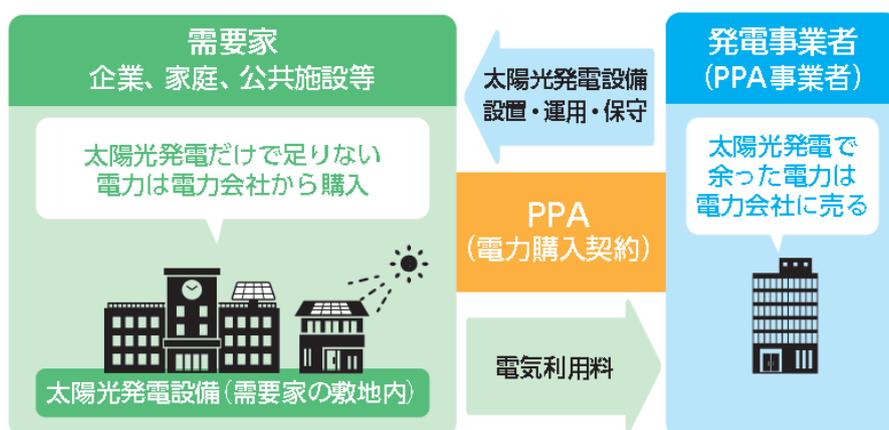


木質バイオマスボイラー
(いぶきの里)

PPA モデル

PPA とは、Power Purchase Agreement（電力購入契約）の略称で、第三者所有モデルとも言われます。発電事業者が太陽光発電設備を設置・維持管理し、その発電された電気を需要家に販売する仕組みです。

需要家は、太陽光発電設備の導入を初期投資ゼロで行えるといったメリットがあります。



出典：環境省資料

②家庭・事業所への再生可能エネルギーの導入促進

- 家庭への太陽光発電設備や蓄電池の設置に対して補助金を交付するとともに、同制度について市ホームページや広報紙等で情報発信を行うことで、さらなる導入促進を図ります。
- PPA モデルやリース方式、共同購入方式など、太陽光発電設備や蓄電池の各種導入方式について、それぞれの家庭や事業所のニーズに応じて最適な手法を選択できるよう、各方式の強み等について、分かりやすい情報発信に努めます。
- 住宅と電気自動車間で電力の相互融通を行う V2H 充放電設備の設置に対して補助金を交付することで、電気自動車の蓄電池や災害発生時の非常用電源として利用できる体制づくりを推進します。
- 大規模な太陽光発電設備の導入においては、「岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例」に基づいた対応が講じられるよう、周知・啓発を行います。

③地域特性を活かした多様な再生可能エネルギーの導入検討

- 建物の屋根上や空き地のほか、市内に数多くあるため池を活用した水上設置型太陽光発電や、遊休農地等の農地を活用した営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）の導入に向けた調査・検討を行います。
- 市内で民間事業者が行っている木質バイオマス発電事業や公共施設での木質バイオマス熱利用事業の継続を図るため、新見市森林組合や関連事業者、近隣自治体と連携し、未利用材等の燃料が安定供給できる体制づくりを推進します。
- 太陽光発電や木質バイオマスに加えて、その他バイオマス、小水力、風力など、地域特性を活かした多様な再生可能エネルギーの導入拡大に向けた調査・検討を行います。
- 老朽化が進行している新見市クリーンセンターの建て替えの際には、焼却時に発生する熱を利用した廃棄物発電設備の導入、発電した電力の公共施設等への送電を検討します。
- 高梁川流域連携中枢都市圏をともに形成している 6 市 3 町と連携・協働し、各地域の地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入拡大、地域経済の活性化を図ることができる仕組みづくりに向けた調査・検討を行います。



木質バイオマス発電所
(合同会社新見バイオマスエナジー)

市民・事業者に期待される取組（例示）

住宅や事業所に太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入を検討しましょう。



住宅や事業所に蓄電池を導入し、電気を効率的に利用しましょう。



住宅や事業所に薪・ペレットストーブの導入を検討しましょう。



再生可能エネルギー比率の高い電力の選択を検討しましょう。



数値目標

指標	単位	現状値	目標値
		R3 年度	R9 年度
再生可能エネルギー設備を導入した公共施設数（累計）	施設	6	10
太陽光発電設備の設置に対する補助件数（累計）	件	427	457
家庭用蓄電池・V2H 充放電設備の設置に対する補助件数（累計）	件	0	30

基本施策3 脱炭素型まちづくりの推進

市の取組

①公共交通機関の利用促進

- 「新見市地域公共交通計画」に基づき、民間事業者の運行する路線バスや市街地循環バスの運行支援、市営路線バスや乗合タクシーの運行等によって公共交通空白地区の解消に努めるとともに、広報活動やイベントの開催等によって利用促進を図ります。
- 市営路線バス等の乗合タクシーへの転換を推進することで、高齢者をはじめとする誰もが利用しやすい持続可能な公共交通体系の構築を目指します。



乗合タクシーの利用状況

②次世代自動車の普及促進

- プラグインハイブリッド自動車や電気自動車の普及促進を図るため、公共施設等への急速充電器の設置を推進するとともに、家庭への普通充電器の設置に対して補助金を交付します。
- 家庭用電気自動車の普及促進に向けた制度の創設を検討します。

③二酸化炭素の吸収源対策の推進

- 森林の持つ二酸化炭素の吸収機能を十分に発揮させるため、間伐や再造林等の適切な森林整備を推進します。
- 「岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証制度」を活用した民間事業者との連携・協働による森林整備を推進します。
- 適切な森林整備による二酸化炭素吸収量を活用したカーボン・オフセットの仕組みづくりに向けた調査・検討を行います。

④フロン類の排出抑制の推進

- 「フロン排出抑制法」に基づき、機器の点検やフロン類の漏えい防止、廃棄時におけるフロン類の適切な回収等を徹底するとともに、管理者の責務に関する周知・啓発を行います。

市民・事業者に期待される取組（例示）

自動車の利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用して移動しましょう。



自動車を購入する際は、環境負荷の少ないハイブリッド自動車や電気自動車等を選択しましょう。



数値目標

指標	単位	現状値	目標値
		R3 年度	R9 年度
市街地路線の利用者数	人/日	95.8	117
JR 新見駅の乗車人数	人/日	520	760
公共交通空白地域*の人口率	%	18.7	5.0
公共施設への急速充電器の設置数（累計）	基	1	3
電気自動車用普通充電器の設置に対する補助件数（累計）	件	0	25

※乗合タクシー・ふれあいバス運行区域外で、駅・バス停から半径 300m 圏外の地域を示します。

基本施策 4 気候変動影響への適応

市の取組

①気候変動適応策の推進

- 地球温暖化や気候変動影響に係る情報収集に努めるとともに、国や県の動向を踏まえながら、本市の実情や特性等に応じた気候変動適応策を検討します。
- 猛暑日の増加に伴い危険性が增大することが懸念される熱中症への注意喚起や予防方法等について周知を図ります。
- 災害に強いまちづくりに向けて、公共施設に太陽光発電設備や蓄電池設備等による自立・分散型電源の導入を促進し、災害発生時の非常用電源として利用できる体制を構築します。
- 近隣市町村及び関係機関と連携した防災体制の整備や、地域自主防災組織の結成の促進を図ります。
- 集中豪雨の増加や台風の大型化等に伴う自然災害による被害の最小化を図るため、災害に強い社会基盤整備等のハード対策を行います。

②気候変動影響に関する情報提供等

- 「新見市防災マップ」の作成・配布や自主防災組織と連携した防災訓練の実施等のソフト対策を推進し、平時から自然災害や防災・減災に関する意識を高めます。
- 地球温暖化や気候変動影響に関する最新の知見を収集し、ホームページや広報紙等を通じて市民に分かりやすく提供します。



防災訓練の実施状況

市民・事業者に期待される取組（例示）

猛暑日は熱中症の予防に努めましょう。



防災マップの確認等による防災意識の向上に努めましょう。



気候変動に関する情報を入手し、気候変動の進行状況や想定される影響への適応について理解を深めましょう。



住宅や事業所に蓄電池を導入し、災害に備えましょう。



基本目標 2【自然環境】

誇れる豊かな自然と人が共存できるまち

【主に関連する SDGs の目標】



基本施策 1 森林の保全

市の取組

① 森林整備の推進

- 「新見市森林整備計画」、今後策定予定の「新見市森林ビジョン」に基づき、森林資源の持続的利用に向けた林業サイクルの循環を図るため、水源かん養機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能、土砂災害防止機能など、森林の多面的機能を持続的に発揮させるための森林整備を推進します。
- 森林環境譲与税を活用し、経営管理されていない森林について、市が仲介役となって所有者と林業経営者をつなぐ森林管理システムの構築に取り組むことで、森林整備を推進します。
- 県の「企業との協働の森づくり事業」などを活用した市民や事業者との連携・協働による森林整備を推進します。
- マツ枯れ及びナラ枯れ被害の拡大を防止するため、森林組合及び森林所有者等の連携による被害防止対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりを推進します。
- 行政と新見市森林組合をはじめとする林業関係者で構成する「未来へつなぐ新見の林業会議」において、若者移住者に向けた林業の PR 活動、就業相談会、就業体験等を実施することで、林業の担い手の確保・育成を推進します。



「未来へつなぐ新見の林業会議」
の開催状況

②森林資源の利用促進

- 「新見市内の公共建築物における新見産材等の利用促進に関する方針」に基づき、公共建築物への新見産材等の率先的な利用を推進し、地域への波及を図ります。
- 森林環境譲与税を活用し、新見産材を利用した木造住宅の新築・増改築に対して補助金を交付することで、新見産材の利用促進を図ります。
- 森林認証制度を活用した持続可能な森林運営・管理の実現を目指します。
- 市内の木質バイオマス発電所の燃料として、林地残材等の未利用材の利用促進を図ります。
- 新見産ヒノキを利用した特産品の開発やウッドスタート誕生祝い品事業を推進することで、新見産材の魅力を広く発信し、需要拡大を図ります。



ウッドスタート誕生祝い品
(新見ピオーネつみき)

市民・事業者に期待される取組（例示）

森林の大切さを理解し、保全・再生活動に参加・協力しましょう。



住宅や事業所に新見産材の利用を検討しましょう。



数値目標

指標	単位	現状値	目標値
		R3 年度	R9 年度
木材出荷数	m ³	156,622	160,000
森林施業面積	ha	795	900
植林面積	ha	33	80

基本施策 2 農地の保全

市の取組

① 農地の適正管理

- 農地パトロールや農地利用意向調査等を実施し、遊休農地の実態把握と発生防止・解消を図るとともに、農地の流動化や集積・集約化を推進します。
- 国の「中山間地域等直接支払制度」や「多面的機能支払制度」を活用した農地の適正管理を促進します。
- 被覆肥料のプラスチック被膜殻の河川流出防止に向けて、農業事業者への注意喚起や対策内容等について周知に努めます。
- 「農業普及指導センター」や JA 等の関係機関と連携し、新規就農者や規模拡大を目指す就農者への支援を行うことで、農業の担い手の養成・確保を推進します。
- 地場農産物の販売促進や学校給食等への利用を通じて、農産物の地産地消を推進します。



農地パトロールの実施状況

② 鳥獣被害防止対策の推進

- 「新見市鳥獣被害防止計画」に基づき、イノシシ、ニホンザル等の有害鳥獣による農林水産物被害の防止に向けて、防護柵の設置や捕獲に対する補助金の交付、追い払い用花火の支給、捕獲報奨金の交付、新規狩猟者の確保など、猟友会と連携した対策の推進を図ります。
- 生ごみや農作物の収穫残渣を放置しないよう、市民や事業者への注意喚起を行うなど、地域での取組を徹底することで、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりを推進します。



防護柵の設置状況

市民・事業者に期待される取組（例示）

地域で生産された農林水産物を積極的に購入・利用し、地産地消に取り組みましょう。



有害鳥獣による農林水産物被害の防止に向けて地域ぐるみで、取り組みましょう。



数値目標

指標	単位	現状値	目標値
		R3 年度	R9 年度
新規就農者数	人/年	7	8
主要農産品販売額	億円/年	14.9	16.0

基本施策3 水辺の保全

市の取組

① 水辺の適正管理

- 河川の整備・改修の際には、生態系に配慮した自然工法を活用し、親水性の高い魅力的な水辺空間の創出を図ります。
- 高梁川やその支川等の河川については、散策路等の親水空間の充実に努めるとともに、地域住民と連携した清掃活動を推進することで、快適な水辺空間の保全・創出を図ります。



河川清掃活動の実施状況

市民・事業者に期待される取組（例示）

地域の河川清掃活動に積極的に参加しましょう。



数値目標

指標	単位	現状値	目標値
		R3 年度	R9 年度
「水辺の清掃」の実施回数	回	2	4

基本施策 4 生物多様性の保全

市の取組

① 希少野生動植物の保護

- 市民団体等と連携し、地域の希少野生動植物の生息・生育状況の情報収集に努めるとともに、保護活動や生息・生育環境の保全活動を推進します。
- 「岡山県版レッドデータブック 2020」等を活用し、希少野生動植物の生物情報について情報発信を行うことで、市民の生物多様性の保全に対する関心の向上を図ります。

② 外来生物対策の推進

- 市内で生息・生育が確認されているオオキンケイギク、ヌートリアなど、特定外来生物による生物多様性への影響を防止するため、特定外来生物の特徴や危険性、駆除方法等について情報発信を行います。
- 市民団体等と連携し、地域の特定外来生物の生息・生育状況の情報収集に努めるとともに、必要に応じて防除を行うことで、被害拡大の防止を図ります。
- 県や周辺自治体と連携し、新たな特定外来生物の侵入防止及び早期発見・早期防除に向けた対策を推進します。
- メダカなど、国内の他の地域から持ち込まれる「国内移入」による遺伝子汚染等を防止するため、普及啓発に努めます。

市民・事業者に期待される取組（例示）

自然観察会や動植物の保護活動に参加・協力しましょう。



飼育できなくなった外来生物を山林や河川等に放すことは絶対にやめましょう。



基本目標3【資源循環】

環境負荷の少ない循環型社会への転換を目指すまち

【主に関連するSDGsの目標】



基本施策1 廃棄物の減量・資源化の推進

市の取組

①ごみの排出抑制（リデュース）・再使用（リユース）の推進

- 「もったいない」の精神を地域に根付かせ、市民一人ひとりがごみ減量に向けた工夫や努力を行うよう、小学4年生を対象とした環境教育事業「ごみの行方」や市民を対象とした出前講座の開催等によって意識啓発に努めることで、ごみをできるだけ出さないライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を図ります。
- 生ごみの水切りや生ごみ処理機等の利用によるごみ減量効果について、市ホームページや広報紙等で情報発信を行うことで、生ごみの減量化を図ります。
- 食材の食べきりや使いきり等の家庭でできる取組の普及啓発、フードドライブ活動への支援、飲食店との連携による取組等を推進することで、本来食べられるのに廃棄される食品ロスの削減を図ります。
- マイバッグやマイボトルの利用促進、使い捨てスプーンやストロー等の使い捨てプラスチック製品の使用抑制等によって、プラスチックごみの減量化を図ります。
- 事業者と連携して過剰包装の抑制や、詰替商品の利用促進など、容器包装廃棄物等の減量化を図ります。
- 事業活動に伴って発生するごみの適正処理を促し、ごみの減量化を図ります。
- 家庭や事業所で不要となった商品の再使用を図るため、フリーマーケットへの参加やフリマアプリの利用等と呼びかけます。



環境教育事業「ごみの行方」の開催状況

②ごみの再生利用（リサイクル）の推進

- 「ごみの正しい分け方・出し方」の配布や市ホームページや広報紙等での情報発信、「ごみ分別出前講座」の開催等によって、市民の分別意識の向上を図ることで、可燃ごみに相当量含まれている古紙・古布やプラスチック製容器包装等の資源化物の分別徹底を促進します。
- PTA、子ども会、町内会等の自主的に資源物回収を実施するごみ減量化協力団体に対して補助金を交付することで、団体数や回収量の増加を図ります。
- スーパー等で実施している資源物の店頭回収について、回収場所や回収品目を情報発信するなど、事業者による自主的な回収活動を支援します。
- 現在のプラスチック製容器包装に加えて、家庭から排出される様々なプラスチックごみの回収・リサイクルの実施に向けて、新たな収集体制を検討します。



「ごみ分別出前講座」の開催状況

市民・事業者に期待される取組（例示）

生ごみの水切りの徹底や堆肥化等によって、ごみの減量に努めましょう。



食材の食べきりや使いきりを心がけて、食品ロスをなくしましょう。



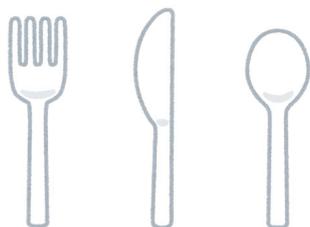
フードドライブ活動への協力等によって、食品ロスをなくしましょう。



買い物には、マイバッグを持参してレジ袋の購入を控えましょう。



使い捨てプラスチック製品の使用を控え、プラスチックごみの減量化に努めましょう。



フリーマーケットへの参加やフリマアプリの利用によって、ごみが発生ないようにしましょう。



ごみの分別やごみ出しのルールをきちんと守りましょう。



資源物の店頭回収や地域での資源集団回収活動に協力しましょう。



数値目標

指標	単位	現状値	目標値
		R3 年度	R9 年度
ごみ排出量	t/年	9,123	8,226
1 人 1 日あたりのごみ排出量	g/人・日	908	800
リサイクル率	%	12.8	20
最終処分量	t/年	1,262	1,262 [※]

※本市の最終処分量は、平成 25 年度以降、1,400～1,500t 前後で推移していましたが、令和 3 年度に大きく減少しました。これは、新型コロナウイルス感染症等の影響によって一時的に減少している可能性が示唆されることから、令和 9 年度に向けては令和 3 年度の水準を維持することを当面の目標として設定しています。

基本施策 2 廃棄物の適正処理の推進

市の取組

①ごみの適正処理体制の構築

- ごみ焼却施設である新見市クリーンセンターは、老朽化に対応するため、施設の適正な維持管理を図るとともに、施設の建て替えなど、今後の整備方針を検討します。
- 埋立ごみ・粗大ごみの前処理施設と最終処分場を整備した新見市処理センターは、ごみの減量化や施設の適正な維持管理を図ることで、施設の延命化に努めるとともに、今後の整備方針を検討します。
- ごみステーションの設置・修理に対して補助金を交付することで、適正な維持管理を促進します。
- 植物由来の環境にやさしいバイオマスプラスチックを配合した指定ごみ袋の導入を推進します。
- 少子高齢化の進行を踏まえて、日常のごみ出しが負担となっている高齢者等に対するごみ出し支援など、地域の実情に応じた収集方法について調査・検討を行います。
- 「新見市災害廃棄物処理計画」に基づき、今後発生が予想される大規模地震等に備えて、災害により発生した廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できる体制を構築します。

②不法投棄防止対策の推進

- 不法投棄多発地点への啓発用看板や監視カメラの設置、「不法投棄ごみ一斉清掃」の実施、不法投棄が行われた地点や状況についての情報発信等によって、不法投棄をさせない環境づくりを推進します。
- 不法投棄監視員によるパトロールに加えて、地域住民や警察等と連携した監視体制の強化を図ることで、不法投棄の未然防止と早期発見に努めます。



不法投棄防止啓発看板の
設置状況

③環境美化の推進

- 公共施設周辺の清掃活動や草刈り等を定期的に行うなど、環境美化に努めます。
- 地域住民や市民団体等と連携するとともに、ボランティア袋の配布を行うことで、「クリーン作戦」等の地域の清掃活動の促進を図ります。
- 道路や河川へのごみのポイ捨て、ペットの排せつ物の放置等を防止するため、ごみの持ち帰りや適正処理に関する意識啓発に努めます。
- 地域住民と連携し、市道及び市管理県道の草刈りや側溝清掃等の道路愛護活動を推進します。



道路愛護活動の実施状況

市民・事業者に期待される取組（例示）

ごみの不法投棄やポイ捨ては絶対にやめましょう。



地域の環境美化活動に参加・協力しましょう。



数値目標

指標	単位	現状値	目標値
		R3 年度	R9 年度
「不法投棄ごみ一斉清掃」の実施回数	回	2	4
「市民清掃活動」の実施回数	回	2	3

基本目標 4【生活環境】

地域の特色を活かした安全・安心で美しいまち

【主に関連する SDGs の目標】



基本施策 1 安全・安心な生活環境の保全

市の取組

①大気環境の保全

- 県と連携し、光化学オキシダント注意報等や微小粒子状物質（PM2.5）注意喚起情報の告知放送等を活用した迅速な情報発信に努めるとともに、外出の抑制など、市民や事業者への注意喚起を行います。
- ごみの野外焼却が禁止されていることについて周知・啓発を行うとともに、定期的なパトロール等を行うことで、野外焼却をさせない環境づくりを推進します。
- 住宅及び建築物のアスベスト分析調査・除去等に対して補助金を交付することで、アスベストの飛散による健康被害の未然防止を図ります。

②水環境の保全

- 高梁川水系の河川の水質調査を継続して実施するとともに、調査結果を市ホームページや広報紙等で情報発信を行うことで、生活排水対策の必要性について周知・啓発を行います。
- ホームページや広報紙等を活用し、家庭でできる生活排水対策を分かりやすく情報発信し、実践を促します。
- 公共下水道及び農業集落排水処理施設の供用開始地区内で引き続き接続の啓発活動を行い、接続率の向上を図ります。
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促進するとともに、浄化槽の適正な維持管理に努めるよう、周知・啓発を行います。
- 河川での水質事故が発生した際には、県等の関係機関と連携し、被害を拡大させないように、適正な対処を行います。



河川水質調査の実施状況

③騒音・振動・悪臭の防止

- 市内の主要道路を対象とした騒音調査を継続して実施し、騒音の発生状況の適切な監視に努めます。
- 工場・事業場に対する規制基準順守に関する周知・啓発を行うとともに、周辺住民の生活環境に影響を及ぼしている場合には、騒音・振動・悪臭等の防止に向けた立入調査・指導を行います。
- 生活騒音の発生を抑制するなど、近隣に配慮した生活マナーについて普及啓発を行い、苦情の未然防止を図ります。



自動車騒音調査の実施状況

④空き家等の適正管理

- 「新見市空家等対策計画」に基づき、管理不全な空き家等の発生抑制や解消、有効活用に向けた取組を推進するとともに、市内の空き家等の実態調査を行います。
- 空き家等の所有者に対する適正な維持管理に向けた指導を行うとともに、老朽化した危険な空き家の応急措置、解体・撤去等に対して補助金を交付します。
- 「新見市空き家情報バンク」を通じて、市内の空き家について情報発信を行うとともに、購入・改修等に対して補助金を交付することで利活用を促進し、定住人口の増加と地域の活性化を図ります。

市民・事業者に期待される取組（例示）

違法なごみの野外焼却は絶対にやめましょう。



合併処理浄化槽の適正な維持管理に努めましょう。



テレビや音楽の音量等は近隣へ配慮しましょう。



所有する住宅や土地の適正な維持管理に努めましょう。



数値目標

指標	単位	現状値	目標値
		R3 年度	R9 年度
公共用水域における環境基準達成率	%	100	100
下水道水洗化率	%	86.8	90
自動車騒音の環境基準達成率	%	100	100
特定空家除却件数（累計）	件	49	140

基本施策 2 特色ある美しい生活環境の形成

市の取組

① 景観の保全・継承

- 溪谷、里山、田園、高梁川等の河川により形成された美しい自然景観や、新見御殿町をはじめとする歴史・文化景観など、特色ある美しい景観を適正に保全・継承し、魅力あるまちづくりに活かします。
- 市民や事業者に対して、建築物や屋外広告物等について周辺景観との調和に配慮するよう、指導・助言を行います。

② 歴史・文化の保存・継承

- 市民共有の財産である市指定文化財や国登録文化財等を次世代に継承していくため、文化財の実態調査やデータベース化、地域住民や市民団体等と連携した保存活動など、適正な保存に向けた取組を推進します。
- 未指定文化財の調査を行い、貴重な文化財は新たに指定文化財として指定します。
- 地域の歴史・文化に対する意識の向上を図るため、市ホームページや広報紙等による情報発信、イベントや冊子「新見市の文化財」を活用した小中学生への出前講座の開催など、各種取組を推進します。
- 地域の歴史・文化を保存・継承するため、後継者の育成を図ります。



歴史・文化に関する出前講座の開催状況

③ 公園・緑地の整備・保全

- 市民の暮らしに潤いと安らぎを与える身近な憩いの場や災害発生時の避難地等として、利用者ニーズを踏まえた公園・緑地の計画的な整備・改修を図るとともに、地域住民との協働による適切な維持管理を推進します。
- 市民誰もが安心して利用できるよう、施設や設備のユニバーサルデザイン化に向けた取組を推進します。



公園・緑地の維持管理活動の実施状況



施設のユニバーサルデザイン化の状況

市民・事業者に期待される取組（例示）

住宅や事業所を新築・改築する際は、周辺の景観との調和に配慮しましょう。



公園や緑地の維持管理活動に参加・協力しましょう。



数値目標

指標	単位	現状値	目標値
		R3 年度	R9 年度
指定文化財の件数	件	168	170
文化財等データベース登録点数（通算）	件	242	500

基本目標 5【環境学習・環境保全活動】

みんなが環境を考え行動するまち

【主に関連する SDGs の目標】



基本施策 1 環境学習・環境教育の推進

市の取組

①環境学習・環境教育の機会の充実

- 小学 4 年生を対象とした環境教育事業「ごみの行方」や市民団体等を対象とした「ごみ分別出前講座」など、環境をテーマにした出前講座を開催することで、市民一人ひとりの環境意識の向上を図ります。
- 小中学校での環境教育の実態を把握し、総合的な学習の時間等を活用した魅力ある学習プログラムの検討を行うことで、次世代を担う子どもたちの環境意識の向上を図るとともに、子どもたちが家庭や地域に働きかける流れを生み出すことで、大人の環境意識の向上につなげていきます。
- 各地域の公民館等を拠点とした環境をテーマにした講座や、自然観察会等の自然と触れ合うイベントの開催など、子どもから大人まで幅広い世代を対象とした環境学習・環境教育の機会の充実を図ります。
- 環境分野の専門家、大学、事業者、環境学習指導員、市民団体等と連携し、環境に関する豊富な知識と経験を有する人材を発掘して、地域の環境教育の指導者としての育成を図ります。



市民講座の開催状況

②環境情報の充実

- 市ホームページ、広報紙、告知放送、SNS など、多様な情報発信媒体を活用し、子どもから大人まで幅広い世代の市民や事業者に対して、分かりやすい環境情報の発信に努めます。
- 市内の環境について市民や事業者と情報共有を図るため、地域の環境の現状や本計画に基づく各種施策の進捗状況等を整理した年次報告書を作成・公表します。
- 活用できる各種補助事業や参考となる取組事例等を情報発信することで、市民や事業者の自発的な取組を促します。

市民・事業者に期待される取組（例示）

地域の環境学習の場に参加し、環境に関する知識を深めましょう。



家庭において、環境について話し合う機会を設け、一緒に考えましょう。



従業員への環境教育を実施し、環境意識の向上に努めましょう。



環境情報を収集し、日常生活や事業活動での環境に配慮した取組の実践に役立てましょう。



数値目標

指標	単位	現状値	目標値
		R3 年度	R9 年度
環境に関する出前講座の開催回数	回	0	5
市ホームページ・広報紙等による環境情報の発信件数	件	4	12

基本施策 2 環境保全活動の推進

市の取組

①環境保全活動の活性化

- 「新見市市民環境会議」など、地域で環境保全活動に積極的に取り組む市民団体への支援を行い、活動のさらなる活性化を図ります。
- 地域で環境保全活動に積極的に取り組む市民や事業者、市民団体等について情報収集を行い、市ホームページや広報紙等で活動内容の紹介や参加者募集を行うなど、新たな担い手の確保を支援します。
- 地域で環境保全活動に取り組む主体間のネットワークを構築し、連携・協働の強化を図ります。



「新見市市民環境会議」の活動状況

市民・事業者に期待される取組（例示）

地域の環境保全活動に関する情報を収集し、関心のある活動に参加・協力しましょう。



環境保全活動に取り組む主体間で情報交換を行い、連携・協働して活動を上げていきましょう。





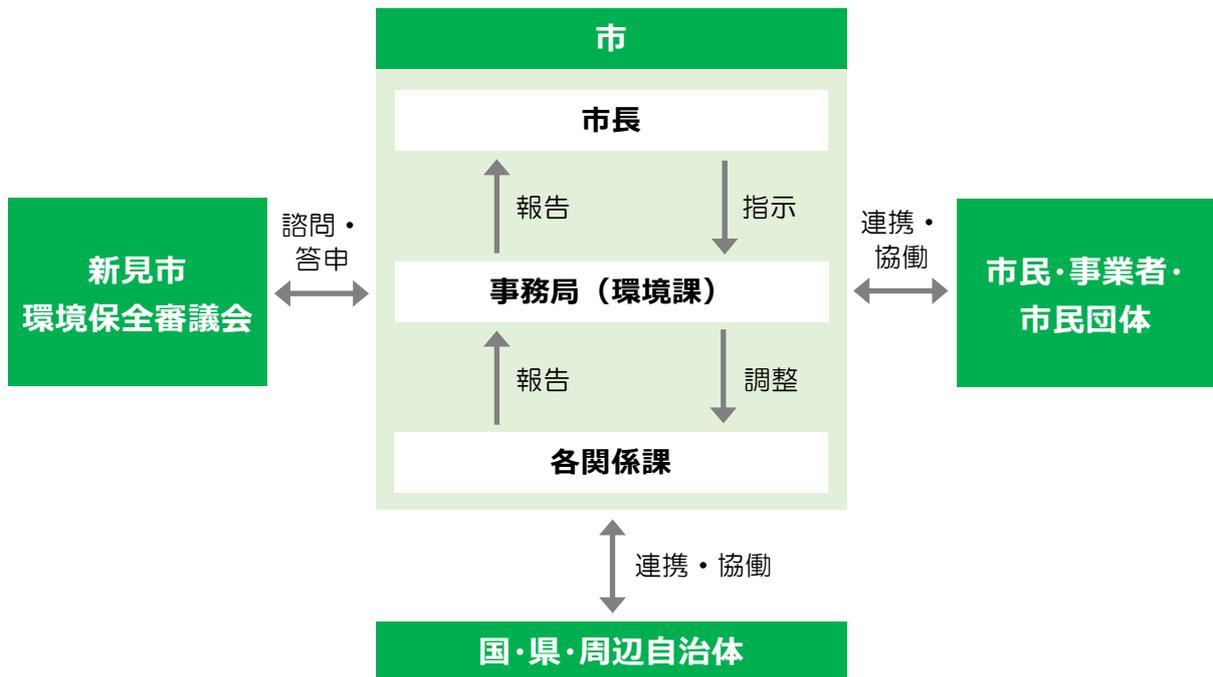
第 5 章
計画の推進体制と
進行管理

1 計画の推進体制

本計画の着実な推進を図るためには、市・市民・事業者・市民団体が果たすべき役割を理解し、連携・協働して取り組んでいくことが必要不可欠です。

そのため、市が中心となって、国・県・周辺自治体と連携・協働しながら取組を先導的に推進するとともに、市民・事業者・市民団体に対して関連する取組の普及啓発を行いながら、計画の推進を図っていきます。

また、事務局の環境課が中心となって、計画の進捗状況の点検・評価を毎年度行い、各関係課との調整や「新見市環境保全審議会」への報告等を行うことで、計画の実行性を高めていきます。



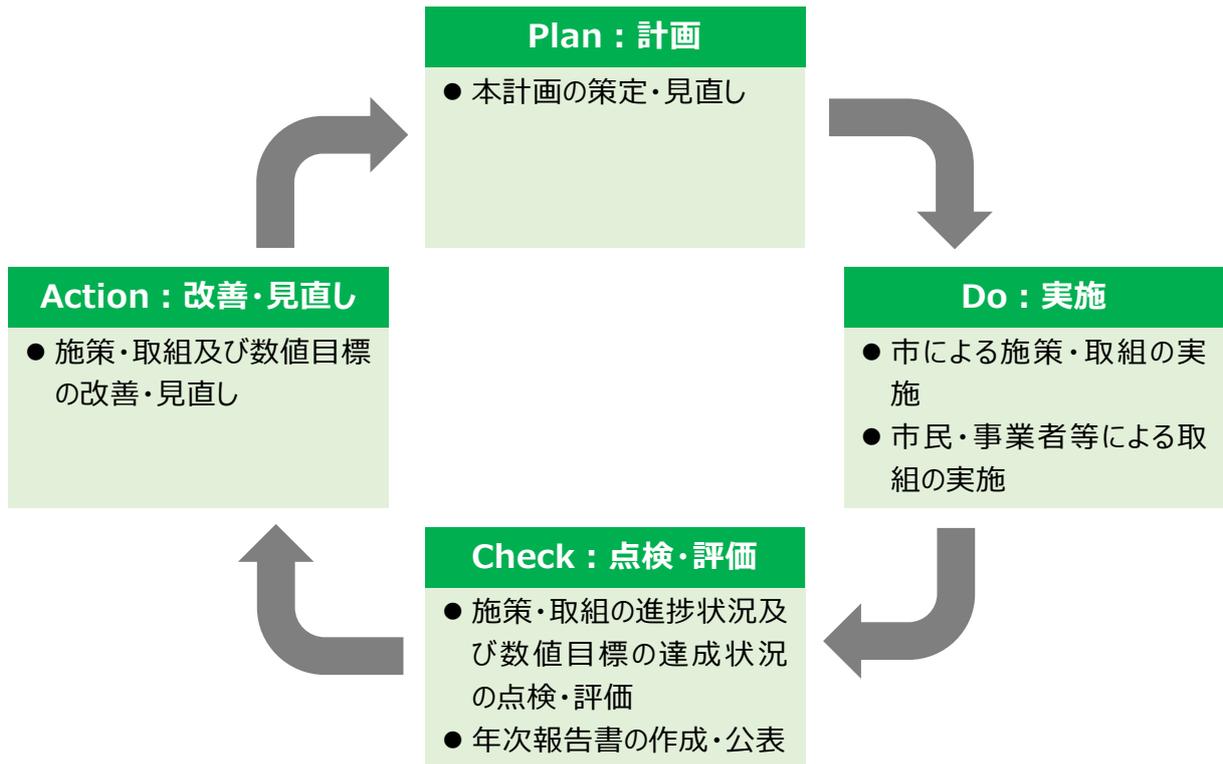
新見市環境保全審議会

環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査・検討をするための機関であり、市議会議員・学識経験者・市民・市民団体等の代表者で構成されます。市は、同審議会に対して、本計画の見直しや各種施策の進捗状況に関する報告を必要に応じて行うとともに、意見等を受けてその反映に努めます。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCA サイクル（Plan：計画 ⇒ Do：実施 ⇒ Check：点検・評価 ⇒ Action：改善・見直し）による継続的な推進と改善を図ることで行います。

市は、本計画に基づく各種施策・取組の進捗状況や数値目標の達成状況の点検・評価、その結果を踏まえた事業内容の改善・見直しを毎年度行うことで、計画の着実な推進を図ります。





資料編

資料1 市民アンケート調査結果

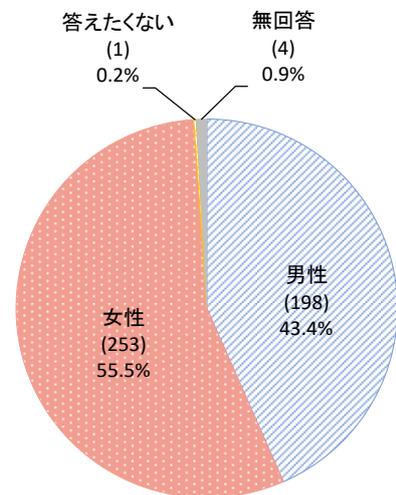
調査概要

調査対象	市内在住の18歳以上の男女1,000人（住民基本台帳から無作為抽出）
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	2022年7月27日～8月19日（9月8日まで延長）
回収結果	有効回収数：456件 有効回収率：45.6%

問1 あなたご自身のことについてお聞きます。（あてはまるものにそれぞれ1つだけ○）

（1）性別

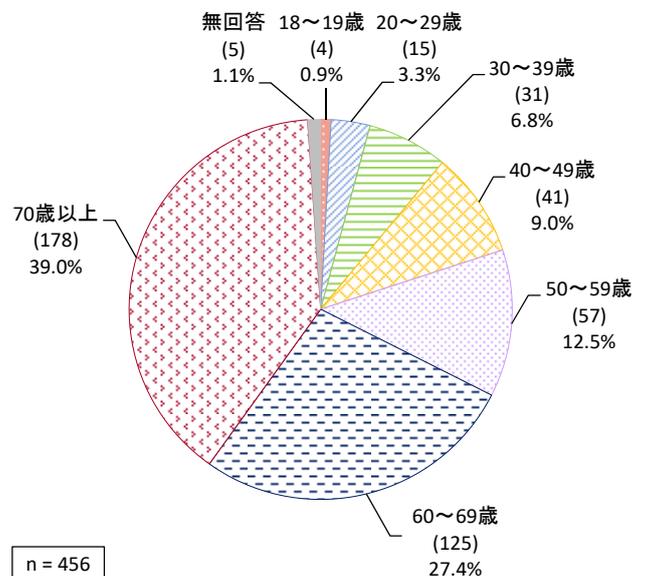
回答者の性別は、「男性」が43.4%、「女性」が55.5%などとなっています。



n = 456

（2）年齢

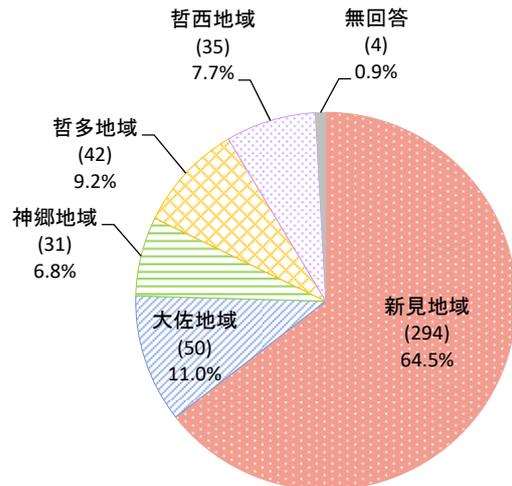
回答者の年齢は、「70歳以上」が39.0%で最も高く、次いで「60～69歳」の27.4%、「50～59歳」の12.5%などとなっています。



n = 456

(3) 居住地域

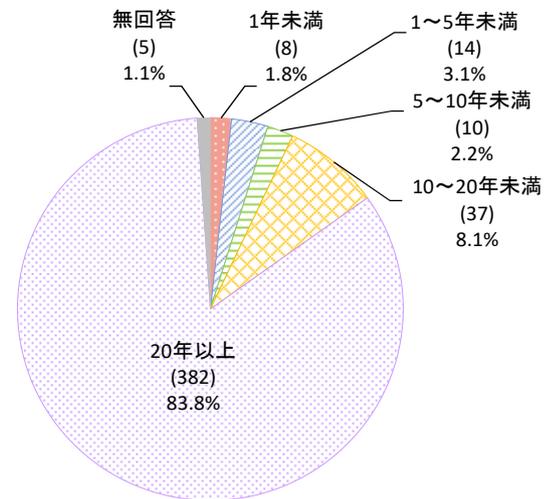
回答者の居住地域は、「新見地域」が 64.5% で最も高く、次いで「大佐地域」の 11.0%、「哲多地域」の 9.2% などとなっています。



n = 456

(4) 居住年数

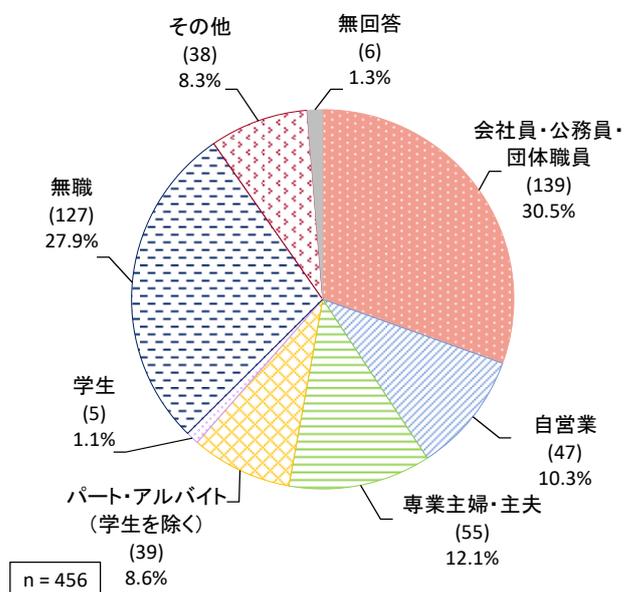
回答者の新見市内での居住年数は、「20 年以上」が 83.8% で最も高く、次いで「10~20 年未満」の 8.1%、「1~5 年未満」の 3.1% などとなっています。



n = 456

(5) 職業

回答者の職業は、「会社員・公務員・団体職員」が 30.5% で最も高く、次いで「無職」の 27.9%、「専業主婦・主夫」の 12.1% などとなっています。



n = 456

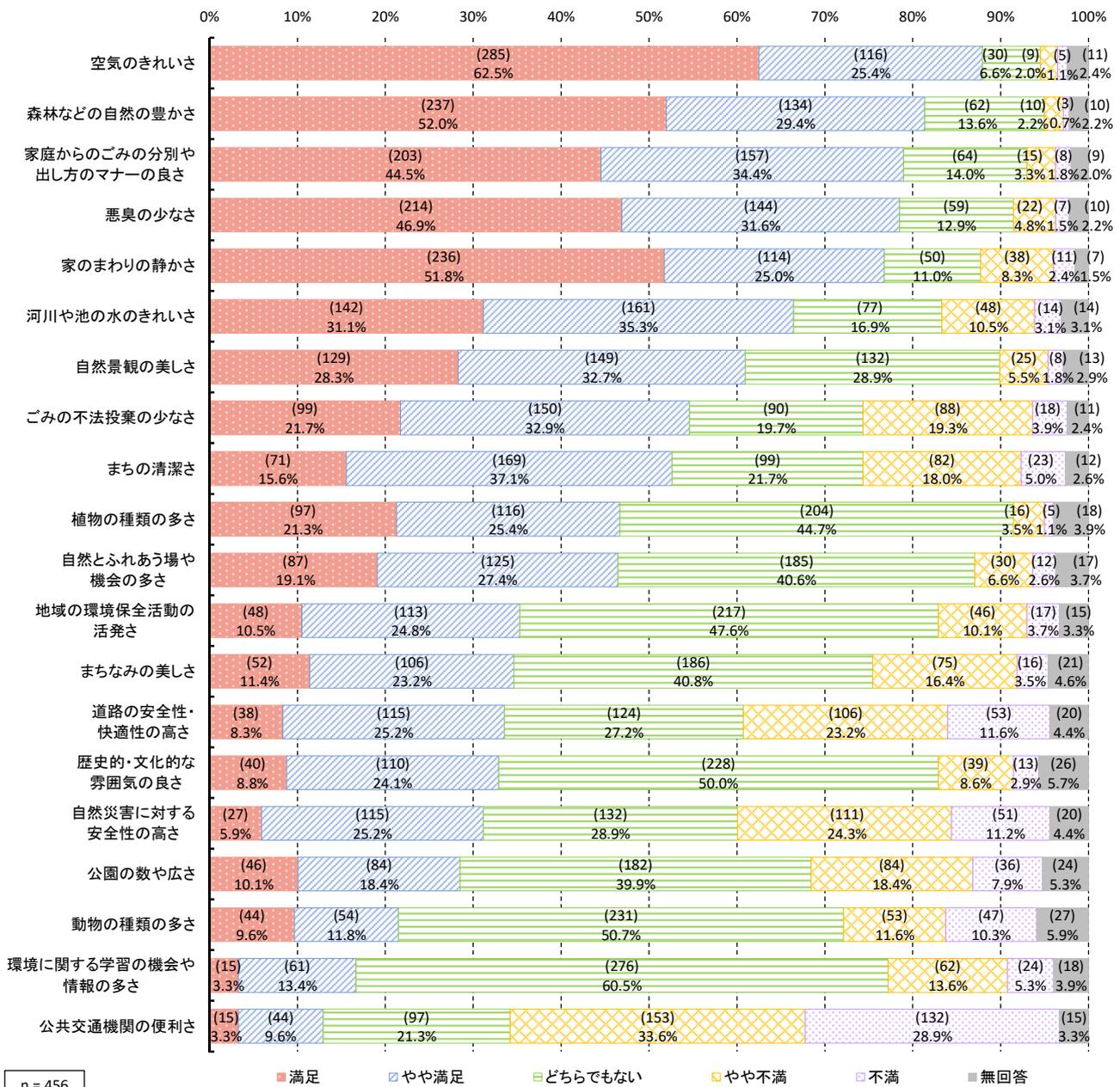
問 2

現在、あなたが住んでいる地域の環境に関する下記の項目について、どの程度満足されていますか。また、将来の新見市全体の環境にとって、どの程度重要だと思えますか。（「満足度」、「重要度」の両方ではまるものにそれぞれ 1 つだけ○）

「満足」及び「やや満足」と回答した者の割合は、「空気のきれいさ」が 87.9%で最も高く、次いで「森林などの自然の豊かさ」の 81.4%、「家庭からのごみの分別や出し方のマナーの良さ」の 78.9%などとなっています。

一方で、「不満」及び「やや不満」と回答した者の割合は、「公共交通機関の便利さ」が 62.5%で最も高く、次いで「自然災害に対する安全性の高さ」の 35.5%、「道路の安全性・快適性の高さ」の 34.8%などとなっています。

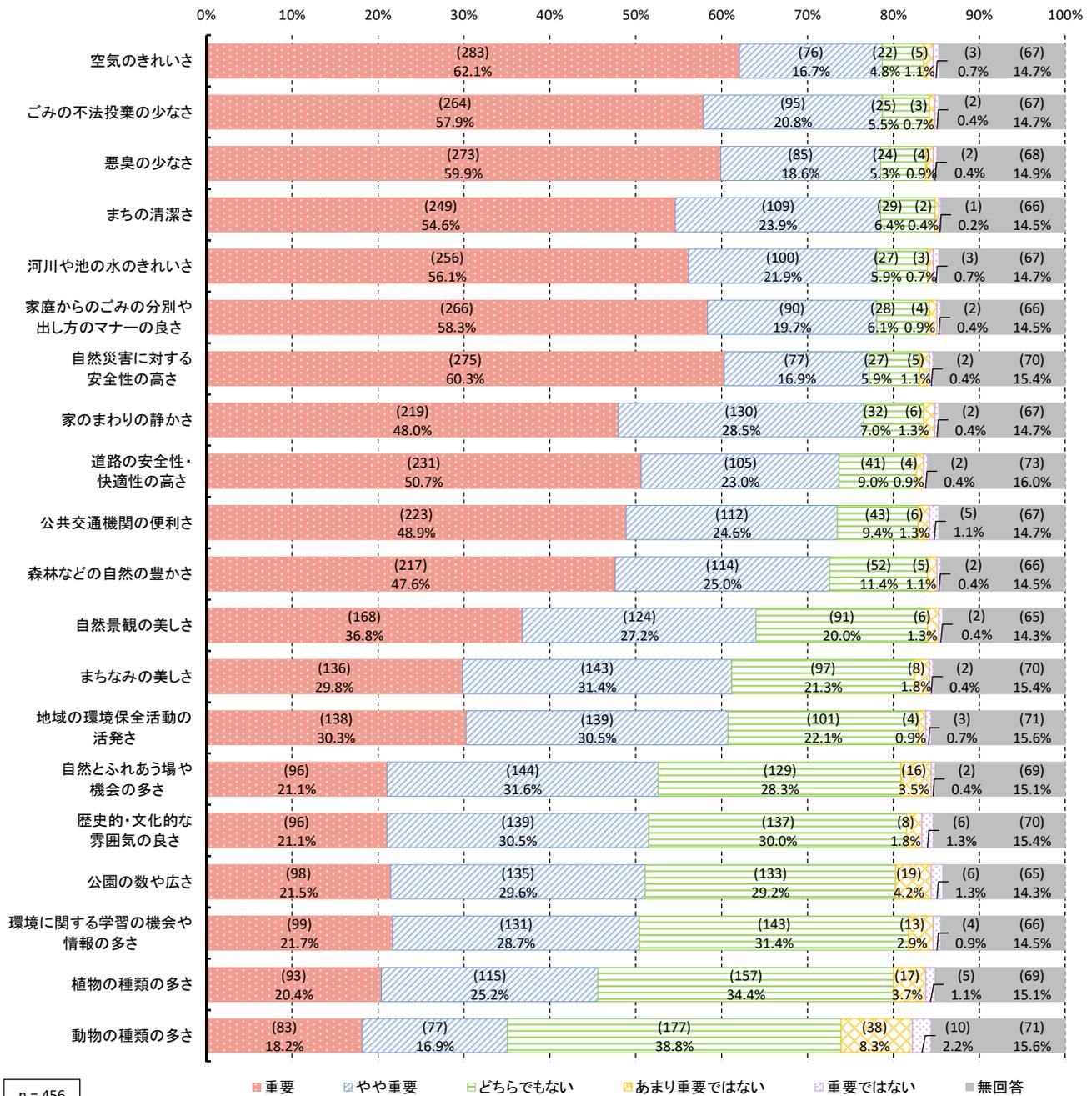
満足度



n = 456

次に、「重要」及び「やや重要」と回答した者の割合は、「空気のきれいさ」が78.8%で最も高く、次いで「ごみの不法投棄の少なさ」の78.7%、「悪臭の少なさ」及び「まちの清潔さ」の78.5%などとなっています。一方で、「動物の種類の多さ」が35.1%で最も低く、次いで「植物の種類の多さ」の45.6%、「環境に関する学習の機会や情報の多さ」の50.4%などとなっています。

重要度

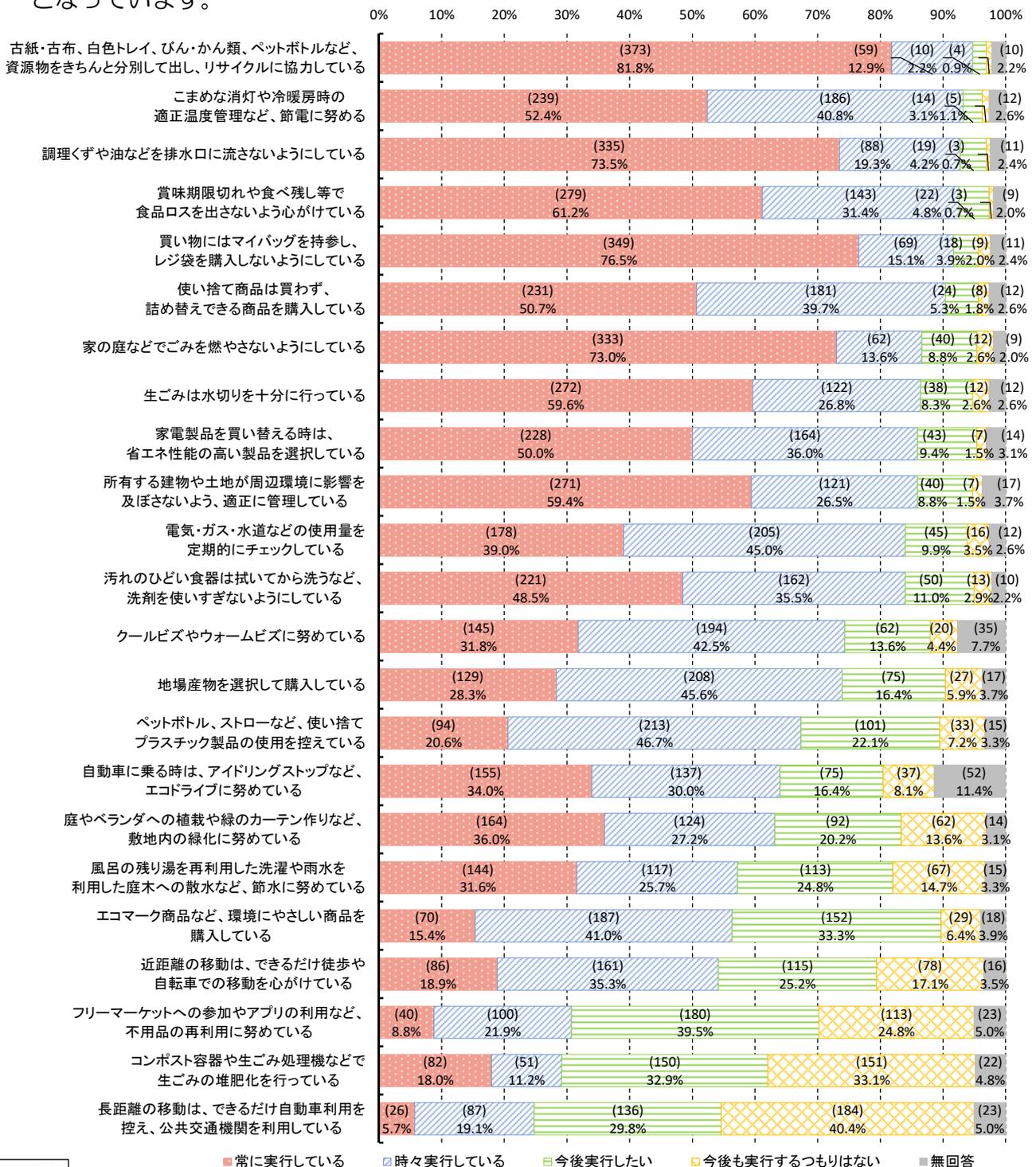


問 3

あなたのご家庭では、日常生活で環境にやさしい行動をどの程度実行していますか。（あてはまるものにそれぞれ1つだけ○）

「常に行っている」及び「時々実行している」と回答した者の割合は、「古紙・古布、白色トレイ、びん・かん類、ペットボトルなど、資源物をきちんと分別して出し、リサイクルに協力している」が94.7%で最も高く、次いで「こまめな消灯や冷暖房時の適正温度管理など、節電に努める」の93.2%などとなっています。

一方で、「今後も実行するつもりはない」と回答した者の割合は、「長距離の移動は、できるだけ自動車利用を控え、公共交通機関を利用している」が40.4%で最も高く、次いで「コンポスト容器や生ごみ処理機などで生ごみの堆肥化を行っている」の33.1%などとなっています。



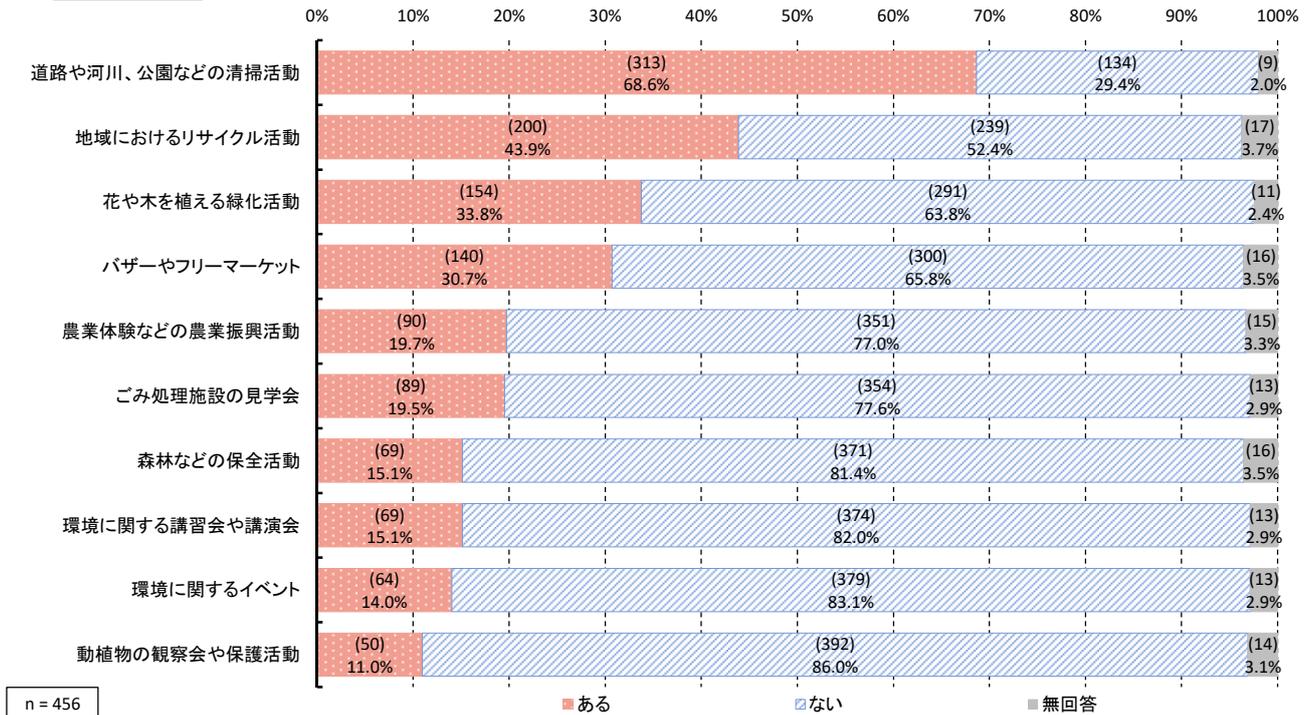
n = 456

問 4

あなたは、地域の環境保全活動や環境学習などに参加したことがありますか。また、今後参加したいと思いませんか。（「参加経験」、「今後の参加意向」の両方であてはまるものにそれぞれ 1 つだけ○）

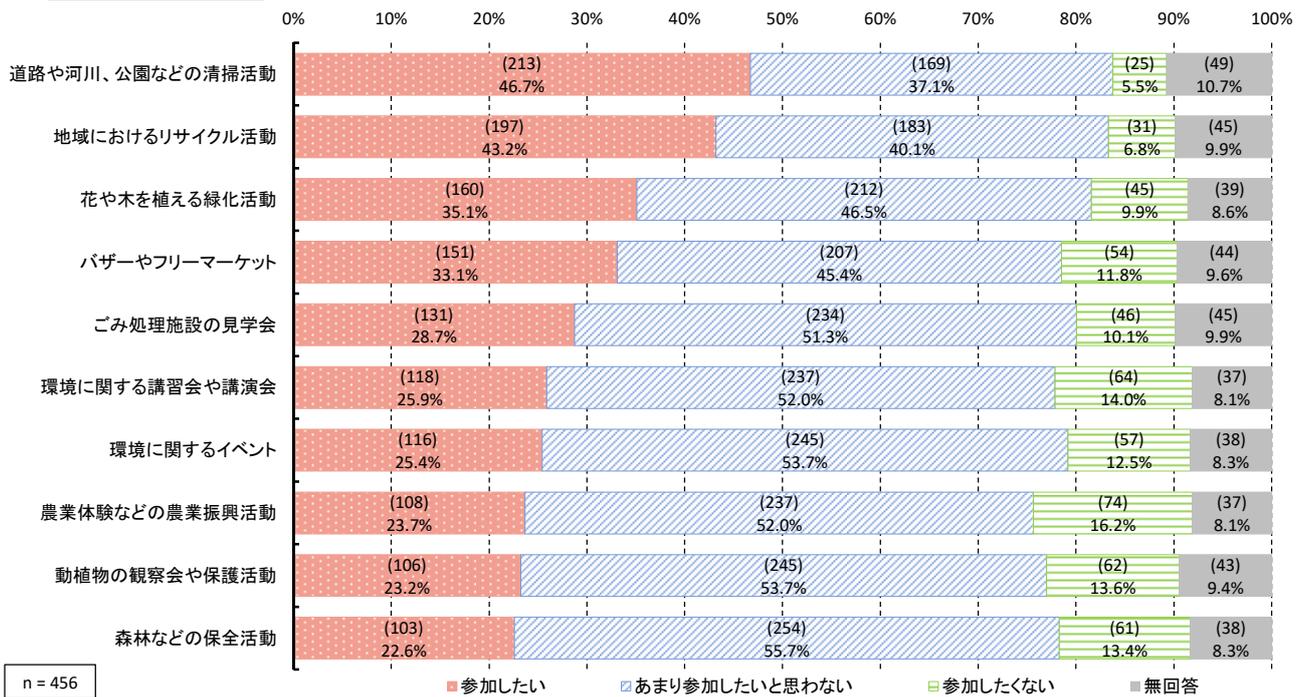
「ある」と回答した者の割合は、「道路や河川、公園などの清掃活動」が 68.6%で最も高く、次いで「地域におけるリサイクル活動」の 43.9%、「花や木を植える緑化活動」の 33.8%などとなっています。

参加経験



次に、「参加したい」と回答した者の割合は、「道路や河川、公園などの清掃活動」が 46.7%で最も高く、次いで「地域におけるリサイクル活動」の 43.2%、「花や木を植える緑化活動」の 35.1%などとなっています。

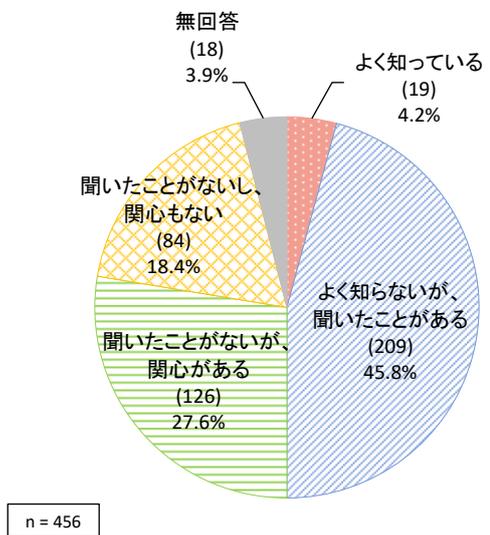
今後の参加意向



問 5

新見市では、「新見市環境基本計画」を策定し、環境施策の推進を図っています。
あなたは、「新見市環境基本計画」を知っていますか。（あてはまるものに1つだけ○）

「よく知っている」と回答した者の割合は4.2%と非常に低くなっています。その他の回答では、「よく知らないが、聞いたことがある」が45.8%で最も高く、次いで「聞いたことがないが、関心がある」の27.6%などとなっています。

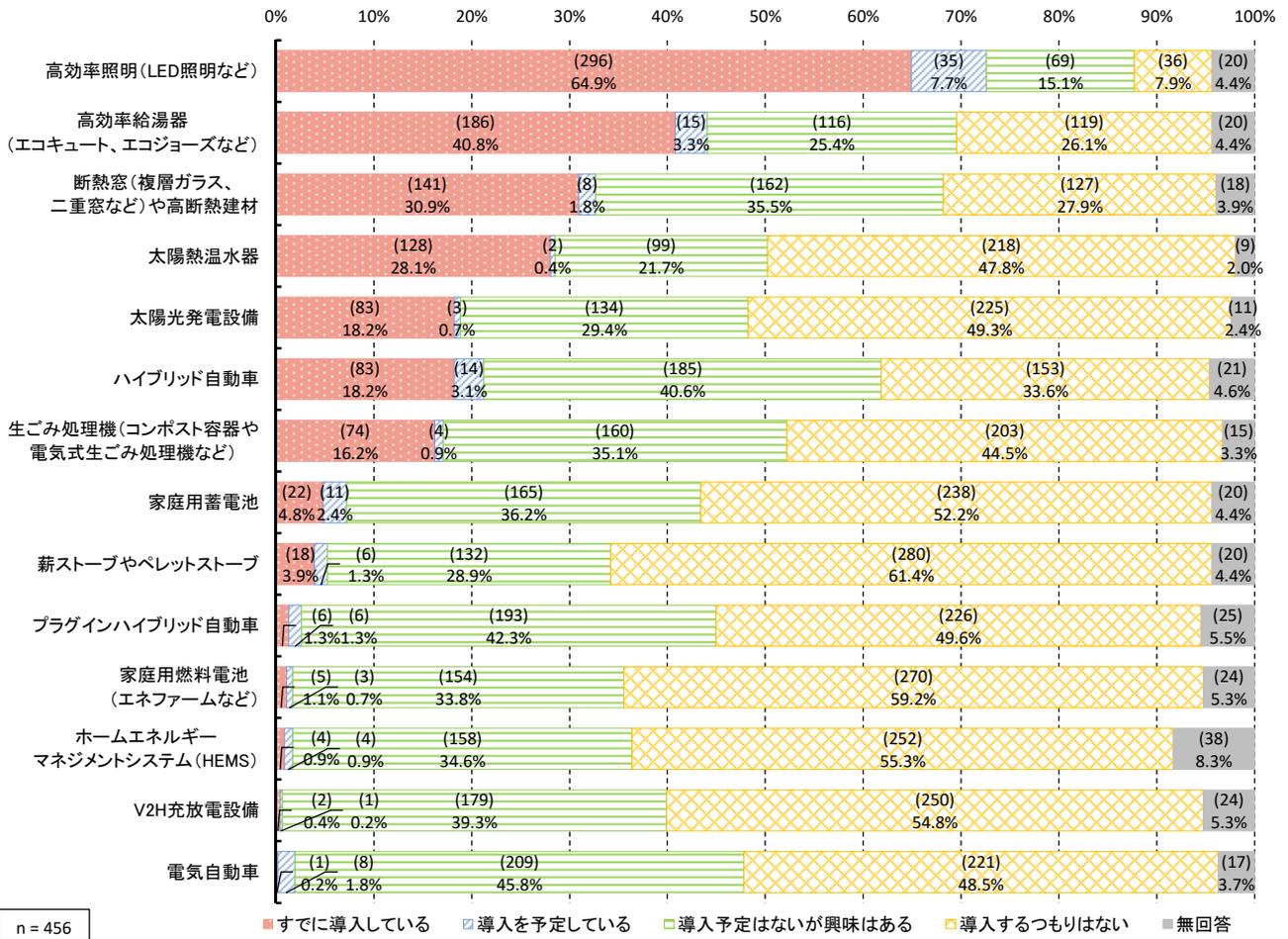


問 6

あなたのご家庭では、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備など、環境保全に関する設備を導入していますか。(あてはまるものにそれぞれ1つだけ○)

「すでに導入している」と回答した者の割合は、「高効率照明(LED照明など)」が64.9%で最も高く、次いで「高効率給湯器(エコキュート、エコジョーズなど)」の40.8%、「断熱窓(複層ガラス、二重窓など)や高断熱建材」の30.9%、「太陽熱温水器」の28.1%などとなっています。

また、「導入予定はないが興味はある」と回答した者の割合は、「電気自動車」が45.8%で最も高く、次いで「プラグインハイブリッド自動車」の42.3%、「ハイブリッド自動車」の40.6%などとなっています。

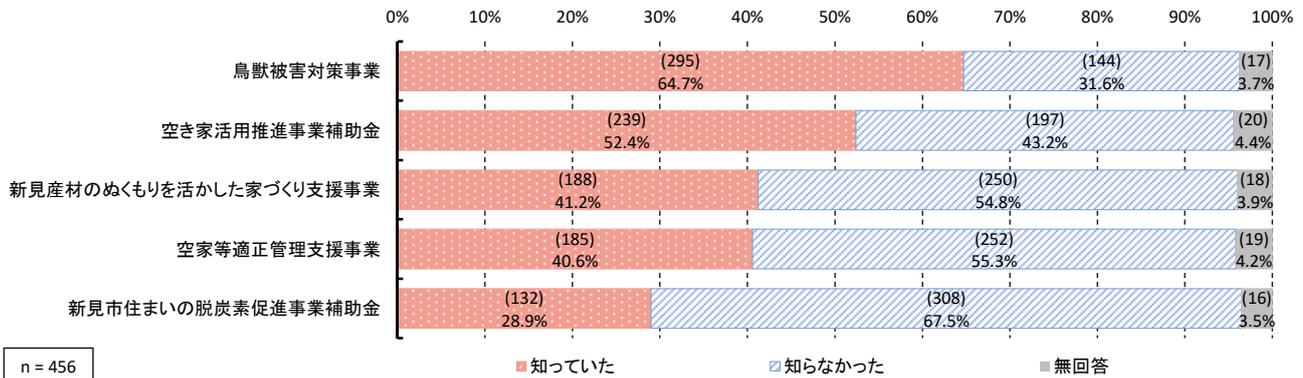


問 7

新見市では、環境保全に関する取り組みへの補助を行っています。あなたは知っていましたか。また、活用したことはありますか。（「認知度」、「活用経験」の両方であてはまるものにそれぞれ1つだけ○）

「知っていた」と回答した者の割合は、「鳥獣被害対策事業」が64.7%で最も高く、次いで「空き家活用推進事業補助金」の52.4%などとなっています。

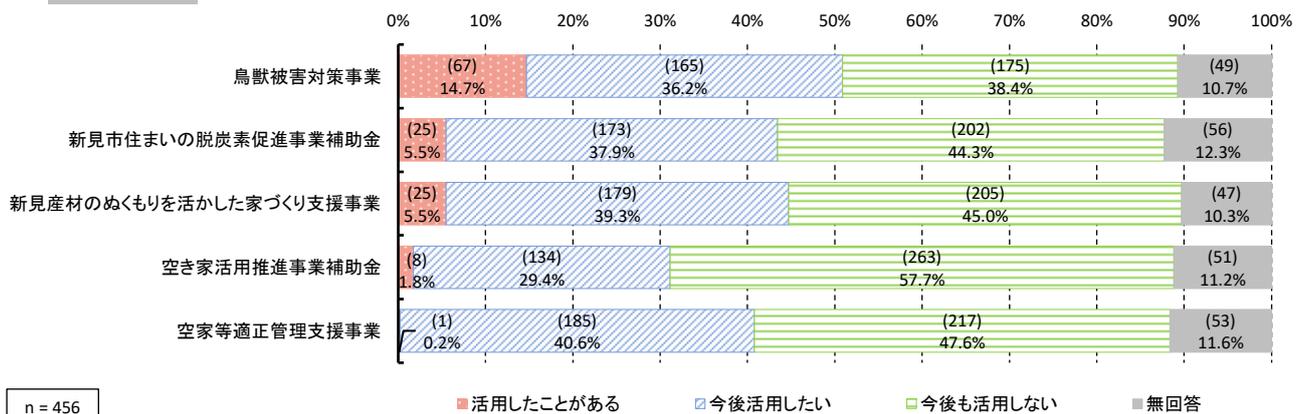
認知度



次に、「活用したことがある」と回答した者の割合は、「鳥獣被害対策事業」が14.7%で最も高く、次いで「新見市住まいの脱炭素促進事業補助金」及び「新見産材のぬくもりを活かした家づくり支援事業」の5.5%などとなっています。

また、「今後活用したい」と回答した者の割合は、「空家等適正管理支援事業」が40.6%で最も高く、次いで「新見産材のぬくもりを活かした家づくり支援事業」の39.3%、「新見市住まいの脱炭素促進事業補助金」の37.9%などとなっています。

活用経験

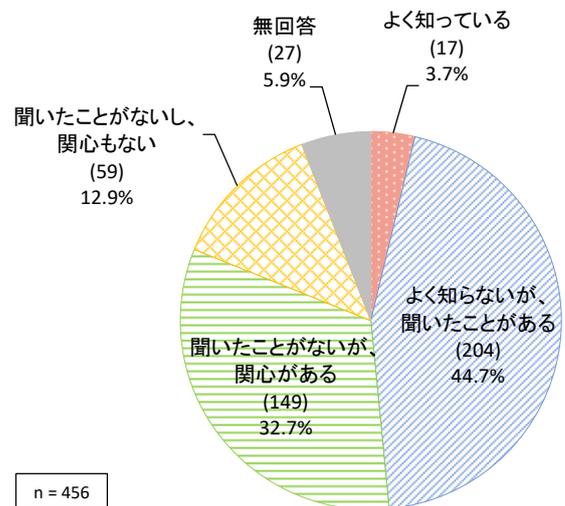


脱炭素社会の実現に向けて、2050年までに温室効果ガス排出量又は二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを旨を表明した地方自治体のことを「ゼロカーボンシティ」といいます。

問 8 新見市においても、令和4年2月に「ゼロカーボンシティ」にチャレンジしていくことを表明しました。

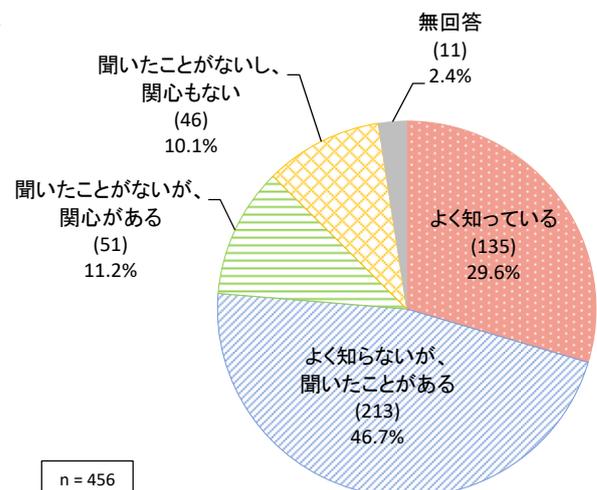
あなたは、新見市が「ゼロカーボンシティ」にチャレンジしていくことを表明し、地球温暖化対策を推進していることを知っていますか。（あてはまるものに1つだけ○）

「よく知っている」と回答した者の割合は3.7%と非常に低くなっています。その他の回答では、「よく知らないが、聞いたことがある」が44.7%で最も高く、次いで「聞いたことがないが、関心がある」の32.7%などとなっています。



問 9 あなたは、「SDGs」という言葉を知っていますか。（あてはまるものに1つだけ○）

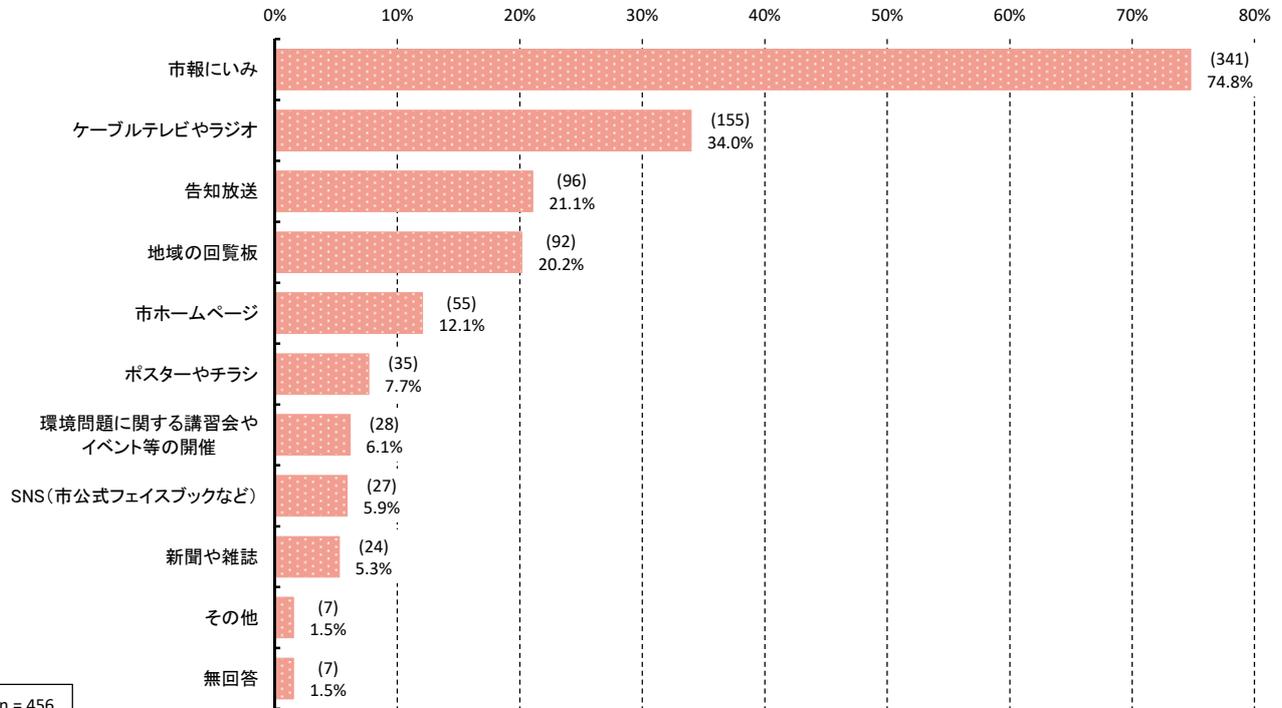
「よく知っている」と回答した者の割合は29.6%と比較的高くなっています。その他の回答では、「よく知らないが、聞いたことがある」が46.7%で最も高くなっています。



問 10

あなたは、新見市が行う環境関連の情報発信方法として、どれが有効だと思いますか。（あてはまるものに最大2つまで○）

回答者の割合は、「市報にいみ」が74.8%で最も高く、次いで「ケーブルテレビやラジオ」の34.0%、「告知放送」の21.1%、「地域の回覧板」の20.2%などとなっています。

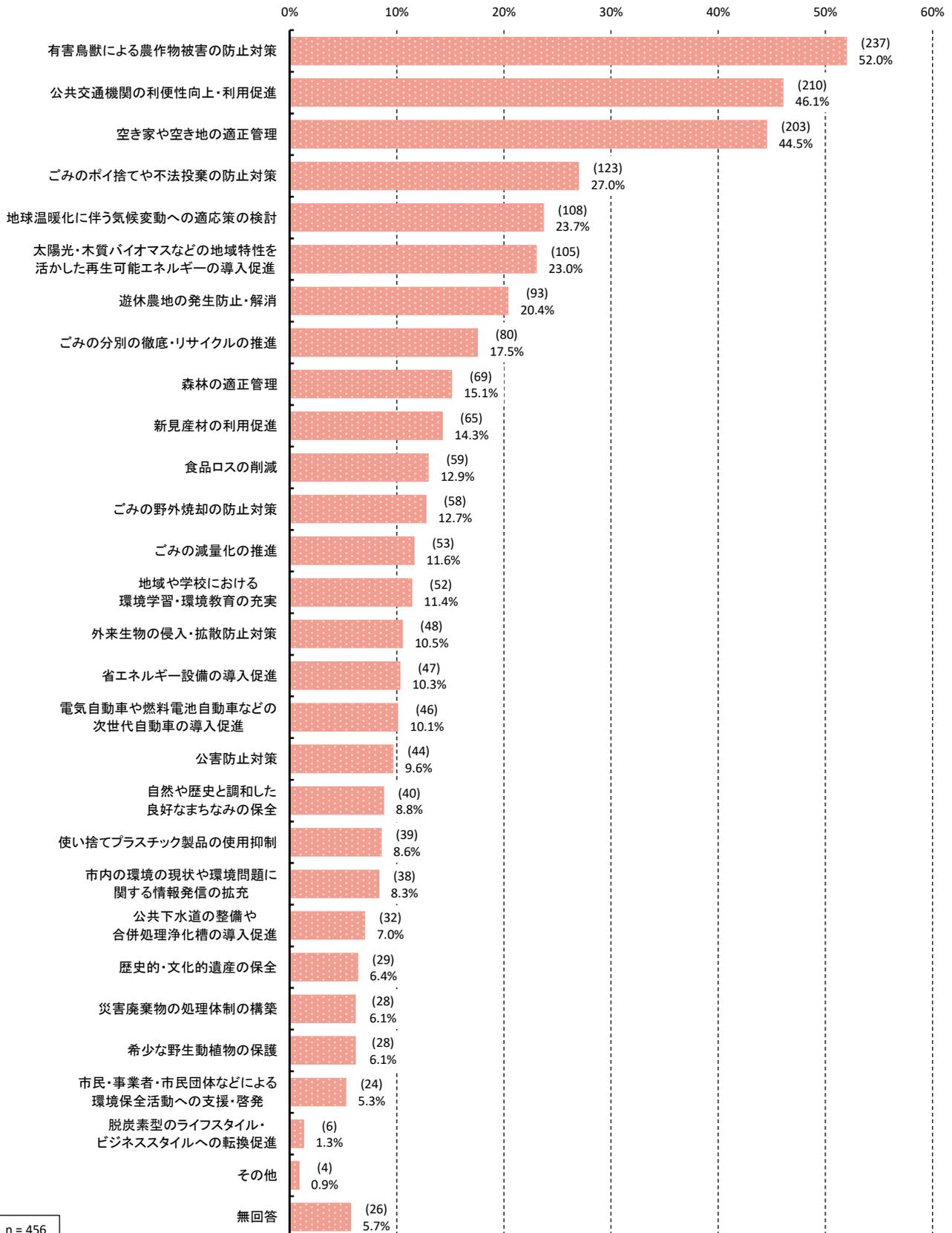


n = 456

問 11

あなたは、新見市が重点的に今後進めるべき取り組みはどれだと思いますか。（あてはまるものに最大5つまで○）

回答者の割合は、「有害鳥獣による農作物被害の防止対策」が52.0%で最も高く、次いで「公共交通機関の利便性向上・利用促進」の46.1%、「空き家や空き地の適正管理」の44.5%などとなっています。



n = 456

資料2 事業所アンケート調査結果

調査概要

調査対象	市内で事業活動を行っている 100 事業所（無作為抽出）
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	2022 年 7 月 27 日～8 月 19 日（9 月 8 日まで延長）
回収結果	有効回収数：57 件 有効回収率：57.0%

問 1 貴事業所のことについてお聞きます。（あてはまるものにそれぞれ 1 つだけ○）

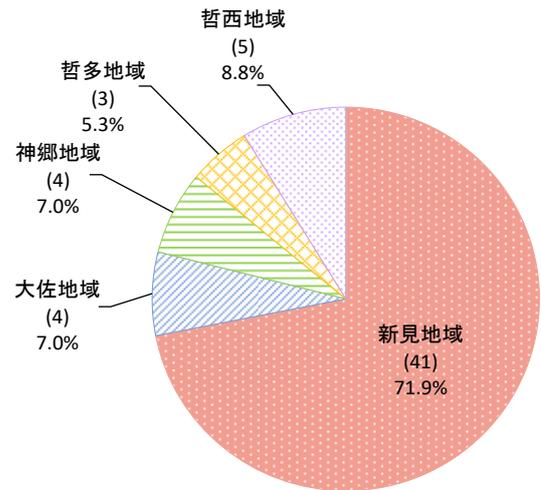
（1）業種

回答事業所の業種は、「サービス業（他に分類されないもの）」が 17.5%で最も高く、次いで「製造業」及び「卸売・小売業」の 15.8%、「農林漁業」及び「建設業」の 12.3%などとなっています。

業種	回答数	回答割合
農林漁業	7	12.3%
鉱業	1	1.8%
建設業	7	12.3%
製造業	9	15.8%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1.8%
情報通信業	1	1.8%
運輸・郵便業	2	3.5%
卸売・小売業	9	15.8%
金融・保険業	1	1.8%
不動産・物品賃貸業	0	0.0%
宿泊・飲食サービス業	4	7.0%
サービス業（他に分類されないもの）	10	17.5%
医療・福祉	3	5.3%
公務	0	0.0%
その他	2	3.5%
合計	57	100%

(2) 所在地域

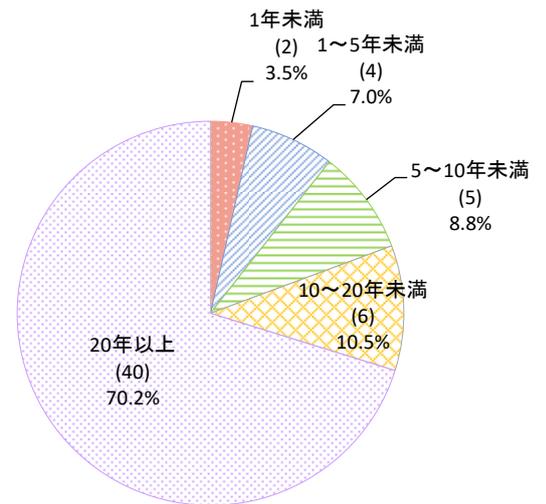
回答事業所の所在地域は、「新見地域」が71.9%で最も高く、次いで「哲西地域」の8.8%、「大佐地域」及び「神郷地域」の7.0%などとなっています。



n = 57

(3) 事業年数

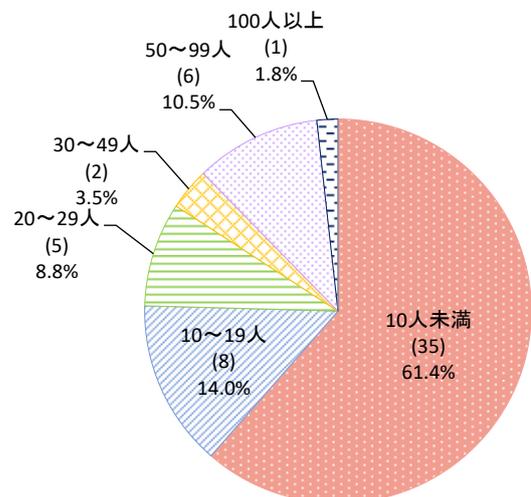
回答事業所の事業年数は、「20年以上」が70.2%で最も高く、次いで「10~20年未満」の10.5%、「5~10年未満」の8.8%などとなっています。



n = 57

(4) 従業員数

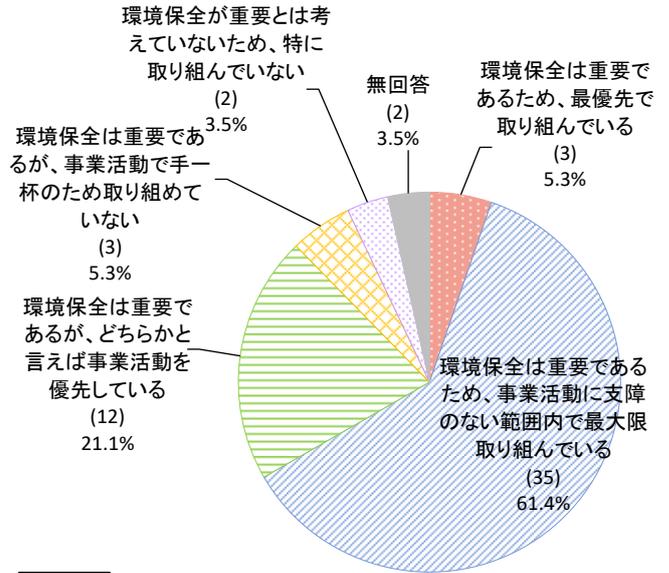
回答事業所の従業員数は、「10人未満」が61.4%で最も高く、次いで「10~19人」の14.0%、「50~99人」の10.5%などとなっています。



n = 57

問 2 貴事業所では、環境保全にどのように取り組んでいますか。（あてはまるものに1つだけ○）

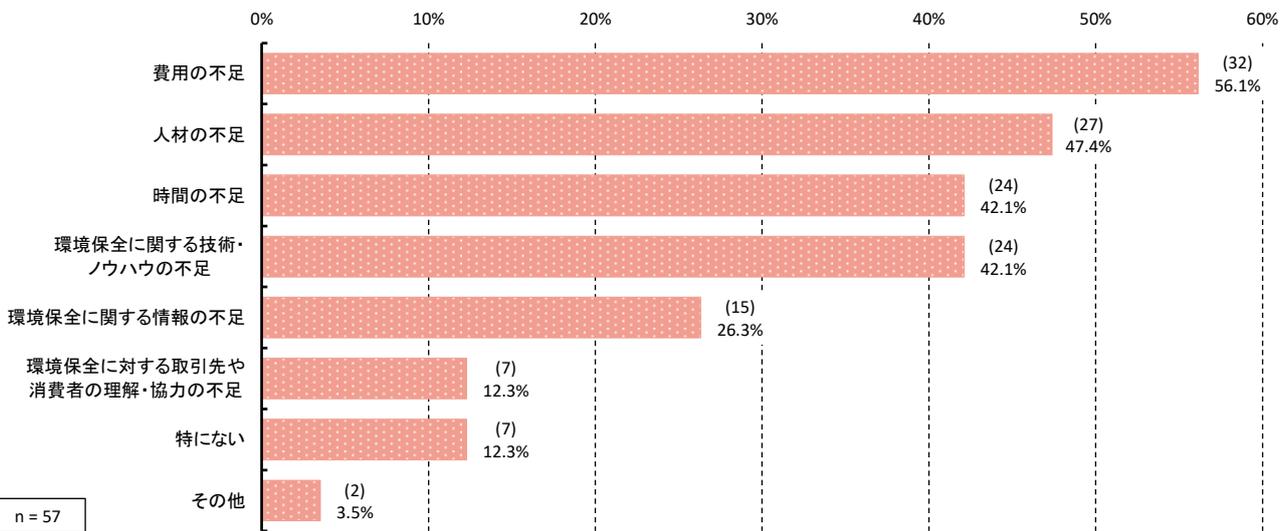
回答事業所の割合は、「環境保全は重要であるため、事業活動に支障のない範囲内で最大限取り組んでいる」が61.4%で最も高く、次いで「環境保全は重要であるが、どちらかと言えば事業活動を優先している」の21.1%などとなっています。



n = 57

問 3 貴事業所が、環境保全に取り組む上で、どのようなことが課題になっていますか。（あてはまるものに全て○）

回答事業所の割合は、「費用の不足」が56.1%で最も高く、次いで「人材の不足」の47.4%、「時間の不足」及び「環境保全に関する技術・ノウハウの不足」の42.1%などとなっています。

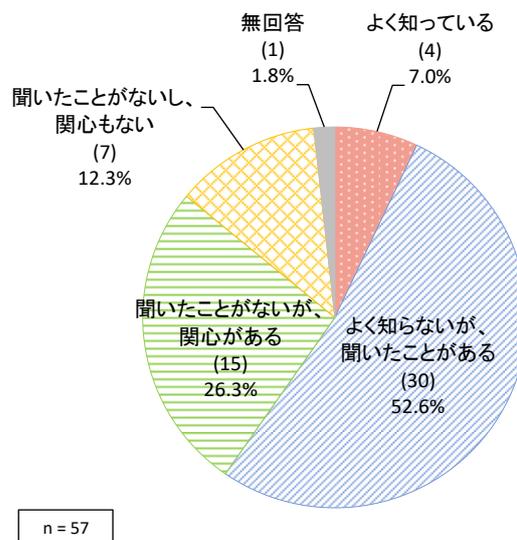


n = 57

問 4

新見市では、「新見市環境基本計画」を策定し、環境施策の推進を図っています。
 貴事業所は、「新見市環境基本計画」を知っていますか。（あてはまるものに1つだけ○）

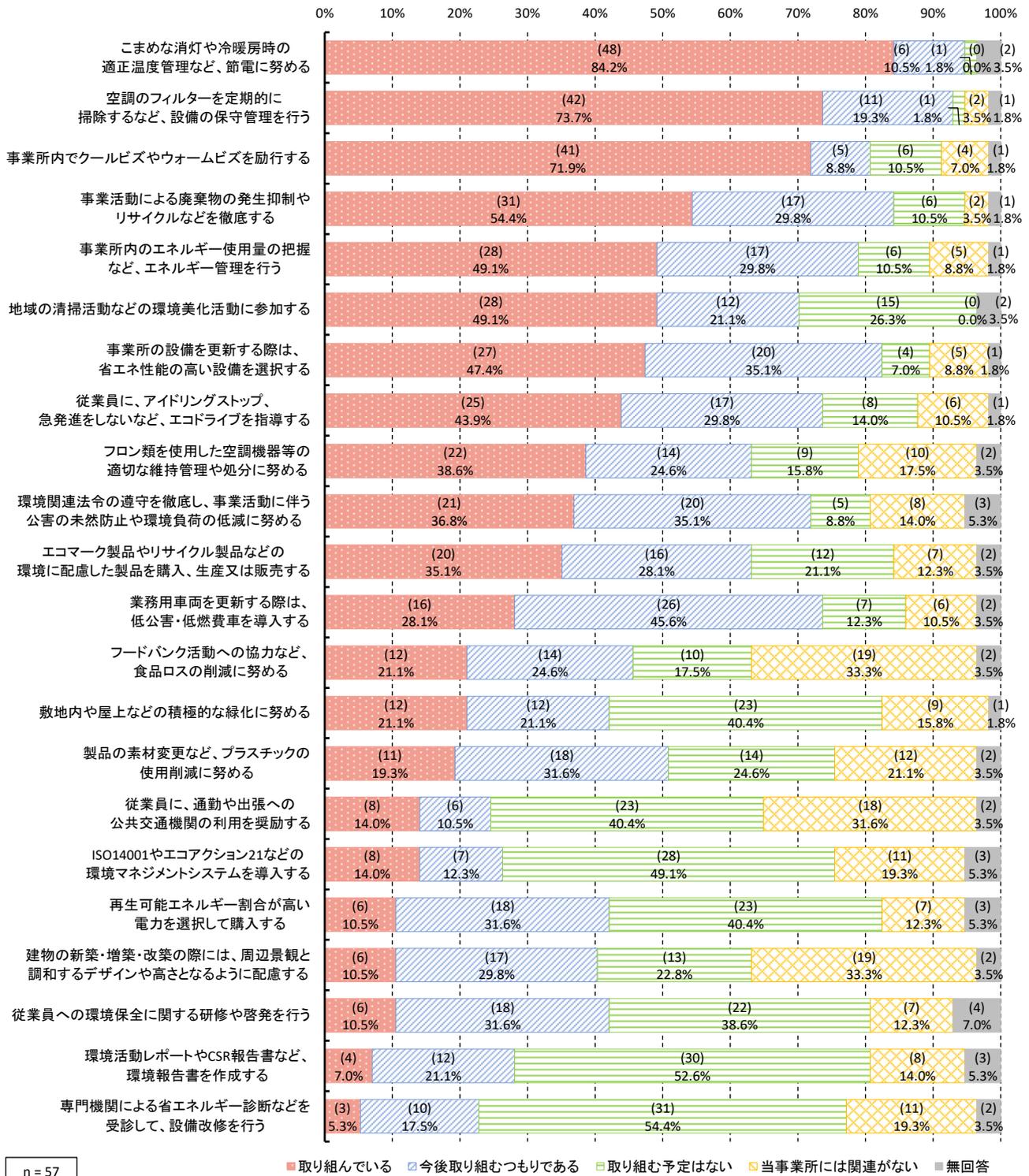
「よく知っている」と回答した事業所の割合は7.0%と非常に低くなっています。その他の回答では、「よく知らないが、聞いたことがある」が52.6%で最も高く、次いで「聞いたことがないが、関心がある」の26.3%などとなっています。

**問 5**

貴事業所では、環境に配慮した事業活動にどの程度取り組んでいますか。（あてはまるものにそれぞれ1つだけ○）

「取り組んでいる」と回答した事業所の割合は、「こまめな消灯や冷暖房時の適正温度管理など、節電に努める」が84.2%で最も高く、次いで「空調のフィルターを定期的に掃除するなど、設備の保守管理を行う」の73.7%、「事業所内でクールビズやウォームビズを励行する」の71.9%などとなっています。

一方で、「取り組む予定はない」と回答した事業所の割合は、「専門機関による省エネルギー診断などを受診して、設備改修を行う」が54.4%で最も高く、次いで「環境活動レポートやCSR報告書など、環境報告書を作成する」の52.6%などとなっています。

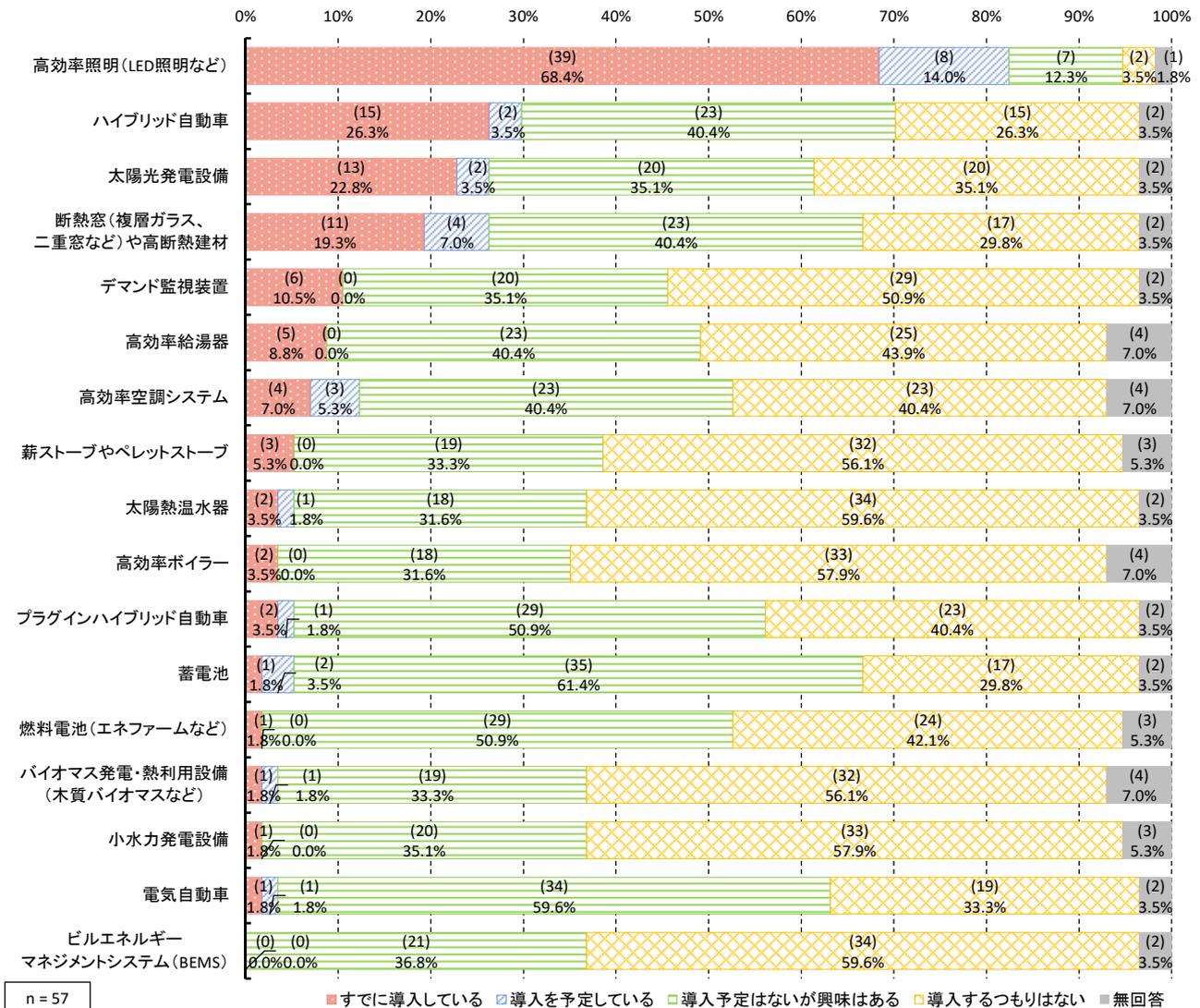


問 6

貴事業所では、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備など、環境保全に関する設備を導入していますか。(あてはまるものにそれぞれ1つだけ○)

「すでに導入している」と回答した事業所の割合は、「高効率照明（LED照明など）」が68.4%で最も高く、次いで「ハイブリッド自動車」の26.3%、「太陽光発電設備」の22.8%、「断熱窓（複層ガラス、二重窓など）や高断熱建材」の19.3%などとなっています。

また、「導入予定はないが興味はある」と回答した事業所の割合は、「蓄電池」が61.4%で最も高く、次いで「電気自動車」が59.6%、「プラグインハイブリッド自動車」及び「燃料電池（エネファームなど）」の50.9%などとなっています。

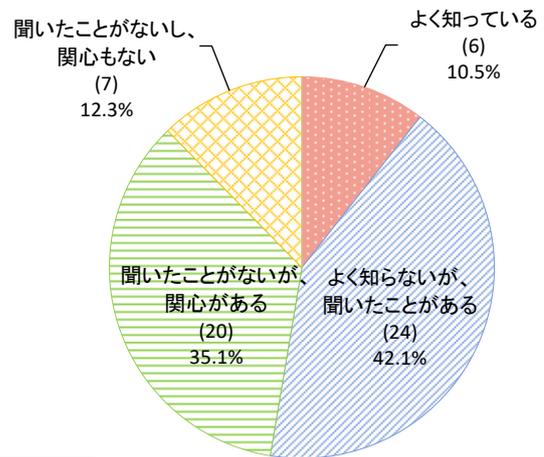


脱炭素社会の実現に向けて、2050年までに温室効果ガス排出量又は二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを旨とする地方自治体のことを「ゼロカーボンシティ」といいます。

問7 新見市においても、令和4年2月に「ゼロカーボンシティ」にチャレンジしていくことを表明しました。

貴事業所は、新見市が「ゼロカーボンシティ」にチャレンジしていくことを表明し、地球温暖化対策を推進していることを知っていますか。（あてはまるものに1つだけ○）

「よく知っている」と回答した事業所の割合は10.5%と低くなっています。その他の回答では、「よく知らないが、聞いたことがある」が42.1%で最も高く、次いで「聞いたことがないが、関心がある」の35.1%などとなっています。

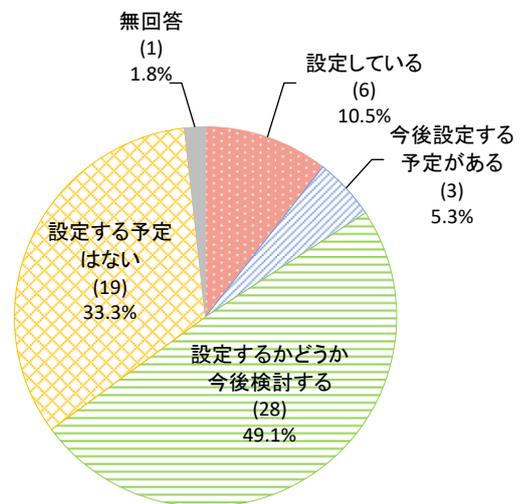


n = 57

問8

貴事業所では、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減に向けて、削減目標を設定していますか。（あてはまるものに1つだけ○）

「設定している」と回答した事業所の割合は10.5%と低くなっています。その他の回答では、「設定するかどうか今後検討する」が49.1%で最も高く、次いで「設定する予定はない」の33.3%などとなっています。

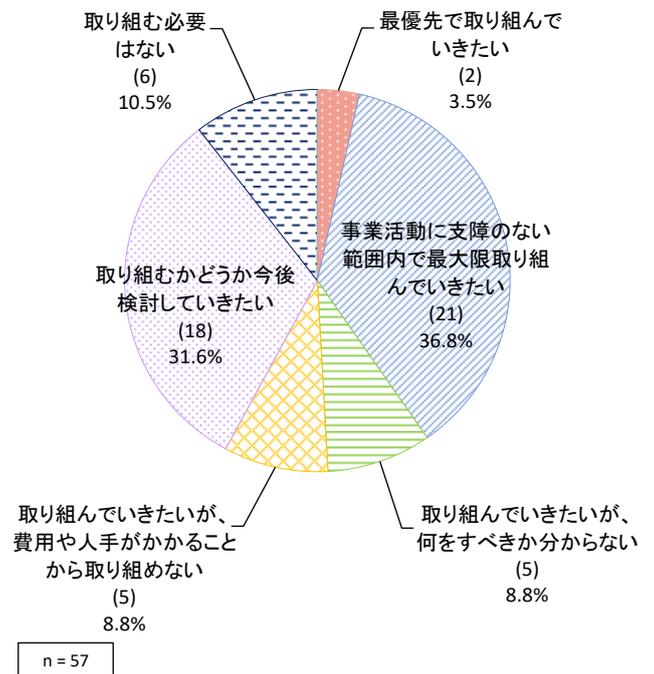


n = 57

問 9

貴事業所では、脱炭素社会の実現に向けて取り組むことについて、どのようにお考えですか。
(あてはまるものに1つだけ○)

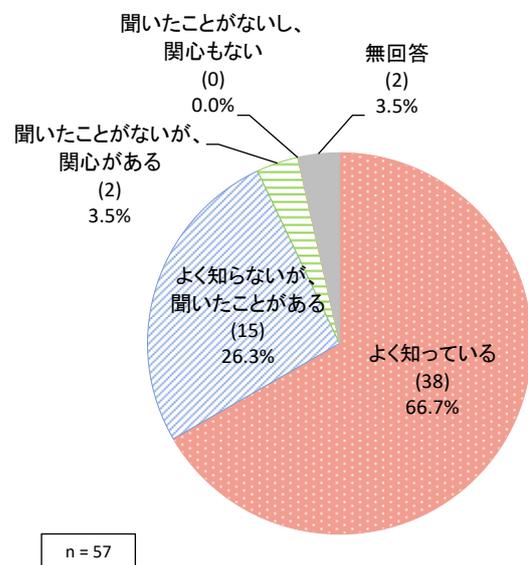
回答事業所の割合は、「事業活動に支障のない範囲内で最大限取り組んでいきたい」が36.8%で最も高く、次いで「取り組むかどうか今後検討していききたい」の31.6%、「取り組む必要はない」の10.5%などとなっています。



問 10

貴事業所は、「SDGs」という言葉を知っていますか。(あてはまるものに1つだけ○)

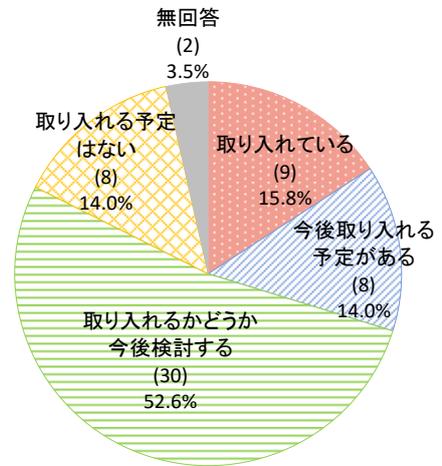
「よく知っている」と回答した事業所の割合は66.7%で最も高く、次いで「よく知らないが、聞いたことがある」の26.3%などとなっています。



問 11

貴事業所は、経営理念などに「SDGs」を取り入れていますか。（あてはまるものに1つだけ○）

「取り入れている」と回答した事業所の割合は15.8%と低くなっています。その他の回答では、「取り入れるかどうか今後検討する」が52.6%で最も高くなっています。



n = 57

問 12

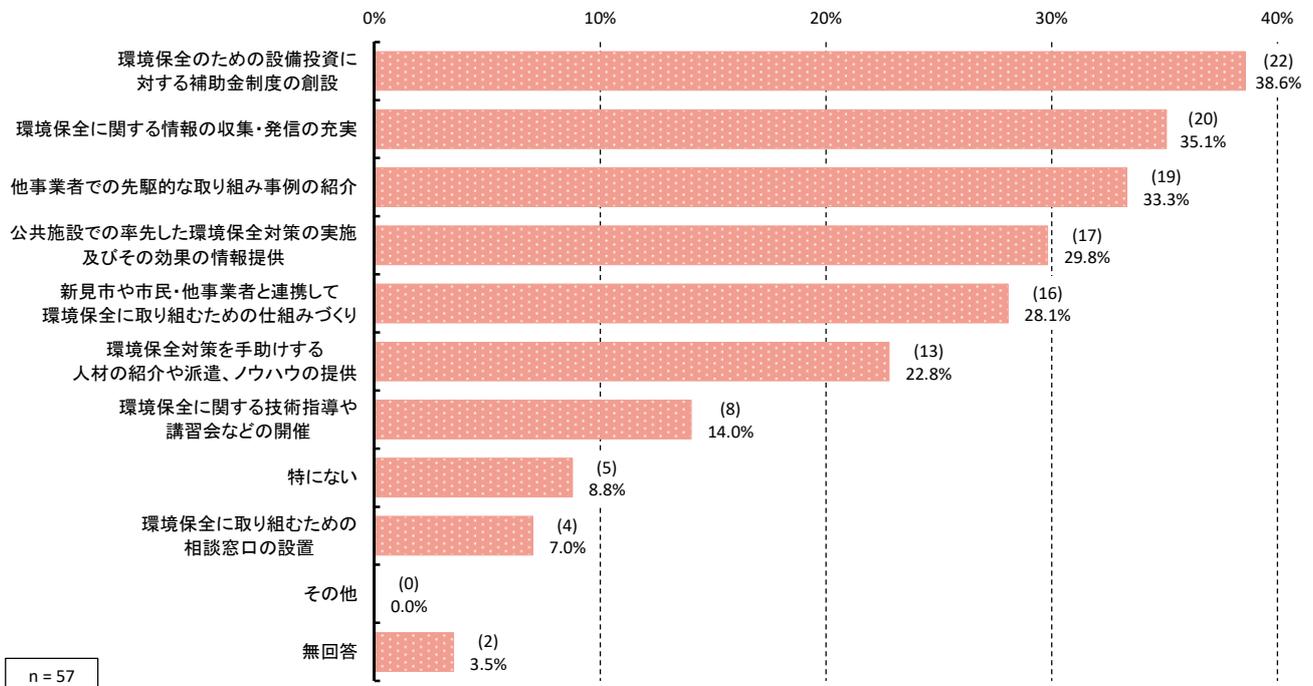
貴事業所が、すでに実施している又は実施予定がある環境保全に関する取り組みで、新見市や市民・他事業者と協力・連携して実施したいものや、先駆的な取り組み事例として地域にPRしたいものはありますか。ある場合には、貴事業所名や具体的な取り組み内容などをご記入ください。

5 事業所から、実施している環境保全に関する取り組み内容などについて回答がありました。

問 13

貴事業所が、環境保全に取り組んでいくために、新見市に今後期待する支援等がありますか。(あてはまるものに最大3つまで○)

回答事業所の割合は、「環境保全のための設備投資に対する補助金制度の創設」が38.6%で最も高く、次いで「環境保全に関する情報の収集・発信の充実」の35.1%、「他事業者での先駆的な取り組み事例の紹介」の33.3%などとなっています。



資料3 策定経過

	年月日	内容
令和4年	7月5日	第1回環境基本計画推進会議
	7月15日	環境保全審議会で審議
	7月27日～8月19日 (9月8日※)	計画策定のための市民・事業所アンケート調査
	9月20日	環境保全審議会で審議
	11月24日	環境保全審議会へ諮問、審議
	12月26日～1月20日	パブリックコメント実施
令和5年	2月13日	環境保全審議会で審議
	2月20日	環境保全審議会から答申
	2月27日	第2回環境基本計画推進会議

※回収率の向上を図るため、調査期間を9月8日まで延長

資料4 新見市環境保全審議会（委員名簿）

区分	団体名等	委員名	備考
学識経験者	公立大学法人 新見公立大学 教授	斎藤 健司	会長
市議会	新見市議会 文教福祉常任委員会 委員長	古川 英明	
市民団体	新見市市民環境会議 会長	渡辺 明美	副会長
	新見市環境衛生協議会 会長	埜 俊二	
	新見市婦人連合協議会 書記	上杉 和歌子	
市民	公募	田中 雄太	令和4年 10月31日迄
事業団体	公益財団法人 岡山県環境保全事業団 環境学習センター「アスエコ」所長	山田 哲弘	
	新見市環境保全協会 前会長	岩元 達也	
事業者	新見商工会議所青年部 直前会長	太田 晃弘	
	JA 晴れの国おかやま新見統括本部 新見広域営農経済センター購買課長	橋本 和久	
報道機関	備北民報株式会社 編集部次長	小割 満恵	
行政	岡山県備中県民局 地域政策部環境課長	花田 貴広	
	新見市福祉部長	大田 好江	

(任期：令和4年7月15日から令和6年7月14日まで)

新 環 第 4 6 7 号
令和 4 年 1 1 月 2 4 日

新見市環境保全審議会
会長 斎 藤 健 司 様

新見市長 戎 齊

第3次新見市環境基本計画について（諮問）

このことについて、第3次新見市環境基本計画を定めたいので、新見市環境保全条例（平成17年条例第160号）第18条第2項の規定により、意見を求めます。

令和 5 年 2 月 2 0 日

新見市長 戎 斉 様

新見市環境保全審議会
会長 斎 藤 健 司

第3次新見市環境基本計画について（答申）

令和4年11月24日付け、新環第467号で諮問のあったこのことについて本審議会で審議した結果、次のとおり答申します。

記

「第3次新見市環境基本計画（案）」については、適当と認めます。

資料7 環境基準等

(1) 大気汚染に係る環境基準

項目	環境基準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

注1) 1時間値とは、1時間の平均濃度を示す。

注2) 1日平均値とは、1日に測定された24時間分の1時間値の平均値を示す。

注3) 1年平均値とは、1年間に測定された1時間値の合計を測定時間で除した値を示す。

(2) ダイオキシン類に係る環境基準

項目	環境基準
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

注) 大気及び水質（水底の底質を除く）の基準値は年間平均値とする。

(3) 悪臭防止法に基づく規制地域（特定悪臭物質濃度規制）

地域（合併前）	第1種区域	第2種区域
新見市	用途地域	第1種区域以外の地域
大佐町	—	全ての地域
哲西町	—	全ての地域

(4) 悪臭に係る規制基準 (特定悪臭物質濃度規制)

①敷地境界における規制基準

項目	敷地境界の規制基準 (ppm)		気体排出口 の規制	排水口 の規制
	第1種区域	第2種区域		
アンモニア	1	2	○	
メチルメルカプタン	0.002	0.004		○
硫化水素	0.02	0.06	○	○
硫化メチル	0.01	0.05		○
二硫化メチル	0.009	0.03		○
トリメチルアミン	0.005	0.02	○	
アセトアルデヒド	0.05	0.1		
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	○	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	○	
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	○	
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	○	
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	○	
イソブタノール	0.9	4	○	
酢酸エチル	3	7	○	
メチルイソブチルケトン	1	3	○	
トルエン	10	30	○	
スチレン	0.4	0.8		
キシレン	1	2	○	
プロピオン酸	0.03	0.07		
ノルマル酪酸	0.001	0.002		
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002		
イソ吉草酸	0.001	0.004		

②気体排出口における規制基準

特定悪臭物質の種類ごとに下式により算出した流量を許容限度とする。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

$$\left(\begin{array}{l} q : \text{流量 (m}^3\text{N/h)} \quad \text{0}^\circ\text{C1 気圧下における 1 時間あたりの排出量} \\ H_e : \text{補正された排出口の高さ (m)} \\ C_m : \text{敷地境界における規制基準値 (ppm)} \end{array} \right)$$

なお、補正された排出口の高さが5m未滿となる場合については、この式は適用しないものとする。

③排水口における規制基準

特定悪臭物質の種類ごとに下式により算出した排出水中の濃度を許容限度とする。なお、メチルメルカプタンについては、下式により算出した C_1 の値が 0.002 (mg/L) 未満の場合、 C_1 の値は当分の間 0.002 (mg/L) とする。

$$C_1 = k \times C_m$$

C_1 : 排出水中の濃度 (mg/L)
k : 下表に示す特定悪臭物質の種類ごとに定められた値 (mg/L)
Q : 排出水量 (m^3/s)
C_m : 敷地境界における規制基準値 (ppm)

排出水量 (m^3/s)	k の値 (mg/L)			
	メチルメルカ プタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル
$Q \leq 0.001$	16	5.6	32	63
$0.001 < Q \leq 0.1$	3.4	1.2	6.9	14
$0.1 < Q$	0.71	0.26	1.4	2.9

(5) 騒音に係る環境基準の地域類型

地域 (合併前)	類型 A	類型 B	類型 C
新見市	一低	一住、二住	近商、商業、準工、工業

注) 「一低」、「一住」、「二住」、「近商」、「商業」、「準工」及び「工業」とは、それぞれ都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域で、第 1 種低層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域を示す。

(6) 騒音に係る環境基準

区分		類型 AA	類型 A	類型 B	類型 C
一般地域	昼間	50dB 以下	55dB 以下	55dB 以下	60dB 以下
	夜間	40dB 以下	45dB 以下	45dB 以下	50dB 以下
道路に面する地域		—	2 車線以上の車線を有する道路	2 車線以上の車線を有する道路	車線を有する道路
	昼間	—	60dB 以下	65dB 以下	65dB 以下
	夜間	—	55dB 以下	60dB 以下	60dB 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間	昼間	70dB 以下			
	夜間	65dB 以下			

注 1) 「昼間」とは 6 時～22 時、「夜間」とは 22 時～翌日の 6 時を示す。

注 2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道において、2 車線以下の場合は道路端から 15m の範囲、3 車線以上の場合は道路端から 20m の範囲を示す。

(7) 騒音規制法及び振動規制法に基づく指定地域（工場・事業場、建設作業）

地域 (合併前)	騒音規制法				振動規制法	
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	第1種区域	第2種区域
新見市	一低	一住、二住	近商、商業、 準工	工業	一低、一住、 二住	近商、商業、 準工、工業
神郷町	—	神郷下神代 の一部	—	—	神郷下神代 の一部	—

注) 「一低」、「一住」、「二住」、「近商」、「商業」、「準工」及び「工業」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域で、第1種低層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域を示す。

(8) 騒音規制法及び振動規制法に基づく指定地域（自動車騒音・道路交通振動）

地域 (合併前)	騒音規制法			振動規制法	
	a区域	b区域	c区域	第1種区域	第2種区域
新見市	一低	一住、二住	近商、商業、 準工、工業	一低、一住、 二住	近商、商業、 準工、工業
神郷町	—	神郷下神代 の一部	—	神郷下神代 の一部	—

注) 「一低」、「一住」、「二住」、「近商」、「商業」、「準工」及び「工業」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域で、第1種低層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域を示す。

(9) 工場・事業場に係る騒音の規制基準

区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
昼間	50dB	60dB	65dB	70dB
朝・夕	45dB	50dB	60dB	65dB
夜間	40dB	45dB	50dB	55dB

注1) 「朝」とは5時～7時、「昼間」とは7時～20時、「夕」とは20時～22時、「夜間」とは22時～翌日の5時を示す。

注2) 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内の基準は、5dBを減じた値とする。ただし、第1種区域は除く。

(10) 工場・事業場に係る振動の規制基準

区分	第1種区域	第2種区域
昼間	60dB	65dB
夜間	55dB	60dB

注1) 「昼間」とは7時～20時、「夜間」とは22時～翌日の7時を示す。

注2) 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内の基準は、5dBを減じた値とする。

(11) 特定建設作業に係る騒音・振動の規制基準

区分	第1号区域	第2号区域
規制基準値	騒音：85dB、振動：75dB	同左
作業時間帯	19時～翌日の7時の時間内でないこと	22時～翌日の6時の時間内でないこと
作業期間	1日10時間を超えないこと	1日14時間を超えないこと
	連続して6日を超えないこと	同左
作業日	日曜日その他の休日でないこと	同左

注1)「第1号区域」とは、指定地域のうち「第2号区域」以外の区域を示す。

注2)「第2号区域」とは、騒音の第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域以外の区域を示す。

(12) 自動車騒音に係る要請限度

区分		a区域		b区域		c区域
		1車線	2車線以上	1車線	2車線以上	1車線以上
道路に面する区域	昼間	65dB	70dB	65dB	75dB	75dB
	夜間	55dB	65dB	55dB	70dB	70dB
幹線交通を担う	昼間	75dB				
道路に近接する空間	夜間	70dB				

注1)「昼間」とは6時～22時、「夜間」とは22時～翌日の6時を示す。

注2)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道において、2車線以下の場合は道路端から15mの範囲、3車線以上の場合は道路端から20mの範囲を示す。

(13) 道路交通振動に係る要請限度

区分	第1種区域	第2種区域
昼間	65dB	70dB
夜間	60dB	65dB

注)「昼間」とは7時～20時、「夜間」とは22時～翌日の7時を示す。

(14) 水質汚濁に係る環境基準

①人の健康の保護に関する環境基準

項目	環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることを示す。

注 3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

②生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

類型	利用目的の 適応性	環境基準				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然 環境保全及びA 以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以下	20CFU/ 100mL 以下
A	水道2級、水産 1級、水浴及びB 以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以下	300CFU /100mL 以下
B	水道3級、水産 2級、及びC以 下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以下	1,000CFU /100mL 以下
C	水産3級、工業 用水1級及びD 以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以下	—
D	工業用水2級、 農業用水及びE の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以下	—
E	工業用水3級、 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以下	—

注) 基準値は日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる）とする。

類型	水生生物の生息状況の 適応性	環境基準		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較 的低温域を好む水生生物 及びこれらの餌生物が生 息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特 A	生物 A の水域のうち、生 物 A の欄に掲げる水生生 物の産卵場（繁殖場）又 は幼稚子の生育場として 特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温 域を好む水生生物及びこ れらの餌生物が生息する 水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物 特 B	生物 A 又は生物 B の水域 のうち、生物 B の欄に掲 げる水生生物の産卵場 （繁殖場）又は幼稚子の 生育場として特に保全が 必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注) 基準値は年間平均値とする。

(15) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(16) 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境基準
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機りん	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること
ひ素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 125mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること
1, 4-ジオキサソ	検液 1L につき 0.05mg 以下であること

注)「検液中に検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることを示す。

資料 8 用語説明

あ行

空き家情報バンク

市内の空き家を登録し、その物件情報を移住希望者へ提供することにより、空き家の有効活用を通じて、定住人口の増加と地域の活性化を図ることを目的とした制度。

アスベスト

石綿（イシワタ又はセキメン）ともいわれ、天然に産する鉱物繊維。耐熱性、耐薬品性、絶縁性等の諸特性に優れているため、建設資材、電気製品、自動車など、多くの用途で使用されてきたが、発がん性物質であることが判明し、平成 18 年 9 月から原則全面使用禁止となった。

ウォームビズ

地球温暖化防止の一環として、秋冬のオフィスの暖房設定温度を省エネ温度にし、暖かい服装を着用する秋冬のビジネススタイル。

うちエコ診断

国の資格認定を受けた診断士が、環境省が作成した専用ソフトを使用して、家庭の年間エネルギー使用量や光熱水費等の情報を基に、住まいの気候やライフスタイルに合わせた省エネ対策を提案する診断。

ウッドスタート 誕生祝い品事業

木育の推進や木材加工分野の活性化を図るため、新見産ヒノキを活用した木のおもちゃ「新見ピオーネつみき」を市内で製作し、1 歳 6 か月児健診時に贈呈する事業。

エコドライブ

二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転方法。具体的には、アイドリングストップをする、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、渋滞等をまねく違法駐車はしない、エアコンの使用を控えめにするなどが挙げられる。

岡山県二酸化炭素 森林吸収評価認証 制度

植栽や間伐等の整備が行われた森林による二酸化炭素吸収量を気候変動に関する政府間パネルのガイドラインに準じ、岡山県独自の方法により評価・認証することにより、企業や団体の森林保全活動への参画を促進する制度。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の 7 種類が定められている。

か行

合併処理浄化槽	し尿と生活排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。し尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等の汚濁を軽減する効果がある。
家庭用エネルギー監視システム（HEMS）	HEMS（ヘムス）は、Home Energy Management System の略称。住宅内のエネルギー消費機器や発電設備を情報ネットワークでつなぎ、各機器の運転を最適な状態に制御して、省エネルギーをトータルで実現するためのエネルギー管理システム。
カーボン・オフセット	自らの日常生活や事業活動等による温室効果ガス排出量のうち、削減が困難な量の全部又は一部を、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収等をもって埋め合わせること。
カーボンニュートラル	二酸化炭素等の温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成し、温室効果ガス排出量が実質ゼロとなること。
環境基準	「環境基本法」に基づいて定められた、人の健康の保護及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。
規制基準	法律又は条例に基づいて定められた公害の原因となる行為を規制するための基準。工場等はこの基準を守る義務が課せられている。
グラスゴー気候合意	気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）が開催されたグラスゴーにおいて、令和 3 年に採択された成果文書。パリ協定の 1.5℃努力目標達成に向け、今世紀半ばのカーボンニュートラルの達成及びその経過点である令和 12（2030）年に向けて野心的な気候変動対策に取り組んでいくことが合意された。
クールビズ	地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度にし、それに応じて軽装化するビジネススタイル。
光化学オキシダント	工場や自動車等から排出される大気汚染物質が太陽の紫外線を受けて反応することにより生成されるオゾン等の酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸器への影響といった健康影響のほか、農作物等の植物へも影響を及ぼす。
固定価格買取制度	再生可能エネルギー源（太陽光・風力・水力（3 万 kW 未満）・地熱・バイオマス）を用いて発電された電気を、一定期間、国が定める価格により電気事業者が買い取ることを義務付けた制度。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づくもの。電気事業者が買取りに要した費用は、電気料金の一部として、国民が負担する賦課金によって賄われる。
コンポスト容器	家庭から出る生ごみ等の有機物を微生物の働き等で発酵させ、堆肥化する容器。

さ行

再生可能エネルギー

永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等が挙げられる。

次世代自動車

大気汚染物質や温室効果ガスの排出、騒音等の発生が少なく、燃費性能が優れている自動車。ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車等が挙げられる。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

平成 27 年 9 月の国連総会で採択された、持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする平成 28 年から令和 12 年（2030 年）までの国際目標。

持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（エスディージーズ）は、Sustainable Development Goals の略称。平成 27 年 9 月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた平成 28 年から令和 12（2030）年までの国際目標。17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されており、環境・社会・経済の 3 つの側面を統合的に解決する考え方が強調されている。

循環型社会

廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

省エネ最適化診断サービス

一般財団法人省エネルギーセンターが提供している、専門機関のエネルギーの専門家が中小事業者を訪問して、従来の「省エネ診断」に加えて太陽光発電等の「再エネ提案」を加えた診断を行うサービス。

食品ロス

食べ残しや買いすぎによって、本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。小売店での売れ残り・期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し・食材の余り等が主な原因となる。

森林環境譲与税

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、国民一人ひとりが等しく負担を分かち合って森林を支える仕組みとして創設された税（森林環境税）を自治体の実施する森林整備等に充てるための財源。

水源かん養機能

森林土壌が有する、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壌を通過することにより水質が浄化される。

生物化学的酸素 要求量 (BOD)	BOD は、Biochemical Oxygen Demand の略称。水中の有機物を微生物が分解する際に消費する酸素の量で、河川で環境基準が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きいことを意味する。
生物多様性	生き物の豊かな個性とつながりのこと。森林・里地里山・河川・干潟等の生態系の多様性、動植物から細菌等の微生物にいたる様々な種類の生き物が存在する種の多様性、同じ種でも異なる遺伝子を持つという遺伝子の多様性の 3 つのレベルの多様性がある。
ゼロカーボンアクション 30	環境省が令和32（2050）年までのカーボンニュートラルの実現を目指して、衣食住・移動・買い物など、日常生活における脱炭素行動と暮らしにおけるメリットを30項目に整理したもの。
ゼロカーボンシティ	令和32（2050）年までに温室効果ガス排出量又は二酸化炭素を実質ゼロ（カーボンニュートラル）にすることを旨とする首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体。
た行	
ダイオキシン類	有機塩素化合物である「ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン」、「ポリ塩化ジベンゾフラン」及び「コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）」の総称。物を燃焼する過程等で非意図的に生成する物質であり、高濃度に暴露された場合は、人に対する発がん性があるとされている。
脱炭素社会	二酸化炭素等の温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と森林等の吸収源による除去量との間の均衡が達成された社会、すなわちカーボンニュートラルが実現した社会。
多面的機能支払制度	農業や農村が持つ多面的な機能の維持・機能の発揮を図るための地域の共同活動を促進するため、国及び地方自治体による支援を行う制度。
中山間地域等直接 支払制度	農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度。
適応策	温室効果ガスの排出を抑制する緩和策に加えて、既に起こりつつある気候変動の影響による被害を回避・軽減していくための対策。
電気自動車	バッテリーに蓄えた電気を利用して、モーターを回転させて走行することで、走行中に二酸化炭素等を排出しない自動車。
特定外来生物	海外起源の外来種で、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から「外来生物法」に基づき指定された生物。

な行

ナラ枯れ	カシノナガキクイムシが媒介する病原菌により感染するナラ類やカシ類の樹木が枯れる伝染病。
二酸化窒素	工場等のボイラー、自動車のエンジン、家庭のストーブ等で燃料等を燃焼させると発生する気体。呼吸器疾患の原因となる。
日平均値の 年間 98%値	1 年間に測定された全ての日平均値を、値の低い方から高い方に順に並べたとき、低い方から数えて 98%目に相当する値。
日平均値の 年間 2%除外値	1 年間に測定された全ての日平均値を、値の高い方から低い方に順に並べて、高い方から 2%の範囲にあるものを除外した後の最高値。
ネット・ゼロ・エネルギー ・ハウス (ZEH)	ZEH (ゼッチ) は、Net Zero Energy House の略称。建物の断熱性・省エネ性能を上げ、太陽光発電等でエネルギーを創ることにより、年間の一次消費エネルギー量 (空調・給湯・照明・換気) の収支を実質ゼロとする住宅。
ネット・ゼロ・エネルギー ・ビル (ZEB)	ZEB (ゼブ) は、Net Zero Energy Building の略称。ZEH と同様の考え方で、年間の一次消費エネルギー量 (空調・給湯・照明・換気) の収支を実質ゼロとする建築物。

は行

バイオマス	再生可能な有機性資源で化石資源を除いたもの。間伐材、稲わら、もみ殻、家畜ふん尿、食品廃棄物、下水汚泥等が挙げられる。直接燃焼して燃料として用いるほか、発酵時に発生するメタンガスを燃料として用いる場合もある。
パリ協定	気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) が開催されたパリにおいて、平成 27 年に採択された温室効果ガス削減のための新たな国際的枠組み。温室効果ガス排出削減 (緩和) の長期目標として、気温上昇を 2℃より十分下方に抑えるとともに 1.5℃に抑える努力を継続すること、そのために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ (排出量と吸収量を均衡させること) とすることが掲げられている。
微小粒子状物質 (PM2.5)	大気中に浮遊する粒子状物質のうち、直径が 2.5 μm (1 μm は 1mm の 1,000 分の 1) 以下のもの。浮遊粒子状物質よりも更に小さい粒子 (髪の毛の太さの 30 分の 1 程度) であるため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加えて、循環器系への影響が懸念されている。

ビル用エネルギー監視システム (BEMS)	BEMS (ベムス) は、Building Energy Management System の略称。家庭用エネルギー監視システム (HEMS) と同様の考え方で、ビルの省エネルギーをトータルで実現するためのエネルギー管理システム。
フードドライブ活動	家庭で余っている食品を地域のイベントや学校、職場等に持ち寄り、それを必要としている福祉団体・施設等に寄付する活動。
浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中に浮遊する小さな粒子のうち、直径が $10\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1mm の $1,000$ 分の 1) 以下の小さな粒子。工場の事業活動や自動車の走行等に伴って発生し、大気中に長時間滞留し、肺や気管支に沈着して呼吸器系に影響を及ぼす。
プラグインハイブリッド自動車	家庭用電源からコンセントプラグで直接充電できるハイブリッド自動車。走行中に二酸化炭素等を排出しない電気自動車と遠距離走行が可能なハイブリッド自動車の利点を併せ持った自動車。
フロン類	炭化水素に塩素やフッ素等が結合した化合物。エアコンや冷蔵庫・冷凍庫の冷媒や溶剤等の用途で活用されてきたが、オゾン層破壊物質である特定フロンや、オゾン層を破壊しないものの強力な温室効果ガスである代替フロンがあり、フロン類の排出抑制が課題となっている。

ま行

マイクロプラスチック	プラスチックごみのうち、波や紫外線により砕かれた大きさが 5mm 以下のもの。含有・吸着する有害化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。
マツ枯れ	マツノマダラカミキリが媒介するマツノザイセンチュウを病原体とするアカマツやクロマツが枯れる伝染病。

や行

遊休農地	耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。または、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地。
ユニバーサルデザイン	障害、年齢、性別、言語、文化など、それぞれの違いを超えて、全ての人に対して、できる限り利用可能であるように、製品、建造物、生活空間等をデザインすること。

ら行

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生動植物種に関するデータ集。岡山県では、平成15年に岡山県版のレッドデータブックを発刊し、改訂版として、平成22年には岡山県版レッドデータブック2009、令和2年には岡山県版レッドデータブック2020が発刊されている。

数字・アルファベット

3R（スリーアール）

廃棄物のリデュース（Reduce：排出抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の3つの頭文字をとったもの。

75%値

1年間に測定された全ての日平均値を、値の低い方から高い方に順に並べたとき、低い方から数えて75%目に相当する日平均値。

COOL CHOICE （クールチョイス）

温室効果ガス排出量の削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという国民運動。

dB（デシベル）

騒音レベルや振動レベルの単位。d（デシ）は10分の1を意味する接頭語で、B（ベル）の10分の1を表したもの。

PDCA（ピーディーシーイー）サイクル

PDCAは、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）の頭文字をとったもので、P→D→C→Aのサイクルを繰り返し行うこと。目標を達成するために業務を継続的に改善する手法として使われる。

PPA（ピーピーイー）モデル

PPAは、Power Purchase Agreement（電力購入契約）の略称。発電事業者が太陽光発電設備を設置・維持管理し、その発電された電気を需要家に販売する仕組み。需要家は、太陽光発電設備の導入を初期投資ゼロで行えるといったメリットがある。

ppm （ピーピーエム）

ppmは、parts per millionの略称で、微量物質の濃度の単位。1m³の大気中に1cm³の汚染物質が存在する場合の濃度が1ppmとなる。

SNS （エスエヌエス）

SNSは、Social Networking Serviceの略称。人と人とのつながりを促進・支援するコミュニティ型のWebサイト及びネットサービス。

t-CO₂ （トンシーオーツー）

温室効果ガス排出量の単位。地球温暖化係数の異なる6種類の温室効果ガスをCO₂基準で換算して重量で表したものの。

第 3 次新見市環境基本計画

令和 5 年 3 月発行

発 行／新見市

編 集／新見市 福祉部 環境課

〒718-8501 岡山県新見市新見 310 番地 3

TEL 0867-72-6124

FAX 0867-72-6107



新見市
NIIMI CITY

